

## 平成29年 第3回東峰村議会定例会

招集年月日 平成29年3月9日開議  
招集の場所 東峰村役場議場  
開会日時及び宣告 平成29年3月9日 9時30分  
議長 大蔵 久徳  
閉会日時及び宣告 平成29年3月15日 12時15分  
議長 大蔵 久徳

### 応招議員

議席番号	議員名	出欠	議席番号	議員名	出欠
1番	柳瀬 弘光		2番	伊藤 均	
3番	梶原 光春		4番	黒川 隆康	
5番	高橋 弘展		6番	梶原 文明	
7番	高倉 寛視		8番	佐々木 紀嘉	
9番	長澤 貞義		10番	大蔵 久徳	

### 不応招議員

議席番号	議員名	議席番号	議員名
	なし		

### 出席議員

10名

### 欠席議員

なし

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため  
会議に出席した者の職氏名

職	氏 名	職	氏 名
村 長	澁 谷 博 昭	教 育 長	室 井 昭 博
副 村 長	岩 橋 忠 助	総務課長	梶 原 浩 二
企画政策課長	小 林 純 一	住民税務課長	岩 橋 一 成
農林観光課長	野 寄 和 秀	保健福祉課長	室 井 英 信
建設水道課長	日 野 正	教育課長	室 井 富 美 子

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏 名	職	氏 名
議会事務局長	室 井 慶 久		

村長提出議案の題目

議案第 3 号	東峰村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 4 号	東峰村税条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 5 号	東峰村農業委員会委員の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6 号	東峰村農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例を廃止する条例の制定について
議案第 7 号	東峰村農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例を廃止する条例の制定について
議案第 8 号	東峰村喜楽来館の指定管理者の指定について
議案第 9 号	平成 2 8 年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第 6 号）について
議案第 1 0 号	平成 2 8 年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第 2 号）について
議案第 1 1 号	平成 2 8 年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第 3 号）について
議案第 1 2 号	平成 2 9 年度東峰村一般会計歳入歳出予算について
議案第 1 3 号	平成 2 9 年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について
議案第 1 4 号	平成 2 9 年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について
議案第 1 5 号	平成 2 9 年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について

#### 議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。(会議規則第21条)

#### 会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。(会議規則118条)

7番 高倉寛視議員

8番 佐々木紀嘉議員

## 平成29年 第3回東峰村議会定例会議事日程

平成29年3月9日開議

- |        |         |  |
|--------|---------|--|
| 日程第 1  |         | 会議録署名議員指名  |
| 日程第 2  |         | 会期の決定  |
| 日程第 3  |         | 議案上程報告   |
| 日程第 4  |         | 村長のあいさつ及び提案理由の説明                                 |
| 日程第 5  |         | 一般質問   |
| 日程第 6  | 議案第 3号  | 東峰村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7  | 議案第 4号  | 東峰村税条例等の一部を改正する条例の制定について                         |
| 日程第 8  | 議案第 5号  | 東峰村農業委員会委員の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例の制定について         |
| 日程第 9  | 議案第 6号  | 東峰村農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例を廃止する条例の制定について        |
| 日程第 10 | 議案第 7号  | 東峰村農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例を廃止する条例の制定について    |
| 日程第 11 | 議案第 8号  | 東峰村喜楽来館の指定管理者の指定について                             |
| 日程第 12 | 議案第 9号  | 平成28年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第6号)について                   |
| 日程第 13 | 議案第 10号 | 平成29年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算(第2号)について             |
| 日程第 14 | 議案第 11号 | 平成28年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算(第3号)について           |
| 日程第 15 | 議案第 12号 | 平成29年度東峰村一般会計歳入歳出予算について                          |

日程第 1 6 議案第 1 3 号 平成 2 9 年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について

日程第 1 7 議案第 1 4 号 平成 2 9 年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について

日程第 1 8 議案第 1 5 号 平成 2 9 年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について

開 会	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今の出席議員数は、10名です。</p> <p>定足数に達していますので、平成29年第3回東峰村議会定例会を開会します。</p> <p>(9時30分)</p>
開 議	
議 長	<p>本会議に先立ち、議長の諸般の報告を行います。</p> <p>報告は、お手元にお配りしております議案書の最後のページの、議長諸般報告をもって代えさせていただきます。</p> <p>それでは、ただ今から配布しております日程により、議事を進めてまいります。</p>
日程第1	
議 長	<p>まず、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、7番 高倉寛視議員、8番 佐々木紀嘉議員を指名いたします。</p>
日程第2	
議 長	<p>次に、日程第2 「会期の決定について」を、議題といたします。</p> <p>議会運営委員会委員長に、会議等議会運営委員会の報告を求めます。</p> <p>9番 長澤貞義議員</p>
9 番	<p>今期定例会の議会運営にあたり、議会運営委員会の協議の結果について、ご報告を申し上げます。</p> <p>本日招集に係る平成29年東峰村議会第3回定例会の運営につきましては、去る2月28日に議会運営委員会を開会しました。</p> <p>まず、議案につきましては、条例の制定及び一部改正等が6件、平成28年度一般会計・特別会計の補正予算が3件、平成29年度一般会計・特別会計の当初予算が4件予定されています。</p> <p>会期につきましては、慎重に審議をいたしまして、本日9日から17日までの9日間と決定いたしました。</p> <p>会期日程につきましては、お手元に日程表を配布しております。</p> <p>まず、議案上程後、村長のあいさつ及び提案理由の説明を聴取し、各課長の補足説明の後、通告順に、9名の議員の一般質問を予定しております。</p> <p>当初予算については、予算審査特別委員会を設置、付託し、審議をしたいと思います。</p> <p>最終日に、議案の審議、質疑、討論、採決を予定いたしております。</p> <p>以上、簡単であります。議会運営委員会の協議の概要であります。</p> <p>本定例会が円滑に運営されますように特段のご協力を賜りますよう心からお願いいたします。報告といたします。</p>
議 長	<p>ただ今、議会運営委員長より報告がありました。</p> <p>本定例会の会期は、本日9日から17日までの9日間といたしたいと思います。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

議 長	異議なしと認め、会期は、3月9日から3月17日までの9日間と決定をいたしました。
日程第3	
議 長	次に、日程第3 事務局長に議案の上程報告を求めます。 事務局長 (事務局長議案上程報告)
議 長	事務局長より議案の上程報告が終わりました。
日程第4	
議 長	日程第4 「村長あいさつ及び提案理由の説明」を、お願いします。 村長
村 長	<p>皆さん、改めましておはようございます。</p> <p>本日ここに平成29年第3回東峰村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにお忙しい中、ご参集を賜り厚く御礼を申し上げます。</p> <p>長かった寒さもやっと峠を越え、木も花も蕾を膨らませ、日ごとに人々の動きもにぎやかとなり、春を身近に感じる季節となりました。平成29年度予算にあたりましては、通常の前算のほか東峰村まち・ひと・しごと創生総合戦略、小石原川ダム建設事業の水特法に係る事業など、引き続き継続して行う事業に加え、新たに集落支援員事業などを盛り込んだ予算となっております。</p> <p>また、財政調整基金が標準財政規模を超えようとしていますので、その一部を今後利用度の高まる施設改修基金へと組み替えを行う予算ともなっております。</p> <p>村の人口も依然として減少傾向に歯止めがかかっておりませんが、本年度創設いたしました空き家バンク制度による問い合わせ件数は約40件近くに達し、本年に入りまして、8件の相談がっております。その中で2世帯、11名の移住がある予定です。また、現在2世帯、5名と契約交渉中との報告も受けております。</p> <p>また、企業誘致におきまして、3月1日にリソースフォレスト株式会社との村有財産の賃貸借契約の締結も完了し、本村において雇用の場が新たに生まれることとなりました。これもひとえに議員各位のご理解とご協力の賜物だと、改めて感謝を申し上げます。</p> <p>いずれにいたしましても、本村がさらに活性化し、持続可能な村として生き残るためにも、その推進、実現のためには議員各位のご理解とご協力は欠かせませんので、今後とも村政の運営に対し、ご理解とご協力のほどをよろしくお願いを申し上げます。</p> <p>それでは、本定例会に執行部から提案しております各議案についてのご説明を申し上げます。</p> <p>本定例会には、条例の一部改正または廃止について5件、補正予算について3件、当初予算について4件、その他指定管理者の指定について1件、合計13件の議案等を提案申し上げ、ご審議をお願いする次第であります。</p> <p>議案第3号、東峰村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、農業委員会等に関する法律の改正により、農地利用最適化推進委員が新設されることと、嘱託職員の報酬について改</p>

正を行うため、本条例を制定しようとするものであります。

議案第4号、東峰村税条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令が平成28年11月28日にそれぞれ公布されたことに伴い、東峰村税条例等の一部を改正する必要が生じたため、本条例を制定するものです。

議案第5号、東峰村農業委員会委員の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、東峰村農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例を廃止する条例の制定について、議案第7号、東峰村農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例を廃止する条例の制定について、以上3議案につきましては、農業委員会等に関する法律の一部改正により、農業委員会の委員の「公選制」が「議会の同意を要する市町村長による選任制」に改められ、また、農用地最適化推進委員が新設されたことから、条例の一部または不要となる条例を廃止するものです。

議案第8号、東峰村喜楽来館の指定管理者の指定につきましては、喜楽来館の管理運営に関する基本協定に基づく指定期間が平成29年3月31日をもって終了するため、新たに指定管理者を指定するものです。

議案第9号、平成28年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第6号)につきましては、歳入歳出それぞれ4,742万円を減額し、歳入歳出総額を3億7,463万4,000円と定めるものです。

歳出では、まち・ひと・しごと創生事業におけるゲストハウス事業1億163万円、イッピンプロジェクト事業6,000万円が主な追加事業で、簡易水道事業特別会計への拠出金8,080万4,000円の減額のほか、不要となる額を減額しております。

歳入では、まち・ひと・しごと創生事業に係る地方創生拠点整備交付金7,100万円、同事業に係る村債7,100万円を追加し、その他減額となる補助金等について計上をしております。

議案第10号、平成28年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出それぞれ2億1,117万7,000円を減額し、歳入歳出総額を4億5,725万4,000円と定めるものです。

議案第11号、平成28年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出それぞれ520万8,000円を減額し、歳入歳出総額を4億786万4,000円と定めるものです。

議案第12号、平成29年度東峰村一般会計歳入歳出予算につきましては、対前年度比1億8,889万1,000円から5.6%減の32億977万5,000円といたしました。

それでは一般会計の歳入の概要について説明を申し上げます。

地方税及び交付金等につきましては、概ね昨年並みの額を計上しております。

地方交付税につきましては、地方創生に取り組むための経費が組み込まれたことにより、国勢調査人口の減少にもかかわらず横ばいで推移していることは、本村にとりましてたいへんありがたいことです。



	<p>その他基金組み替えの2億円を除けば、昨年と比較し4億円ほど縮小された予算編成となりました。</p> <p>次に、歳出の主な内容につきまして、目的ごとに概要を説明申し上げます。</p> <p>まず、総務費は、基金の繰替えを除けば、まち・ひと・しごと創生関連事業費等の増により、4,728万4,000円、6.3%増の7億9,840万円といたしました。</p> <p>民生費は、昨年並みの4億7,200万2,000円、保健衛生費は1,029万5,000円、5.6%の減少で1億7,303万円といたしました。</p> <p>農林水産費は、ライスセンター関係事業の減により1億5,572万5,000円、43%の減で、2億600万8,000円となりました。</p> <p>商工費は、トーキコーディネーター事業費の増により、4,014万7,000円、38.1%増の1億4,557万円といたしました。</p> <p>土木費は、3,042万5,000円、4.7%増の6億7,400万5,000円。消防費は、742万2,000円、6.6%減の1億1,653万4,000円。教育費は、540万7,000円、5.2%減の9,792万円といたしました。</p> <p>公債費は、2,720万9,000円、10.8%減の2億2,587万5,000円。</p> <p>諸支出金では、水源地域整備事業による小石原浄水場系統管理費への操出金の減により3億892万5,000円、86.7%の減の4,732万3,000円といたしました。</p> <p>なお、詳細につきましては、予算審査特別委員会におきまして、担当課長のほうからの説明、または質疑応答により審査のほどをよろしくお願い申し上げます。</p> <p>次に、特別会計について説明をいたします。</p> <p>議案第13号、平成29年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算につきましては、対前年度比4億4,147万2,000円、67.2%減の2億1,517万7,000円といたしました。</p> <p>議案第14号、平成29年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算につきましては、対前年度比4,903万円、12.9%増の4億2,797万9,000円といたしました。</p> <p>議案第15号、平成29年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算につきましては、対前年度比533万1,000円、13%増の4,618万9,000円といたしました。</p> <p>以上、提案理由の概要をご説明申し上げましたが、いずれも今後の村政推進上重要な案件でありますので、皆様方には十分なるご審議を賜り、ご議決いただきますようお願いを申し上げ、私の提案理由といたします。</p>
議 長	<p>以上、村長の提案理由の説明が終わりました。</p> <p>次に、日程第5 一般質問につきましては、日程第6から日程第15までの補足説明終了後に行います。</p>
日程第6	
議 長	次に、日程第6 議案第3号「東峰村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費

	<p>用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>議案書 17 ページをお願いいたします。</p> <p>議案第 3 号「東峰村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>平成 29 年 3 月 9 日提出、村長名でございます。</p> <p>提案理由といたしまして、農業委員会等に関する法律の一部改正により、各地域における農地利用の最適化を推進するために農地利用最適化推進委員が新設されたことに伴い、その報酬の額を定め、併せて嘱託職員の報酬について改正を行うものでございます。</p> <p>18 ページをお願いいたします。</p> <p>東峰村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するというので、新旧対照表をご覧くださいと思っておりますが、19 ページの一番下の行です。農業委員会がございまして、2 列目に、役職名に農地利用最適化推進委員が追加されております。</p> <p>それから、報酬におきまして、月額と年額を追加し、基本給は変わりませんが、それぞれに能率給が定められております。</p> <p>金額等につきましてはですね、予算審査特別委員会の中でご質問をいただければと思っております。</p> <p>それから、22 ページをお願いいたします。</p> <p>22 ページの公民館長、社会教育指導員、地域活動指導員につきましては嘱託職員としておりますので、それぞれに定める報酬の額は、一番下の行の嘱託職員 30 万円以内で、予算で定める額と、その中に含めたいと思っております。</p> <p>と申しますのも、それぞれの嘱託職員につきましては、一般職、公務員の給与表を適用しております。ベースアップがあればですね、その都度その条例の改正が必要となってまいりますので、それを省略するためということで、嘱託職員に含めることで、予算書のほうで確認をお願いいただければと思っております。</p> <p>附則といたしまして、この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>ただし、別表中農業委員会の改正規定は、平成 29 年 7 月 20 日から施行する。</p> <p>以上でございます。</p>
日程第 7	
議長	<p>次に、日程第 7 議案第 4 号「東峰村税条例等の一部を改正する条例の制定について」補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>住民税務課長</p>
住民税務課長	<p>議案書の 23 ページをお願いいたします。</p> <p>議案第 4 号「東峰村税条例等の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>平成 29 年 3 月 9 日提出、村長名でございます。</p> <p>提案理由といたしましては、地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等</p>

	<p>の一部を改正する法律並びに地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令が平成28年11月28日にそれぞれ公布されたことに伴い、東峰村税条例等の一部を改正する必要性が生じたため提案するものです。</p> <p>改正につきましては、24ページから50ページにかけての改正案、下線、アンダーライン部分ですが、いずれもモデル条例に準拠した形での改正となります。</p> <p>主な改正点につきましてでございますが、24ページからの第1条になりますが、こちらは法改正による表現の変更になります。主には用語の定義、並びに適用期限の延長ということになります。</p> <p>26ページからの第2条につきましては、平成28年3月31日専決処分で公布いたしました条例の附則漏れによる追加になります。こちらは固定資産税に関する経過措置ということになります。</p> <p>それから、28ページからの第3条につきましてですが、こちらも法改正による制度改正及び制度新設になります。</p> <p>具体的な内容につきましては、まず1点目が、軽自動車税のグリーン化特例1年延長に係る既定の整備及び経過措置の新設ということになります。</p> <p>2点目が、軽自動車税の環境性能割導入の時期の変更に伴う既定の整備及び適用年度の変更。</p> <p>3点目は、消費税率改正時期の変更に伴う既定の整備、及び施行期日の変更になります。</p> <p>最後の50ページでございますけれども、附則のところになりますが、この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>ただし、第1条中東峰村税条例附則第7条の3の2、第1項の改正規定、第2条及び第3条の規定は、公布の日から施行する。ということになります。</p> <p>以上、提案させていただきます。</p>
<p>日程第8～ 日程第10</p>	
<p>議長</p>	<p>次に、日程第8 議案第5号「東峰村農業委員会委員の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例の制定について」、日程第9 議案第6号「東峰村農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例を廃止する条例の制定について」、日程第10 議案第7号「東峰村農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例を廃止する条例の制定について」は、関連していますので、一括議題とします。</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>農林観光課長</p>
<p>農林観光課長</p>	<p>補足説明の前に資料がございますので、配布させていただいてよろしいでしょうか。</p>
<p>議長</p>	<p>事前に確認していますので、これを許可します。</p> <p>(資料配布)</p>
<p>農林観光課長</p>	<p>議案第5号「東峰村農業委員会委員の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>上記条例案を別紙のとおり提出する。</p>

平成29年3月9日提出、村長名でございます。

提案理由といたしまして、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会の委員の「公選制」が「議会の同意を要する市町村長による選任制」に改められ、また、農地利用最適化推進委員が新設されることから、東峰村農業委員会委員の選挙による委員の定数条例の一部を改正するものであります。

52ページをお願いいたします。

東峰村農業委員会委員の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例。

東峰村農業委員会委員の選挙による委員の定数条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表の現行のほうでございますが、東峰村農業委員会の選挙による委員の定数条例を、改正案といたしまして、委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例と改めまして、農業委員会等に関する法律第8条第2項及び第18条第2項の規定による東峰村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数は、次のとおりとする。

1号、農業委員会の委員11人、2号、農地利用最適化推進委員4人。

附則、この条例は、平成29年7月20日から施行する。

ここで配布のですね、資料を見ていただきたいと思います。

表紙のところ、農業委員会等に関する法律、委員の任命、第8条の第1項と第2号だけ朗読させていただきます。

委員は、農業に関する見識を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が議会の同意を得て任命する。

第2号、委員の定数は、農業委員会の区域内の農業者の数、農地面積その他の事情を考慮して、政令で定める基準に従い、条例で定めるということ。

それから、下段のほうにですね、第18条第1項、第2項を朗読させていただきます。

18条、推進委員は非常勤とする。

第2項、推進委員の定数は、農地等として利用すべき農地の農業上の利用並びに農地等の利用の効率化及び高度化の状況、その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い条例で定めるとあります。

このことにつきましては、1枚めくっていただきまして、右側のほうですね、農業委員会等に関する法律施行令、第5条に区分とありまして、ここに書いてありまして、10a以上の農地、個人、世帯数、耕作区域内の有する法人の合計が1,100以下の農業委員会、その他区域の農地面積が1,300ha以下の農業委員会でございます。右側のですね、推進委員を委嘱する農業委員会については、14人を上限とするということが謳っておりますので、現行11名の東峰村農業委員会でございますので、11名というふうに提案させていただいております。

それから、もう1枚めくっていただきまして、最後のページです。

下から4行ですね、農業委員会の推進委員の定数の基準とありまして、第8条に政令で定める農業区域内の面積のヘクタールを100で除した数以下であることとする。

	<p>(2) 未満の端数を生じたときは1に切り上げることがございます。  東峰村の農地面積は308haでございますので、3.08となり、4名を推進委員を上程させていただいております。</p> <p>それから、表紙の裏面にちょっと戻っていただきます。  農業委員会法改正の全体像というふうな横長のものでございます。  これは農業委員会が、その下の使命である農地利用の最適化、担い手への集積、集約化、それから耕作放棄地の発生防止、解消、と新規参入の促進により、よく果たせるようにするということが全体像等の目的となります。</p> <p>以下は、後ほどですね、ご覧いただきたいと思えます。  それでは、53ページに戻っていただきます。  議案第6号「東峰村農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例を廃止する条例の制定について」  上記の条例案を別紙のとおり提出する。  平成29年3月9日提出、村長名でございます。  提案理由、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会の委員の「公選制」が「議会の同意を要する市町村長による選任制」に改められたため、東峰村農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例を廃止するものである。  54ページ、東峰村農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例を廃止する条例の制定について。  東峰村農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例を廃止する。  附則、この条例は、平成29年7月20日から施行する。  55ページ、議案第7号「東峰村農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例を廃止する条例の制定について」  上記の条例案を別紙のとおり提出する。  平成29年3月9日提出、村長名でございます。  提案理由、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会の委員の「公選制」が「議会の同意を要する市町村長による選任制」に改められたため、東峰村農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例を廃止するものである。  56ページ、東峰村農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例を廃止する条例の制定について。  東峰村農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例を廃止する。  附則、この条例は、平成29年7月20日から施行する。  以上、説明させていただきました。</p>
日程第11	
議長	次に、日程第11 議案第8号「東峰村喜楽来館の指定管理者の指定について」補足説明を担当課長に求めます。 保健福祉課長
保健福祉課長	57ページをお願いします。 議案第8号「東峰村喜楽来館の指定管理者の指定について」

	<p>次のとおり東峰村喜楽来館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。</p> <p>平成29年3月9日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>1. 指定管理施設の名称及び所在。  名称 東峰村喜楽来館  所在 朝倉郡東峰村大字小石原鼓2846番地</p> <p>2. 指定管理者の名称及び所在。  名称 社会福祉法人 東峰村社会福祉協議会長 梶原昌弘  所在 朝倉郡東峰村大字小石原鼓2846番地</p> <p>3. 指定管理期間。  平成29年4月1日から平成34年3月31日まで。</p> <p>提案理由としまして、東峰村喜楽来館の管理運営に関する基本協定に基づく指定管理期間が、平成29年3月31日をもって終了するためでございます。以上です。</p>
日程第12	
議長	<p>次に、日程第12 議案第9号「平成28年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第6号）」について、補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>議案第9号「平成28年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第6号）」平成28年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,742万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億7,463万4,000円とする。</p> <p>第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。</p> <p>第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。</p> <p>平成29年3月9日提出、村長名です。</p> <p>59ページです。</p> <p>第1表、歳入でございます。</p> <p>9款2項負担金につきましては、277万7,000円の減です。</p> <p>11款1項国庫負担金につきましては、908万8,000円の減、2項の国庫補助金については2,796万6,000円の増でございます。</p> <p>12款1項県負担金については410万7,000円の減、2項県補助金につきましては1,834万円の減、15款2項基金繰入金につきましては7,713万8,000円の減です。</p> <p>16款1項繰越金につきましては3,625万6,000円の減、17款4項雑入につきましては132万円の増、18款1項村債につきましては7,100万円</p>

の増。

補正の総額4,742万円の減でございます。

補正後の歳入総額は、36億7,463万4,000円とするものでございます。  
60ページをお願いいたします。

歳出ですが、2款1項総務管理費では、9,754万8,000円の増でございます。

3款1項社会福祉費では439万5,000円の増、2項の児童福祉費では2,485万1,000円の減、3項老人福祉費では820万5,000円の減。

民生費総額で2,866万1,000円の減でございます。

4款1項保健衛生費は1,932万3,000円の減、6款1項農業費で6,000万円の増、2項の林業費で1,120万4,000円の減。

農林水産費では4,879万6,000円の増でございます。

商工費では、7款2項の観光費では34万5,000円の増でございます。

8款4項住宅費では5,878万2,000円の減でございます。

9款1項消防費では418万2,000円の減でございます。

10款の教育費におきましては、1項から5項までそれぞれ減額するもので、総額235万7,000円を減額するものでございます。

13款1項繰出金では8,080万4,000円の減です。

歳出の補正は4,742万円の減で、補正後の総額は36億7,463万4,000円とするものでございます。

次に、62ページをお願いいたします。

62ページは繰越明許費でございます。

まず、2款1項総務管理費では、電算事務事業として18万3,000円を繰り越すものです。これは、個人番号カード交付事業に係るものでございます。

次に、同じく総務費で、ゲストハウス拠点整備事業といたしまして、1億163万円を繰り越すものでございます。

3款1項では臨時給付金給付事業として1,242万3,000円を繰り越すものです。

6款では、1項の農業振興対策費、これは、イッピンプロジェクトに係るもので、6,000万円を繰り越すものです。

同じく農山村活性化事業、これは、ライスセンターの農道に係るもので、3,176万8,000円を繰り越すものでございます。

8款2項道路橋梁費では、村道改良舗装事業、杷木・宝珠山線と橋梁改修、これについて6,170万円を繰り越すものでございます。

4項の住宅費では、公営住宅建設事業費として1,382万3,000円を繰り越すものです。

9款1項消防費では、消防施設維持管理事業として、これは県防災の工事費でございます。436万5,000円を繰り越すものでございます。

次に、63ページですが、地方債の補正ということで、一般補助施設整備等事業債、これは、補正予算債になるものでございますが、ゲストハウス拠点整備事業とイッピンに係るものです。総額で7,100万円を補正するもので、起債の方法、

利率、償還の方法等は、記載のとおりでございます。

次に、66ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細でございます。

9款2項1目民生費負担金では、保育料を277万7,000円減額するものです。

11款1項1目民生費国庫負担金では、児童措置費国庫負担金から児童手当等を含めまして918万3,000円を減額するものでございます。

少額の補正については省略したいと思います。

11款2項1目総務費国庫補助金では、住宅・建築物安全ストック形成事業補助金として99万1,000円を追加するものでございます。これは、庁舎の耐震診断に係るものでございます。県からの補助金が増えましたので、これを補正するものでございます。

22節の地方創生拠点整備交付金、これがゲストハウス整備事業とイッピンプロジェクト、合わせて7,100万円を補正するものでございます。

次に、2目の民生費国庫補助金では、臨時福祉給付金給付事業国庫補助金が115万5,000円の減でございます。

3目の保健衛生費国庫補助金では、合併処理浄化槽設置費の補助金が262万7,000円の減でございます。

次に、6目の土木費国庫補助金では、社会資本整備費総合交付金4,019万9,000円でございます。

次に、12款1項1目民生費県負担金では、国庫と同様に児童措置費と児童手当について415万9,000円が減額されるものでございます。

次に、12款2項1目総務費県補助金ですが、これは、住宅耐震改修、庁舎の耐震診断とは別にですね、これは個人の家に関するものでございます。30万円の申請がありませんでしたので減額するものでございます。

2項の民生費県補助金では、乳幼児医療からひとり親家庭医療費、これにつきまして減額するものでございます。

3目保健衛生費県補助金については、国庫と同様に合併処理浄化槽について248万9,000円を減額するものです。

4目農林水産費県補助金については、荒廃森林再生事業の事業費として1,299万4,000円、補助金を減額するものでございます。

68ページをお願いいたします。

15款2項基金繰入金でございます。財政調整基金繰入金1,251万2,000円を今回増額するものでございます。

それから、13目の小石原川ダム水源地域振興事業基金繰入金、これにつきましては、9,211万円の減でございます。

15目のふるさと基金繰入金256万でございますが、これはふるさと納税された部分についてですね、寄附された方々の意思に基づいてですね、事業費に充当しようとするもので、今回繰り入れを行うものでございます。

次に、16款1項1目繰越金でございますが、これは、平成27年度の繰り越し事業がございましたが、本来それに充当すべき財源をですね、減免予算で計算して



	<p>おりましたので、これは、単純に計算誤りでございます。今回3,625万6,000円を訂正し、減額するものでございます。</p> <p>17款4項1目雑入でございますが、水資源機構からの交付金が200万の減、市町村宝くじ交付金が332万円となりましたので、132万円増額するものでございます。</p> <p>それから18款1項村債では、ゲストハウスとイッピンの関係でございます。4,300万円と2,800万円、これは補正予算債になるもので、交付税措置が後年度に50%されることとなります。</p> <p>次に、69ページですが、歳出について、総務課の関係を説明いたします。</p> <p>まず、一般管理費では、共済組合負担金、臨時職員の賃金等に不用額が出ておりますので減額するものです。</p> <p>また、退職手当組合負担金が概ね確定しましたので、140万円追加するものです。</p> <p>それから、財政管理費としては、ふるさと納税の額を見込み積立金を増額補正するものでございます。</p> <p>それから5目の財産管理費では、庁舎耐震診断の県からの補助金が増えましたので、財源の組み替えを行うものでございます。</p> <p>次に、14目電算事務費では、電算委託料に不用額が生じたので減額するものと、19節は地方公共団体情報システム、J-LISと言いますけれども、そこに対する負担金を今回追加するもので、これについては繰り越しを行うものでございます。</p> <p>72ページをお願いいたします。</p> <p>72ページは、9款1項消防費があるわけですが、それぞれに不用額が生じておりますので、減額するものでございます。</p> <p>次に、74ページをお願いいたします。</p> <p>74ページでは、13款1項諸支出金で、操出金でございますが、簡易水道特別会計への操出金に不用額が生じたので、今回減額するものでございます。以上です。</p>
議 長	企画政策課長
企画政策課長	<p>企画政策課の所管するところの補足をいたします。</p> <p>69ページをお願いいたします。</p> <p>2款1項23目光地域情報通信費、202万の補正をお願いするものです。</p> <p>内容といたしましては、11節需用費の105万、これにつきましては、光ケーブル施設費、主に個人の関係の移設費9件分でございます。</p> <p>それから15節工事費97万円、これにつきましては、古城原地区の道路改良に伴いますケーブルの張替えの工事費でございます。</p> <p>それから30目まち・ひと・しごと創生事業費1億163万円の補正でございます。これにつきましては、ゲストハウス拠点整備事業に係るものでございまして、この事業につきましては、拠点整備交付金を受けて実施する事業でございまして、ゲストハウスを整備してですね、東峰村の自然や景観、魅力を都市住民の方に訴え、東峰村への移住・定住、観光客の増加をはかることで、村の活性化に繋げようとする</p>

	<p>るものでございます。</p> <p>また併せまして、棚田等の景観保全に活用することで、集落の存続と美しい景観を次世代に繋げるというようなことが主な事業目的でございます。</p> <p>内容といたしましては、委託料1,486万円、設計監理委託料と調査委託料でございます。それから、工事費に7,884万円でございます。</p> <p>それから、公有財産の購入で754万4,000円、それから、補償補填及び賠償金で38万6,000円の計上をさせていただいております。</p> <p>それから、72ページをお願いいたします。</p> <p>7款2項3目観光施設管理費、34万5,000円の補正をお願いするものでございます。</p> <p>内容といたしましては、修繕料でございますけれども、伝産会館の浄化槽のプロアアの取り換え、同じく伝産会館のロビーのエアコンの修繕費、それから、道の駅小石原の浄化槽の臭突管の工事が主な内容でございます。以上です。</p>
議 長	住民税務課長
住民税務課長	<p>70ページをお願いいたします。</p> <p>3款1項11目臨時給付金給付事業のところの19節負担金補助及び交付金です。全額で115万5,000円の減額です。</p> <p>項目といたしましては、説明といたしましては、簡素な給付金措置分給付金と年金生活者等支援臨時福祉給付金の給付金を減額をしております。</p> <p>こちらにつきましては、当初見込んでいた申請者の数よりも、申請がなかった方とか、あとは扶養に入られた方などがございまして、減額になっております。</p> <p>続きまして、3款2項2目児童措置費の19節負担金補助及び交付金195万円の減額です。こちらにつきましては、子育て支援金の分になりますが、こちらは要件が満たない方、また、予算編成時からの祝い金等ですね、額の変更をいたしております。その関係で減額となっております。</p> <p>続きまして、71ページでございます。</p> <p>4款1項3目環境衛生費、13節委託料、140万円の減です。こちらはし尿陸上処理委託料ということで、処理量に28年度は減が生じておりますので、その分で140万円の減額補正をいたしております。</p> <p>続きまして、19節負担金補助及び交付金1,598万円の減です。主には合併処理浄化槽の設置整備補助金ということになります。こちらのほうにつきましても、当初見込んでおりました申請の数よりも、申請の方がおりませんでしたので、その分の減を見込んでおります。</p> <p>住民税務課につきましては、以上でございます。</p>
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>69ページをお願いします。</p> <p>3款1項3目国民健康保険基盤安定費ですが、708万2,000円の増となっております。要因としましては、あとで特別会計のほうで、国民健康保険特別会計のほうで補正の説明をさせていただきますが、国保特別会計の基盤安定の操出金が312万5,000円、財政安定支援事業操出金が5,000円、その他操出金、法定外の繰り出しですが、395万2,000円となっております。</p>

70ページをお願いします。

3款1項4目重度障害者医療のほうと、下の6目のひとり親家庭等医療費の分ですが、これは予算の財源の組み替えを行っております。

7目障害者福祉費ですが、9万7,000円の減となっております。

13の委託料の障害者福祉計画策定の委託料の不用額としまして、68万円の減と返還金で平成27年度の国県の補助金の精算によります返還金が58万3,000円の分がありますので、これが増となっております。

8目の保健福祉センター管理費ですが、143万5,000円の減となっております。

これにつきましては温水器配管更新事業を予定をしておりましたが、木質パイプの導入の検討がされておるため、工事を見送っておりますので減となっております。

下の3款2項1目ですが、191万円の減となっております。

20の扶助費の子ども医療費の分ですが、見込みで200万円の不用となっております。

それと25の積立9万円ですが、これは、ふるさと納税のほうからですね、すこやか子育て基金積立のほうに充てるものでございます。

それと、下の2目児童措置費でございますが、20の扶助費ですが、児童手当の分ですが、出生見込みの減または転出者によりまして、232万5,000円の減となっております。

3目の児童福祉施設費、民間分ですが、1,588万9,000円の減となっております。施設型給付費ですが、見込みよりも子どもの利用が少なかったことで1,600万円の減と、平成27年度の国県の補助の精算によりまして、11万1,000円の返還を行うためでございます。

4目児童福祉施設費、直営分でございますが、277万7,000円の減、これにつきましても、施設型給付費の減でございまして、児童の見込みよりも少なかったため減となっております。

71ページをお願いします。

3款3項7目介護保険対策費ですが、820万5,000円の減となっております。これは、介護保険広域連合の負担金の確定により減となっております。

4款1項2目ですが、これは予防接種委託料の40万円の減となっております。これは、実施分の不用額として上がってきております。

5目小石原診療所費、25万7,000円の増となっております。

旅費の10万円の不用額とですね、需用費の医薬材料費の実績によってですね、200万円の減、役務費のその他役務費、これは、28年度にですね、医師の異動がなかったため、引越料の不用としまして20万円減となっております。

また、へき地診療の補助金の、平成27年度の分の精算で、返還をしなければいけませんので、255万7,000円の返還分を上げております。

6目鼓診療所費ですが、40万円の減ですが、これも医薬材料費の不用額で減となっております。

9目健康増進事業費ですが、140万の減となっております。これは、総合健診

	委託料の不用額となっております。以上でございます。
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>71ページ、6款1項4目農業振興対策費、補正額6,000万円、合計8,980万5,000円。財源内訳、国庫補助金3,000万円、地方債2,800万円、一般財源200万円。</p> <p>13節の委託料に200万円、これは、イッピンプロジェクトによるものでございます。</p> <p>15節工事請負費5,800万円、イッピンプロジェクトによる加工施設に関するものの工事請負費でございます。</p> <p>72ページ、6款2項8目荒廃森林再生事業、補正額1,120万4,000円の減額であります。</p> <p>この国庫補助金の1,299万4,000円は、事業料の減に伴うものの補助金減ということになります。</p> <p>一般財源の179万円でございますが、これは、一時流用で戻入の処理、会計上の処理でございまして、森林再生の事業に係るものではございません。</p> <p>合計額、委託料が1,120万4,000円の減、森林再生業務委託によるものでございます。以上です。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>72ページをお願いします。</p> <p>8款4項1目住宅費、負担金及び交付金ですが、これは上町団地の水道加入金分でございます。完成が9月になるということで減額しております。</p> <p>次に、2目の住宅建設事業費、工事請負費で上町団地の外構工事を29年度に実施するということで減額しております。</p> <p>それと建物の積算精査及び外構の工法の見直し等を行いまして、減額をしております。以上です。</p>
議長	教育課長
教育課長	<p>73ページをお願いいたします。</p> <p>教育費につきましては、不用額を減額いたしております。主なものについてご説明をいたします。</p> <p>73ページ、10款4項5目青少年育成事業費でございますが、バス借上、有料道路使用料、それから施設入場料、これにつきましては、ジュニアみらい塾の不用額でございます。</p> <p>その下の寝具等リース料、これは、通学合宿の喜楽来館使用料で、泊まれた方の人数が少なかったため減額をいたしております。</p> <p>続きまして、10款5項1目保健体育総務費でございますが、この賃金はグラウンドのですね、草刈り賃金を行うようにしておりましたけれども、その前に他の課の事業等がございまして、そちらのほうで刈っていただきましたので、減額をいたしております。</p> <p>続きまして、2項保健体育事業費でございますが、これは、ふれあい運動会の中止に伴う商品券等の返還により減額をするものです。それから、グラウンドゴルフ大会の経費の減額をいたしております。</p>

	<p>次のページ、74ページをお願いいたします。</p> <p>10款5項、19の負担金補助及び交付金でございます。この43万5,000円につきましては、総合型スポーツクラブ、いわゆる外からの支援金で賄っておりますが、その評定がBランクということで、歳入が2割減となっておりますので、その分を減額させていただいております。</p> <p>教育課については、以上です。</p>
日程第13	
議長	<p>次に、日程第13 議案第10号「平成28年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）」について、補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>建設水道課長</p>
建設水道課長	<p>議案第10号「平成28年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）」</p> <p>平成28年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億1,117万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,725万4,000円とする。</p> <p>2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>平成29年3月9日提出、村長名でございます。</p> <p>歳入予算補正、歳入、2款1項分担金162万円の減でございます。</p> <p>5款1項繰入金、8,080万4,000円の減でございます。</p> <p>6款1項国庫補助金、1億195万3,000円の減でございます。</p> <p>7款1項村債、2,680万円の減でございます。</p> <p>補正総額2億1,117万7,000円の減でございます。</p> <p>歳入合計が4億5,725万4,000円。</p> <p>次に歳出ですが、1款1項総務管理費、2億934万1,000円の減。4款1項予備費、183万6,000円の減、総額2億1,117万7,000円の減でございます。</p> <p>歳出合計が4億5,725万4,000円でございます。</p> <p>80ページをお願いいたします。</p> <p>歳入、2款1項1目分担金、新規加入分担金。減額につきましては、小石原の上町団地分でございます。</p> <p>5款1項1目繰入金、一般会計繰入金ですが、これは、小石原浄水場系の工事の事業費の確定によるものでございます。</p> <p>6款1項1目国庫補助金、これにつきましても小石原浄水場系工事の補助金でございます。</p> <p>7款1項1目衛生費、減額2,680万円、これにつきましても小石原浄水場系の工事でございます。</p> <p>次に歳出、1款1項2目小石原浄水場系管理費、委託費、工事費につきましては、小石原浄水場系の事業費の確定によるものでございます。</p>

	<p>3目鶴浄水場系等管理費、委託費、工事費、公有財産購入費につきましては、鶴の浄水場系の工事を補助金の関係で、次年度に実施するため減額をしております。</p> <p>4款1項1目予備費、183万6,000円の減でございます。以上です。</p>
日程第14	
議長	<p>次に、日程第14 議案第11号「平成28年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第3号）」について、補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>保健福祉課長</p>
保健福祉課長	<p>82ページをお願いします。</p> <p>議案第11号「平成28年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第3号）」</p> <p>平成28年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。</p> <p>歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ520万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億786万4,000円とする。</p> <p>2.歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに歳入歳出補正後の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>平成29年3月9日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>83ページをお願いいたします。</p> <p>第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。</p> <p>3款1項国庫負担金、114万3,000円の減でございます。</p> <p>2項国庫補助金、580万6,000円の減でございます。</p> <p>国庫支出金の合計が1,723万7,000円の減です。</p> <p>4款1項療養給付費交付金、129万4,000円の増です。</p> <p>5款前期高齢者交付金、350万7,000円の増です。</p> <p>6款1項県補助金、1,292万5,000円の減となっております。</p> <p>2項県負担金、44万円の減です。</p> <p>県支出金、1,336万5,000円の減です。</p> <p>7款1項共同事業交付金、1,351万1,000円の増です。</p> <p>8款1項繰入金、708万2,000円の増となります。</p> <p>補正額520万8,000円の減で、総額4億786万4,000円となります。</p> <p>84ページをお願いします。歳出です。</p> <p>2款1項療養諸費、2項高額療養費350万の増です。</p> <p>3款1項後期高齢者支援金、483万8,000円の減です。</p> <p>7款1項共同事業拠出金、387万円の減です。</p> <p>補正合計520万8,000円の減で、歳出合計4億786万4,000円となります。</p> <p>87ページをお願いします。</p> <p>歳入、3款1項2目療養給付費負担金1,099万1,000円の減となります。</p> <p>療養給付費負担金、介護保険料負担金、後期高齢者負担金の減等によるものでございます。</p>

	<p>3目共同事業負担金、17万8,000円の減です。</p> <p>5目特別健康診査等負担金、26万2,000円の減です。</p> <p>3款2項1目財政調整交付金、580万6,000円の減です。</p> <p>6款1項1目療養給付費交付金、129万4,000円の増です。これは、退職者医療給付交付金でございます。</p> <p>5款1項1目前期高齢者交付金、305万7,000円の増でございます。</p> <p>6款1項2目調整交付金、1,292万5,000円の減でございます。</p> <p>6款2項1目高額医療共同事業負担金、17万8,000円の減でございます。</p> <p>6款2項3目特定健診等負担金、26万2,000円の減でございます。</p> <p>7款1項1目高額医療共同事業交付金、1,260万円の増でございます。</p> <p>2目保険財政共同安定化事業交付金、91万1,000円の増でございます。</p> <p>8款1項1目繰入金、708万2,000円の増でございます。</p> <p>続きまして、89ページをお願いします。</p> <p>歳出ですが、2款1項1目一般被保険者療養給付費と2目の退職被保険者療養給付費は、財源の組み替えを行っております。</p> <p>2款2項1目一般保険等高額療養費、350万円の増となっております。</p> <p>3款1項1目後期高齢者、483万8,000円の減となっております。</p> <p>6款1項1目介護納付金、これも財源の組み替えとなっております。</p> <p>7款1項3目保険財政共同安定化事業拠出金、387万円の減で、事務的拠出金の減となっております。</p> <p>90ページをお願いします。</p> <p>8款2項1目特定健康診査等事業費、これも財源の組み替えとなっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
日程第15～ 日程第18	
議長	<p>次に、日程第15 議案第12号「平成29年度東峰村一般会計歳入歳出予算について」、日程第16 議案第13号「平成29年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について」、日程第17 議案第14号「平成29年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について」、日程第18 議案第15号「平成29年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について」は、一括議題とします。</p> <p>5番 高橋弘展議員</p>
5番	<p>動議を提出します。</p> <p>日程第15 議案第12号「平成29年度東峰村一般会計歳入歳出予算について」、日程第16 議案第13号「平成29年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について」、日程第17 議案第14号「平成29年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について」、日程第18 議案第15号「平成29年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について」は、予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することを望みます。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	ただ今の高橋弘展議員の動議に賛成いたします。

議 長	<p>ただ今、高橋弘展議員より動議が提出されました。</p> <p>平成29年度一般会計並びに特別会計の4予算の審議につきましては、予算審査特別委員会を設置し、審査することを望むということでございます。</p> <p>この動議は、1人以上の賛成者がありますので成立しました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>ただ今の高橋弘展議員の動議に賛成される方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成です。</p> <p>よって、平成29年度一般会計並びに特別会計の4予算の審査につきましては、予算審査特別委員会に付託し、審査することに決定をいたしました。</p> <p>5番 高橋弘展議員</p>
5 番	<p>動議を提出します。</p> <p>予算審査特別委員会の委員長に長澤貞義議員、副委員長に佐々木紀嘉議員を推薦したいと思います。</p>
議 長	<p>7番 高倉寛視議員</p>
7 番	<p>ただ今の高橋弘展議員の動議に賛成いたします。</p>
議 長	<p>ただ今高橋弘展議員より、予算審査特別委員会の委員長に長澤貞義議員、副委員長に佐々木紀嘉議員を推薦するとの動議が提出されました。</p> <p>この動議は、1人以上の賛成者がありますので、成立いたしました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>長澤貞義議員を委員長に、佐々木紀嘉議員を副委員長に推薦することに賛成する方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成です。</p> <p>よって、長澤貞義議員が予算審査特別委員会委員長に、佐々木紀嘉議員が副委員長に選出されました。</p>
休 憩	
議 長	<p>11時5分まで休憩します。</p> <p>(10時52分)</p>
再 開	
議 長	<p>休憩前に引き続き、再開します。</p> <p>(11時05分)</p>
日程第5	
議 長	<p>日程第5 一般質問を行います。</p> <p>一般質問は9名の議員より提出されています。</p> <p>なお、一般質問に際し、会議規則において、質問者は質問、答弁者の時間を含め持ち時間は1時間となっています。</p> <p>通告に従いまして、順次一般質問をお願いいたします。</p> <p>答弁者、村長以下執行部の皆さんの明瞭、明確な答弁を期待いたします。</p> <p>それでは、質問に入ります。</p> <p>2番 伊藤均議員から質問を許可します。</p>



	2番 伊藤均議員
2番	<p>私は、効率的な行政運営における水源地域整備事業について、お尋ねをしたいと思います。</p> <p>水源地域整備事業につきましては、平成4年度の総事業費1,960億円の小石原ダム建設事業に係る関連事業であり、水源地域の範囲については、平成25年2月に大字小石原地区のみが指定された事業であります。</p> <p>また、水源地域整備計画では、水没関係住民が地元で生活再建がはかれるように、住宅整備、住宅環境、社会基盤の面において、必要な各施設の整備を推進するためのものであり、同時に残存住民と地元残留する水没関係住民との生活面、日常生活面における意欲的な結びつきを確保し、又は増進するための各施設の整備を行うものとされております。</p> <p>ダム建設により、どのような具体的な影響が生じ、これを緩和するためにどのような施設が必要になるかを検討され、平成25年3月に東峰村水源地域整備計画が決定されておると思います。</p> <p>この東峰村水源地域整備計画では、整備計画事業が14事業、それから、整備計画対象外事業が2事業あり、平成25年度より平成31年度まで年次計画に沿い、事業が実施されると思いますが、全体における、まず進捗状況をですね、お聞かせ願いたいと思います。</p>
議長	村長
村長	<p>水源地域整備事業で実施する事業全体で、16事業のうち、平成28年度で完了した事業は7事業でございます。</p> <p>平成29年度に完了予定の事業は、簡易水道事業、公営住宅整備事業、農業共同利用施設の3事業であります。</p> <p>また、平成30年度以降に残る整備事業は、付替え国道500号線の整備、既存の国道500号線の整備、それから、森林公園の整備、水源の森交流館、浄化槽設置整備でございます。</p>
議長	2番 伊藤均議員
2番	<p>ありがとうございました。</p> <p>その中でまず、最初にお尋ねしたいのは、整備計画事業の中にありますスポーツレクリエーション関連事業、これで仮称ではありますが、水源の森整備交流館が予定をされておると思いますが、これが当初のですね、計画の入り口には、ちょうど正面の入り口部分を解体といったような形ですね、計画書が出ていたかと思えます。</p> <p>それでこれについては、それを崩すと耐震性の問題があるのではないかとということですね、この計画が変更になっておると思いますが、これについてはですね、現在はどうなっているのかということについて、まずお尋ねをしたいと思います。</p>
議長	村長
村長	<p>議員が先ほど申されましたように、当初の段階ではですね、玄関部分の張り出し部分、そういったものを撤去するという形の設計になっておりました。</p> <p>そうなりますと、建物全体に対する耐震診断、そういったものについては、再度チェックしなければならないようになりますが、計画の変更がありまして、その</p>

	<p>部分は残すということになっておりますので、大きな耐震診断についての、耐震性についての問題はないかと思っております。</p> <p>そういった中で、小石原小学校におきましては、昭和56年の耐震基準に適合した施設でございますので、今回の実施設計におきましても、先ほど言いましたように、基本的な構造は変えませんので、問題はないかと思われます。</p> <p>しかし、大規模改修のため、設計業務の中で耐震診断の調査を実施しております。その結果、官庁や交番、図書館などに必要な耐震分類2の1.25、つまり普通の建物が1でございますので、その25%増しですね、をクリアした施設となっておりますので、問題はないと思っております。</p> <p>また、なお避難場所としても、耐震強度も有しておりますので、そういった意味では現行の建物には問題ないという形であります。</p>
議 長	2 番 伊藤均議員
2 番	<p>村長のほうからですね、耐震については問題ないということで、お答えをいただきましたが、再度確認だけしておきたいと思えます。</p> <p>実施設計をやっておると、その中で、結局やはりああいう場所は、最終的に有事の際には避難場所になるということは重々予想されることであるので、その辺りのところは、今現況で避難場所に指定しておりますいずみ館等とですね、あまり変わらない状況であるのか、そのところはどんなふうになりますかね。</p>
議 長	村長
村 長	<p>先ほど申しましたように、新耐震基準というのを1にしますと、官庁とかそれから図書館、そういったところにつきましては、25%増しの1.25という数字が、官庁施設等の耐震診断基準で決められているということでもあります。</p> <p>そういった中で、防災の拠点とかですね、そういったものにつきましては、耐震基準強度が1.5という形でなっております。</p> <p>したがって、通常の防災拠点ではない施設等につきましては、官庁施設等につきましては、1.25という数字は基準どおりの数値でありますので、避難場所についての施設としても1.25、この建物の耐震強度がありますので、そういった意味では避難場所として、先ほど申しましたように、問題はないということでもあります。</p>
議 長	2 番 伊藤均議員
2 番	<p>わかりました。</p> <p>それでは、耐震については問題ないということで、捉えたいと思えます。</p> <p>それでは、整備計画事業費について、お尋ねをさせていただきたいと思えます。</p> <p>当初計画においてですね、概算事業費が、対象事業費とそれから対象外事業費合わせて約29億3,200万と。その中でですね、国費と県費で16億6,400万、それから受益者負担が4,870万、村費が12億1,900万と。中でですね、その村費の中で、水利を受けます水利の負担がですね、約10億4,000万と。実質的に村の負担としてはですね、約1億8,000万程度ということで捉えておるんですが、これについて間違いはないんですかね。</p>
議 長	建設水道課長
建設水道課長	先ほど1億8,000万の金額につきましては、通常公共投資額と言いまして、

	ダム事業を行ってなくても、村が通常行う事業費相当額は村で負担をということで、利水者との中で決められております。その分については村の負担ということでございます。
議長 2番	2番 伊藤均議員 お話は分かりました。 私が言っているのは金額のことを言っております。 金額についてのお答えがいただいてないんですが、その辺りはどうでしょうか。
議長	建設水道課長
建設水道課長	純粋な村の単独費用ということでございますが、すみません、ちょっと金額のほうを把握しておりませんので。
議長	暫時休憩します。  (11時17分)
議長	会議を再開します。  (11時19分)
議長	建設水道課長
建設水道課長	東峰村の負担額としては1億7,964万2,000円ということでございます。
議長 2番	2番 伊藤均議員 小さく言っていたいただきましたけれども、約1億8,000万というようなことになるのかなと思います。 それで先ほどですね、これについては通常公共投資額というようなことでお話があったんですけれども、そうしますとこの1億8,000万、年度がですね、25年からですかね、年次、年次でこういうものはやっていっているんですが、財源ですね、では村の財源としては、今までどういう形で進んだのか、また今後について、それも全部自主財源という形になるのか、何か補助を貰ってやるのか、起債をするのか、そういうところについてですね、内訳と言ったら難しいのかもしれませんが、その辺りのところはどのようになるんですかね。
議長	建設水道課長
建設水道課長	村の負担分につきましては、過疎債、あと補助金を活用しての事業等でございます。
議長 2番	2番 伊藤均議員 そうしますと、それは単費ですよ、単費としてのものは発生しないということですか、それとも割合的に何か分かればですね、金額が分かれば本当は一番いいんですけれども、この1億8,000万が全部そういう過疎債とか、そういうもので補われるわけですかね。
議長	建設水道課長
建設水道課長	過疎債につきましても全額過疎債ということではありませんので、単費の継ぎ足しも発生してまいります。 詳細につきましては、ちょっと計算が今の時点ではできません。
議長	今、割合とかは、聞かれてたけど、それは分からないんですか。 2番 伊藤均議員
2番	私の聞き方が悪かったんですかね。

	<p>過疎債があると。それは7割負担ということは分かりますけれども、それとは別に自主財源、過疎債に負担するものじゃなくして、過疎債も公共のものは使わなくて、ただ単費に要る分がどんだけあるんですかと、その割合等が分かりますかという話です。</p>
議長	<p>課長調べたら分かりますか。          暫時休憩します。</p> <p style="text-align: right;">( 1 1 時 2 3 分 )</p>
議長	<p>会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">( 1 1 時 2 5 分 )</p>
議長	2 番 伊藤均議員
2 番	<p>なかなかこれ出ないみたいのですね、この後予算委員会がありますよね、その折にきちっと説明できる形でお願いをしたいと思いますが。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>それでは、予算委員会のほうで説明をさせていただきたいと思います。</p>
議長	2 番 伊藤均議員
2 番	<p>全体としてですね、この水源地域整備事業については1億8,000万が実質の村の負担というものについては、間違いがないのかなと思います。</p> <p>それで、この1億8,000万円ということ踏まえて、今から別の質問をさせていただきます。</p> <p>それです、整備計画対象外の2事業、これの中の共同施設利用事業について、お尋ねをさせていただきたいと思います。</p> <p>共同施設利用事業については、昨年3月に、これは全協であったかと思いますが、この説明は、地域住民に終わっておるのかということ話をしたんですが、まだ地域住民説明ができてないということで事業の見送りがあり、また、これを29年度予算に上がっておりますけれども、昨年3月に住民に説明がなかったんですが、それ以降についてはですね、地域住民に説明をするということになっておりましたが、これ説明についてはですね、どのようにされたのか、回数を何回されたのか、このことについて、まず質問をさせていただきたいと思います。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>昨年1回のみ大字小石原地域に農地を有する方、耕作をされてある方、農地をお持ちの方を対象に広く呼びかけをさせていただきまして、出席を求めたところでございます。17名の方がご出席いただいて、ご意見をいただいております。</p>
議長	2 番 伊藤均議員
2 番	<p>これは昨年の3月で、今は今年の3月、1年ありますよね。1年ある間に1回ということですけど、その1回で説明責任は果たせたんでしょうか。説明を、何もそういう中で、村民の皆さんからの意見はなかったんでしょうか。具体的にお願いしたいと思いますが。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>そのときに、1回で説明責任なり、その事業についての理解がいただけたとは思っておりません。年度中にまた説明会、意見交換を開かせていただきたいと思います。</p>

	<p>ただ昨年に開かせていただきましたときに、出た意見としては、施設の目的ですね。</p> <p>当初はライスセンターの建設、それから共同機械、倉庫の設置というのが当初にあったようでございますが、ライスセンター建設については、村で1カ所というようなこともあったりしまして、今現在ではですね、誰がその施設を使うのか、何の目的で建設するのか、場所はどの辺りを考えているのかというようなことが、その意見交換会の場に出ております。</p> <p>それを持ち帰りまして、そうしたものを整理して、次の説明会というふうを考えております。</p> <p>確かにご指摘のとおり、昨年の4月以降と言いますか、1回しか開催できておりませんので、次回はですね、そうした関係農業者の方、ご理解いただけるような形で開催したいと思っております。</p>
議長	2番 伊藤均議員
2番	<p>次回はということ言われますけれども、もう今度また予算に上げてあるとですよ。</p> <p>そうしたら、まだその前にある程度きちとした説明をやって、その中で、こういう要望もありますよという形で予算を上げるとなら分かるんですが、結局、この農業施設整備事業も単費で4,000万というような大きな金額の中で、要望は後から聞きます。予算は出しますと。</p> <p>その中で、じゃあ、どういうやり方がいいのでしょうかという話じゃですね、もうつくることありきという形の中の、話の進め方じゃないかと。</p> <p>実質ですよ、これはダム事業と絡んでの残りという形になりますけれども、じゃあ、この農業倉庫をつくるということがですね、当初から、大字小石原の方ですよ、が、要望があってこれを入れたんですか。</p> <p>ただダム計画の中で、こういうのもつくっていいこうということでしたんですか。この辺りのところはどんなですかね。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>私もダム開発会議、ダム対策の会議には出席させていただいております。</p> <p>その共同施設整備事業の倉庫建設の関係、それから、先ほど答弁させていただきましたライスセンターの関係も、ある程度の把握はできておりますが、当初計画策定のおりの経緯は、ちょっと私把握しておりませんので、答弁は、私のほうからできかねますので、そういうことでございます。</p>
議長	2番 伊藤均議員
2番	<p>それではですね、これも予算委員会がありますので、それまでにきちとした形のをですね、答弁できるようにお願いをしたいと思います。</p> <p>そうしないと、要望があったのか、何もなくてこっちでつくったとかいうことであれば、もしでき上がって、全然利用がなかったと。いや、俺たちはそげなことは言うたらん。役場が勝手につくったんだからと、言われることも考えられないことはないんですよ。</p> <p>やはりつくった以上は、今度は有効利用してもらわないかんというような観点からすれば、きちっとそういうものが要望があったり、計画の中で十分説明して利用</p>

	<p>がいただけたり、そういうものがない限り、ただ箱をつくってもですね、何にもならないと。</p> <p>これ4,000万の事業ですけど、結局単費の負担も要ります。費用ばかり入って、利用がないというようなことじゃ全然話にならんのかなと、私、捉えるところですので、その辺りのところを踏まえてですね、予算委員会のほうで報告をお願いしたいと思います。</p> <p>それから、この共同施設については、先ほど課長のほうから話がありましたとおり、ライスセンターを含んでのですね、当初の計画だったと。その中でライスセンターについては、もう村で1つでいいと、これは建設準備委員会からずっと協議の中でですね、1本になって決まって、今のこの施設ができておると、というようなことで捉えてはおるんですが、今先ほど言いました、課長が言ったとおり、じゃあ、この利用計画はということになると、なかなかこの前の説明の中でも、利用対象者は確かに小石原地区の耕作者ですけども、じゃあ、施設のですね、運営母体というものについても、これは農事組合、東峰村生産組合、または小石原地区内の農業者等といったような形でつくっておりますけれども、じゃあ、農業生産組合施設、昨年つくりましたよね。これ、東峰村を網羅するために真ん中につくっておると。</p> <p>それで、またこれを別につくる必要があるのか、それから当初の計画の中には、水道もない、電気もない、ただ、結局そういう倉庫だけといったものが、水道が出たり、電気が出たりというものもいろいろ変わってきております。</p> <p>ただ、そういうものについて、また、再度言う形になりますけど、つくることありきという形ではなく、やはり必要とされておるのか、それからどうやったら利用できるのかというものが、あまりにも今までの説明の中では、つくることありきということでの進め方になっておりませんかと思いますが、いかがですかね。</p>
議長	村長
村長	<p>この水特法によります大字小石原地区の整備事業につきましては、十数年前にできた事業だと、検討されて絞り込まれたのが16事業だという話を、ちょっと聞いております。</p> <p>そういった中で、その事業を精査する中で、やはり大字小石原地区に農業の倉庫がほしいというような意見を踏まえて、この計画に乗っていると思っております。</p> <p>議員言われるように、これが小石原全体の農業者の現在の総意であるかどうかと言いますのは、再度この辺りにつきましては、詰めさせていただきたいと思っておりますけれども、事業計画自体に乗っているということは、そういった十何年か前の事業計画、その中で精査された事業であるということは間違いないかと思っております。</p> <p>補足があれば、農林観光課長のほうから説明をさせます。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>先ほどの私の答弁、ちょっと足りないところがあったかと思っております。</p> <p>前段としては、やはりそうした幅広い意見を聞き、農業者の方からのご意向があってですね、整備計画に搭載されておるといふふうに思っております。</p> <p>それから、先ほど別の事業説明の中で、村に300haの農地というようなこと</p>

	<p>でございます。</p> <p>正確な数字は答弁できませんが、大字小石原地区には30ha 近くのほ場整備を行った区画があり、約5、60haの農地があるかと思えます。</p> <p>そうした拠点の整備というようなことで、倉庫の施設の整備、それから既存の農業法人、東峰村農業生産組合との連携を行いながらですね、一時保管、育苗との連携、決してその業務を圧迫するような形にはならず、既存の法人とですね、連携を取りながら、活用されていくものというふうに思っております。</p> <p>この辺りまた、特別委員会等で説明をさせていただきたいと思えます。</p>
議長	2番 伊藤均議員
2番	<p>この施設がですね、有効利用されるためにはどうなのかということが一番の問題でありますからね、この辺りのところをしっかりとですね、煮詰めてやっていただくと、大きなお金を使ってですね、ただつくったということにならないように、ぜひともお願いしたいと思えます。</p> <p>これは、予算が通るか、通らんかはまた別の話ですので、私が一般質問の中で言うことじゃないかと思えますけれども、よろしく願いをしておきたいと思えます。</p> <p>次にですね、水源の森交流館について、お尋ねをしたいと思えます。</p> <p>この水源の森交流館と、(案)にはまだなっておりますけれども、この中にですね、カフェ、マーケットが、実施設計の中にも基本設計の中にもあったかと思えます。</p> <p>実施設計に伴う検討、提案の、事務局のですね、検討、提案の中には、施設の運営については、経営者を公募予定と。公募は、施設は運営者が行い、条件を提示し、審査のうえ決定するとなっておりますかと思えます。</p> <p>それで、これについて、じゃあ、この経営者を公募というようなことについては、どのようになっておるのか。進捗しておるのか、その辺りのところをお尋ねしたいと思えますが。</p>
議長	村長
村長	<p>この件につきましては、平成30年の10月にオープンという形で、今進んでおります。</p> <p>したがって、この施設の運営をやられる方の公募等につきましては、平成29年度あたりから始めないと、時間的な余裕等もございまして、そういったところをまず考えていきたいと思っております。</p> <p>また、その大枠の運営母体が決まった段階において、今言われましたカフェとかですね、レストランとか、そういったものについては、運営者自体が公募をするのか、また、単独で入りたいというような形になるのか、まだちょっとその辺りは詳細には決まっていないかと思っております。</p>
議長	2番 伊藤均議員
2番	<p>そうしますと、まずですね、交流館の運営者を先に決めて、それから、じゃあ、このカフェ、マーケットの経営者を探すというような考え方なんでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>基本的にはですね、全体の運営者が決まって、それから、言い換えますと、テナ</p>

	<p>ントさんが決まるというような方向だろうと思います。</p> <p>しかしながら、どうしてもここでやりたいという方がいればですね、それとか他の、何と言いますか、シェアオフィスとかそういったところでの計画もありますから、そういったところで、ぜひやりたいという形があれば、それはまた全体の運営者との協議とか、そういったところで実施されていくのじゃないかと思っております。</p>
議長	2番 伊藤均議員
2番	<p>先ほどですね、村長が答弁の中に、平成30年10月にオープンしたいということで、オープンしたいんですかね、予定ですかね、そういう形で答弁いただいたんですが。</p> <p>そうすれば、逆算すればですね、この公募というものについて、本当にできるのかと。元々予定があつてですね、こういうものをつくっていきたいという話なら分かるんですが、いざつくって、誰も公募がなかったというようなことじゃ困りますから、実質、じゃあ本当にこの計画に沿って、こういう運営者やら経営者やらを募集できるのかと。</p> <p>ですから、先ほどお尋ねしたのは、じゃあ、どんなんですか、今、こういう公募もしとりますよとか、いうことならいいのかなと。</p> <p>ただ、お答えの中に、例えば、じゃあ、それは予算が通らんかったらできんかもしれんから、まだそれが終わってからですよと、言われればそういう形になるのかなというところはあるんですが、実質いって、そういうところについては、ある程度目安がないことには、ただ、つくりました。誰か来てくださいと、いう話ではない話だと思えますけれども、その辺りのところはどんなですか。</p>
議長	村長
村長	<p>議員のご指摘のところ、村といたしましても一番懸念をされるところであります。</p> <p>そういった中で、この2年ですか、3年目になるんですか、この公募によるプロジェクト委員会等でいろんな案を出し合っていた中で、この改造計画と言いますか、庁舎の再利用計画というのも決まっております。</p> <p>しかし、そのプロジェクト委員会あたりが、責任をもってそういったところをやるのかと言ったら、全くそうじゃないと思っておりますので、先ほども申しましたように、早めにこの事業をやる方の公募等をして、そしてその中でまた問題等は解決していかなければならないんじゃないかと思っております。</p> <p>一番この施設の運営をどうするのかというのが、村としても懸念がされているところであります。</p>
議長	2番 伊藤均議員
2番	<p>このプロジェクト検討委員会ですか、ずっといろいろ検討していただいてですね、考えていただいていることは重々承知した上でですね、これ言っているところなんですけれども。</p> <p>例えばこの中にシェアオフィスやら貸工房といったようなものも入っておりますよね。シェアオフィスについても、結局先ほどから言ったようなことは、やはり一番に心配されるわけですよね。</p>



	<p>30年10月と言えばですね、非常に時間のない話だと。ですから、実際言えば、今時点で、じゃあ、こういうことをやりたいと、じゃあ、それについては、いつやりたいと、いつからやりたいというようなものがですね、できとってもしかりかなと、今の時点で。1年半しかありませんからね。もし本当にそれでいくとならですよ。</p> <p>それは確かに宿泊施設やらは別ですね。これは宿泊施設ができ上がらんと募集もしにくいし、形はあるかと思えます。</p> <p>ただ、そういうものじゃないシェアオフィスとか貸工房とか、こういうものについては、やはりその前からやって、僕はしかりじゃないかなと思っております。</p> <p>日にちのほうも、これをもしやるとすればですよ、日にちのないことですので、やはりもう少し前向きにですね、早くやっていただかないかのかなと思えます。</p> <p>次に、水源の交流館のですね、運営について、お尋ねをさせていただきたいと思えますけれども。</p> <p>今月の3日のですね、水源の森交流館の説明のおり、収支計画書でですね、運営者を募集して申し込みを受けてやるということで、収支計画書が出ていました。</p> <p>収支計算書の中にですね、まず、当初地域おこし協力隊を活用しての検討計画となっておったということではありますが、これは当初からと言いますか、今、そういう形で計画をされてあるんですか。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>職員としてですね、地域おこし協力隊の雇用を検討ということですね、あげております。</p> <p>当初からではございませんでしたが、施設を運営する上で、最低3人は必要かなというようなところでですね、協力隊の雇用がありますと、その分の支出を抑えられるというようなところで、検討しているところでございます。</p>
議長	2番 伊藤均議員
2番	それとこの地域おこし協力隊、この計画からすると、また募集するということになりますよね、このとおりやれば。村長はそういうお考えなんですかね。
議長	村長
村長	<p>収支計画の中で人件費の削減のために地域おこし協力隊というような形であればですね、地域おこし協力隊のちょっと目的からは、やはり外れるのかなと。今ちょっと資料がありませんので、そういった感じがします。</p> <p>これにつきましては、再度ですね、担当課のほうと協議をさせていただきたいと思っております。</p>
議長	2番 伊藤均議員
2番	<p>時間がありませんので、どんどん進めたいと思えます。</p> <p>この小石原ダムふれあい公園、これについてもお尋ねしたいんですが。ふれあい公園自体は、全く収益は見込めませんよね。</p> <p>当初の中はこの小学校活用と、全部一緒に、実際的には収支がプラスになるというようなことで、話は聞いておりました。</p> <p>これが全体を含めて、公園を含めてですね、やるというようなことで、収支計算書にも載っておりました。</p>

	<p>ただ、これは、収支計算書では50万と。芝を張ってですよ、樹木があって、その整備が50万で収まるものかと、私は不思議に思うんですけども。</p> <p>これが、僕は収まらないんじゃないのかなと思っておりますし、こういうランニングコストがですね、随分増えると。</p> <p>最終的にですよ、これがまた指定管理料といったようなものまで膨れ上がるということは、なかなか厳しい話ではないんですかと。できる限り村の中とすれば、そういうものは、できる限り指定管理料、できない、しなくていい村づくりをやっていかないかんに、また、これで指定管理料が増えるみたいですね、形でやればもう何もならないと。</p> <p>残念ながら、宝珠山ふるさと村もずっと指定管理料要ります。10年してもゼロにならないと。農業生産組合も5年でゼロにするような形でですね、努力をしないと。農業生産組合も5年でゼロにするような形がありますけれども、このふれあい公園については全然ならないと。</p> <p>ただ、これが本来言う交流の場として必要だというものの考え方とは別にしてですよ、費用というものについて、やはりそういうコストができる、必要になるということについては、どんなにお考えですかね。</p>
議長	村長
村長	<p>もう議員ご指摘のとおりだと思っております。</p> <p>したがって、先ほど答弁をいたしましたように、この運営をですね、どのようにやっていくのかというのが、村にとっても最大の問題だと思っておりますし、また、指定管理料等を見込んだ形ですと、これは将来的にもですね、このお金というのは減っていかないと思っておりますので、議員ご指摘のとおりだと思っております。</p> <p>したがって、この運営をどうするのか、これが今後村としてもですね、精査をしながらやっていかなければならないということは、承知をしているところであります。</p>
議長	2番 伊藤均議員
2番	<p>それでは次にですね、獣肉処理施設について、お尋ねをさせていただきたいと思っております。</p> <p>村におけるですね、獣害による農林作物への被害が年々増加しておるとするのは、皆様ご承知のとおりかと思っております。</p> <p>この獣害被害の1つの対策として、今回ダムの事業の中でですね、獣肉処理施設を予定をされてあるかと思っております。</p> <p>これについても収支計算の中でですね、獣肉処理施設の処理業が年間100頭ということで、処理頭数を計画してありますよね。その中で、今年私たちが産業建設常任委員会で、長崎県松浦郡、こちらのほうにですね、視察をしたおりに、こちらはイノシシとですね、アナグマしか今のところおりませんと。アナグマ等しか、シカはおりません</p> <p>ですから、ちょっと違うんですけども、イノシシの処理については、4月から10月までの捕獲についてはですね、もうその施設では商品にならないから、これについては、獣肉処理でなく全部埋設と。ここに持って来れない獣害についても、</p>

	<p>ここで埋設という形で処理をされてあります。</p> <p>それで、シカは聞くところによると、夏場は良いというようなものはあるかと思えますけれども、結局年間100頭を計画している中で、やはり夏場対策はどういう形でやるのかを、しっかり計画をしておかなきゃいけないとも思いますし、これについてはどんなふうになっているのかと。</p> <p>これ検討委員会等で話はあっているかと思えますけれども、お伺いをしたいと思っております。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>どうしても夏場になりますと、捕獲量等も下がってくるというような状況もございます。</p> <p>議員さんおっしゃられたとおり、シカにつきましては、夏場の肉は良質というようなことで、どうしても夏場イノシシ等は少なくなってくると思っております。</p> <p>運営につきましては、年間を通して運営というようなことで考えております。</p> <p>どうしても夏場傷みやすいとか、そういった心配もあるかと思えますが、食肉を衛生的に安全に処理するために、福岡県のほうでは衛生管理ガイドラインというのがあります。そういったものを踏まえまして、東峰村でも衛生管理マニュアルというのを定めていきたいと思っております。</p> <p>どうしても個体の損傷が心配といったこと、通常であればですね、1時間以内に搬入というようなことでございます。ただ、とめさし等を現地でやりまして、そのまま搬入というような形になっておりますが、損傷の心配があるようなときであれば、現地で個体の内臓を摘出するといったようなことも考えております。</p> <p>搬入時におきましては、異常時の確認等をするというようなことで、考えていきたいと思っております。</p>
議長	2番 伊藤均議員
2番	<p>これ、年間100頭と、冬場にまとめてばたばた獲るというようなこともあるかもしれませんがですね、なかなか100頭というのは大きい数字かなと思っております。</p> <p>それと、結局これは処理をする人をですね、どこかで雇わないといかんと。それで、これもまた地域おこし協力隊の活用を検討されているところもあるかとは思いますが、年間をある程度通してやっていかなければ、費用としてのものとかですね、いろんなものがやはりペイされていかない形になりますので、結局100頭という数字だけではなく、12カ月に割った平均的な形の中でも、やはり考えていかないかんところがありますので、保険的なものは確かに大切なことです。</p> <p>でもそういう人件費等ですね、考えた中で、やはり検討をしていただけたらなと思えますが、いかがですかね。</p>
議長	村長
村長	<p>この獣肉処理施設につきましては、平成27年度から議員さんも入っていただいた検討委員会で検討をしているところであります。</p> <p>3月末にはですね、この検討結果の報告がなされるということですので、その結果を踏まえてですね、施設建設及び運営体制の、そういったところを精査しながら、準備等は進めていきたいと思っております。</p>

議 長	2 番 伊藤均議員
2 番	<p>最後の質問にさせていただきたいと思います。</p> <p>今ですね、いろんな事業または、結局農業施設それから交流館、またふれあい公園といった質問をさせていただきましたが、これダムに係る補助金、先ほど申しましたとおり、1億8,000万円村のお金が要ります。それは最初のうちに尋ねたわけなんですけれども、実質村の負担等をですね、いろいろ考えたりランニングコストを考えたら、これは抜本的にですね、考え直すことも必要ではないのかと。</p> <p>もしこれを遂行していこうということになればですね、もう少ししっかりとしたものは示していただかんと、私はあまり安易的な感じがしているところです。</p> <p>宝珠山小学校においてもですね、費用は要らない、業者が来る。でもこれは分からないからということで、請願があったり、いろんなあって、臨時議会が開かれております。</p> <p>このダム関連についても、ダムありきということではなく、やはり村の負担がこれだけ要るんですよと。その中で本当に利用価値があるんですか、希望があるんですかということ踏まえながらですね、やはり事業は進めていただきたいなと思います。</p> <p>何度も言うようですが、抜本的な見直しも含めてですね、考えていただけたらと思います。最後に村長、いかがでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>議員の提言につきましては、重く受け止めておきたいと思っております。</p> <p>確かに、村の単費も、この小石原川ダムの水特法に係る事業につきましても、かかることでありますし、何よりもそのランニングコストですね、今言われたランニングコストをこれからずっと引きずっていくのかということにつきましてはですね、私もやはり問題があると思っております。</p> <p>そういった中で、先ほど水耕栽培の件も言われましたけれども、そういったランニングコスト的なこともかからないようなことも、いろいろと議論はされてきたところでありますので、村といたしましても指定管理料とか、そういった形ではない自主運営できるような体制というのは、これは一番先に考えないけないと思っておりますので、また、予算特別委員会等でもですね、その辺りのことは正していただければと思っておりますし、それにつきましても、お答えはしたいと思っております。</p>
休 憩	
議 長	<p>13時30分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(12時01分)</p>
再 開	
議 長	<p>休憩前に引き続き、再開します。</p> <p style="text-align: right;">(13時30分)</p>
議 長	<p>5 番 高橋弘展議員の質問を許可します。</p> <p>5 番 高橋弘展議員</p>
5 番	質問に入ります前に、資料の配布をお願いしたいと思います。
議 長	事前に確認していますので、これを許可します。

	(資料配布)
5 番	<p>配布していただきました資料につきまして、簡単に説明しておきます。</p> <p>1 枚目に関しましては、筑前町の総合戦略に書いてある企業誘致の推進についての資料です。</p> <p>2 枚目以降については、ちょっと私を書いてきました住民自治に関しての絵図です。該当する質問に来た際に、また説明させていただきます。</p> <p>それでは、1 問目の質問に入らせていただきます。</p> <p>1 問目は、旧宝珠山小学校周辺施設の利活用について、質問してまいりたいと思います。</p> <p>旧宝珠山小学校校舎をはじめ旧講堂、旧美星保育所、旧宝珠山中学校、そして運動場など、旧学校エリアの利活用をですね、住民の方と協議する場及び利活用計画を住民協働でつくりえないかについて。質問をしたいんですけども。</p> <p>この旧宝珠山小学校エリアにつきましては、平成 25 年に公共用地活用検討委員会が答申を出されて、今 4 年が経過しようとしているところでございます。</p> <p>同時期に検討していました旧小石原小学校はですね、3 年かけて住民の方との検討会、プロジェクトを経て、次年度から建設に移る、今予算が出てきているところでございます。</p> <p>小石原小学校はですね、そういった形で住民との検討会、プロジェクトを立ち上げられておりますが、なぜ旧宝珠山小学校は住民協働の形で動かないのか、その部分も含めて、住民協働で旧宝珠山小学校エリアを考える場というのはつくりえないか、お聞きしたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>これまでの私の取り組みとしては、議員先ほど言われましたように、以前に行われた公共用地等検討委員会の答申をですね、参考にして進めてきたところです。</p> <p>これも、このまとめにあたりまして、議会のその当時、佐々木議員さんが委員長という形で、たいへんなご努力をかけてやられているわけでございますので、そういったところを尊重したやり方を、私のほうも答申をしていたということでもあります。</p>
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	<p>その答申を受けて、村長もその後就任されたと思いますが。</p> <p>なぜ、その活用検討委員会は住民ベースというかですね、村長が諮問する形で。そういう前任のですね、委員会を立ち上げて、実行というかですね、それを詳細に考えていく、基本的に考えていく場においては、村執行部及び村長が考えていくようになったのか、そこに住民はなぜ入らないように村長は決断したのか、お聞かせください。</p>
議 長	村長
村 長	<p>先ほども言いましたように、以前ですね、そういった公共用地等検討委員会、これにおいて、その小学校跡地も含めまして、そういった議論がなされてきたわけでございますので、そういった観点におきましては、私もそのご意見に従って、答申ですか、に従って尊重していくというのが、私としては当然のことだろうと思っております。</p>

議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	<p>今、この4年間を見る中では、住民の方と考える場というのがなく、村独自に、村が主導して考えてきたという印象を受けております。</p> <p>いろいろ議事録を確認させていただきました。平成26年3月定例会、井上博之議員の一般質問、この際に、この公共用地活用検討委員会を受けて、村はどのようなふうに進んでいくのかという質問に対して、村長は、旧小石原小学校のほうも含めて、両方ともプロジェクトチームを立ち上げて、今後検討していきたいというのが結論であります。</p> <p>また、その同じ3月定例会の予算特別委員会で、私もこれについて質問いたしました。</p> <p>その際においても、宝珠山地区においても、プロジェクトチームを再度作らせていただいて、取り組んでいきたいと思っております。</p> <p>そう答弁されておりますが、いつ、どこで、そういう部分がなくなったんでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>以前からですね、小石原地区、宝珠山地区におきましては、やっぱりそれぞれの村の体制というのがありまして、宝珠山地区におかれましては、企業誘致というのは重要なことだろうと思っております。</p> <p>そういった中で、水耕栽培等ですね、企業誘致の提案等もありましたので、これにつきましては、ぜひなんとか雇用の場の確保のためにやりたいということで、検討をしてみたいわけでございます。</p> <p>いつ、そういう考えが変わったのかということでございますけれども、以前からですね、私も、皆さん方には小学校跡地につきましては、企業誘致という形で申しておりました。</p> <p>その当時プロジェクト、そういったところも言ったかも分かりませんが、現在でもですね、やはり雇用の場の確保は大切なことだと考えております。</p>
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	<p>その際の、井上議員のですね、当時の一般質問の中でも、村長は雇用、雇用と言われてはおります。</p> <p>それを受けて、結論から言いますと、公共用地活用検討委員会の諮問についての答申、これにつきましては、井上議員も言っていたかと思えますけど、はっきりした方向は示されていない。</p> <p>したがって、両方ともプロジェクトチームを立ち上げて、今後検討していきたいという形でおっしゃっているんですけども。</p> <p>なぜ、村長の思いだけが反映されるように、今回企業誘致がいいんだという方向性を村は持っていたんでしょうか。なぜ、企業誘致にしていくという方向性を持ったんでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>これは、先ほどから言っております公用地等検討委員会においてですね、最初は、1番目については福祉厚生施設みたいなのをつくったどうかと。それから、2番目が企業誘致でございます。</p>

	<p>前回もご説明をしたと思いますけれども、福祉施設等についてはですね、それで確かに動きました。県のほうにも問い合わせをさせていただいたんですけども、東峰村におきましては、福祉、そういった特老関係ですね、については、一番県下で充足をしていると、人口のわりには。</p> <p>そういった中で、福祉厚生施設と、それから学校等においてはですね、平面計画が違いますよと。したがって、大幅な改造をするか、建替えたほうが早いんじゃないですかというようなご回答もいただいたうえで、次の2番目であります雇用の場の確保、そういったところを検討してきた段階であります。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>ちょっと質問の仕方を変えます。</p> <p>なぜ、住民協働で、旧小学校群と言いますか、旧小学校エリアのことを考えていくようなことが、今、村長が就任されてから、この3年間できなかったんでしょうか。</p> <p>やはりあそこのエリアについては、今までいろんな団体も使ってきた経緯もありますし、守ってきた経緯もある。</p> <p>ましてや小学校と美星保育所等、あそこに通われた方々もいらっしゃる中で、いろんな思いが詰まっているかと思えます。そういった部分ある中で、あくまでも公共用地検討委員会はアンケートだったと思えます。</p> <p>その中でも、どう考えていくか、なぜ住民協働できないか、そこについてお答えください。</p>
議長	村長
村長	<p>この件に関しましては、これまでトータル的なですね、利用策と言いますか、そういったものを特に協議したことはありません。</p> <p>その必要性を問われればですね、検討をしていかなければならないかとは思いますが。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>一般質問でも答弁されてて、プロジェクトチームをつくります。そして、つくっていません。</p> <p>村長、公約の中にも、「村民の皆様の声に耳を傾けます。村民の方の声を伺います。」という部分、すごく公約の中で謳われていると思うんですが。</p> <p>その部分というのは、一切この旧宝珠山小学校エリアについては、そういった部分は関係ないということでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>この小学校の活用についてはですね、私も雇用の場というのは、旧宝珠山村の住民の方の声も聞いております。そういった段階で企業誘致というのは、やはり重要なことだと私は思って、その政策をやっているということです。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>あまりこれに費やしたくはないんですが、本29年度、次年度予算の中でも、運動場に芝生を引くなどの予算が入ってきたり、このたび1月に木質ブロックの工場が古城原倉庫に来たことによる、古城原倉庫の荷物がですね、講堂に入ったり、あるいは旧美星保育所に入る話も聞いております。</p>

	<p>そういった中で、何かが来たから何かを動かす、そういった部分で、その遊休施設を活用してはなかなかもったいないのではないかなと。あくまでも施設として、今後村に存続するのであれば、じゃあ、そのエリア、その施設をどう使っていくかという計画を立てるのが、まず先ではないかなと思うんですが。</p> <p>その部分について、やはり思いがある方々を含めた、住民を巻き込んでのプロジェクト、そういった部分を立ち上げていっていただきたいというのが、数多くの住民の方から聞こえるんですけども。</p> <p>今後村長は、そういった考えはお持ちじゃないのでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>私も住民の方々からですね、いろんなご意見を伺いながら村政というのは進めてまいっております。</p> <p>先ほどの芝生の問題につきましても、これは議員のほうからの一般質問等も、以前につきましてはありましたし、そういったグランドゴルフあたりをやっている方についてもですね、何とかそういう整備をしていただけないかということも聞いております。</p> <p>したがって、今年度予算のほうにも、そういった事業費をですね、計上させていただいているということであります。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>村長の村民の方の意見を聞くというのはですね、確かに聞いてらっしゃるんだと思うんですけど、一方通行であったり、特定の方の意見という部分が、要望であがって、それが反映されていくというのではなくて、広く多くの方を巻き込んで、どう使っていくのか、1つそういう芝生という意見も出てきていいと思いますし、それが企業誘致だったり、いろんな意見が出てきていいと思うんです。</p> <p>それが村長と村民の方というだけの話で進むんじゃなくて、多くの村民の方と行政が一緒になって進めていかないと、なかなか遊休施設の活用というのは進まないと思います。</p> <p>これ以上話しても埒が明かないので、次の質問にまいりたいと思います。</p> <p>普通財産の貸付け等について、お聞きしていきたいと思います。</p> <p>今回、木質ブロック企業、そして水耕栽培の企業が企業提案して、検討することが数カ月間行われてきました。なかなか議会の中でもどういうふうにこれを考えていいのかという部分は、難しいところではありましたが。</p> <p>そこで、企業誘致等で公共施設用地の貸付けはですね、売却をするにあたって、普通財産の貸付け等について、条例及び規則で定めるべきではないか、そこについてご回答を願います。</p>
議長	村長
村長	<p>財産の貸付け、売却に関しましては、財務規則に定めがありますが、その他、特に定める必要があればですね、企業誘致等も加えて別に規則で定めることもあるかと思っております。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>今回企業誘致にあたって、なかなか企業進出したい企業にどういうふう公共施設を貸せばいいのか、その賃貸料ですね、いくらにすればいいのかという部分は、</p>



	<p>なかなか判断基準がなかったかと思います。</p> <p>そこで、今現時点で、村はですね、こういう企業誘致等が来た場合に、こういった基準でその施設をお貸しするのでしょうか。賃貸料ですね、その回答をお願いします。</p>
議長	<p>暫時休憩します。</p> <p style="text-align: right;">( 13時48分)</p>
議長	<p>会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">( 13時50分)</p>
議長	<p>村長</p>
村長	<p>先ほども言いましたように、企業誘致に対しての金額等はですね、その辺りにつきましては定めがありませんでした。今回の賃借料等につきましても、その付近の相場と言いますか、そういった地価の相場とか、それから建物につきましては耐用年数とか、そういったものを考慮してですね、算出をさせていただいております。</p>
議長	<p>5番 高橋弘展議員</p>
5番	<p>その部分を村は明示する必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>水耕栽培の企業に至っては、議論の段階で、話を聞く段階で、何回かその賃借料が変化していったかと思います。</p> <p>それが企業と相談しては、そういった部分で説明は聞いておりましたが、それでは、何が村にとって良いのかという部分が、全然分からないんですね。</p> <p>ましてや今、木質ブロック工場につきましては、もう企業立地協定結んで、もう企業が来ることが決まっております。</p> <p>じゃあ、次来た企業が、また別の基準で貸すようになったら、やはり不公平感が生まれてしまうのではないのでしょうか。</p> <p>そこをもって、やはり賃借料についても、村はしっかりと企業誘致等にあって、賃貸する場合においては、明示する必要があるのではないのでしょうか。</p>
議長	<p>村長</p>
村長	<p>議員のおっしゃるとおりだと思います。</p> <p>次の企業が来たからどうするのかとかですね、安くなるのか、高くなるのか。そういった形では、やはり村としての統一性は取れないと思っております。</p> <p>木質ブロックそれから水耕栽培等の賃借料の考え方についても、そこら辺りは統一をされた考え方でいっておりますので、将来的にはですね、この問題等についても、整備の必要は必要だと考えております。</p>
議長	<p>5番 高橋弘展議員</p>
5番	<p>次に、その貸付けについての審査ですね、企業誘致も含めて、こういったふうに今回審査をされていったのでしょうか、執行部のほう。</p> <p>その企業に対して、公共施設、公共用地を貸してもいいという部分、どういうふうに判断されていたのでしょうか。</p>
議長	<p>総務課長</p>
総務課長	<p>普通財産につきましてはですね、地方自治体の中でも自治体は貸付けを行うことができることは定められております。</p> <p>また、財務規則の中でも普通財産の貸付け期間から、普通財産の貸付料、普通財</p>

	産の貸付けについて契約事項等ですね、内容等についても財務規則の中に定めがありますので、村としてはそれに照らし合わせを行いまして、妥当であれば貸付けができるものと。企業そのものがどういった企業であるか、そこまでをですね、規則等で謳ったものはございません。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	今、貸付けについて、主に企業誘致関係についてお聞きしましたけど、では、企業誘致等で、今回企業誘致の計画を受けるとかですね、受ける場合に、執行部としてはどういうふうに判断して、この企業が村に来ていただくことがいいんじゃないだろうか、そういった部分を判断されたんでしょうか。
議長	村長
村長	<p>企業誘致におきまして、なかなかですね、本村のような場所に企業誘致がすんなりと来てくれるかというのは、なかなか難しい問題であります。</p> <p>そういった中で、やはり企業さんのほうから、そういうオファーがあればですね、当然お話はお聞きいたしますし、そして、この企業さんが来てくれれば雇用体系、そういったところにも十分配慮できるのかなと、というような判断の下ですね、企業誘致は行ふべきだと思っております。</p> <p>今回の木質それから水耕栽培につきましても、非常にやはりいろいろ探した中でですね、この本村に来ていただくというような企業でありますので、そういった企業については、できるだけ前向きな考え方でですね、私としては誘致を積極的にやっていきたいと思っております。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>誘致をするのであればですね、はっきりとこういう条件で来ていただきたい。誘致をすればこういう条件があります。こういう用地を貸します。こういう施設を貸すことができます。そういうことを明示すべきではないのでしょうか。</p> <p>今回2つの企業がほぼ同時期に来たということに関しても、別に呼び込んだというよりは、向こうの企業が東峰村というところを見つけていただいて、来ていただいたということが、私の目からはそう映りましたけれども。</p> <p>やはり他の自治体を見ている限りでは、東峰村の基準がないので、交渉がしやすいという条件もあったんじゃないかなと思うんですね。</p> <p>日田市も企業立地促進条例、そういったものがあります。筑前町も企業誘致条例という部分があります。企業誘致を行ったらこういう条件があります。</p> <p>日田市においては普通財産の貸付についての規則がございます。借りる際にはこういう条件で貸すこともできる。そういうことも規則で謳われております。</p> <p>そういった部分がないと、なかなか企業が言い値、こういう条件で貸してくれませんかという条件でしか、東峰村は交渉できないようになってしまわないでしょうか。といった部分で、やはりそういう条例や規則でしっかりと、企業誘致をこういうふうに行いますというのを明示すべきではないでしょうか。もし村長が企業誘致を推進するのであれば、その辺をもう一度お尋ねします。</p>
議長	村長
村長	<p>良いご教授だと思っております。</p> <p>いずれにいたしましても、そういった条例等ですね、整備は今後やっていき</p>

	<p>いと思っております。</p>
議 長	<p>5 番 高橋弘展議員</p>
5 番	<p>やっていきたいではないんですよ。もう次に受けるときにはしっかりと決めていただかないと話にならないんですよ。</p> <p>それでまた、条件どうします、こうしますっていうふうな形で、議会で議論というのは、できればやめていただきたいなど。しっかりと執行部で、こういう条件で企業を受けます。そういった部分がないと、どう判断するんですか、企業誘致を。</p> <p>今回の企業誘致に関しても、議会がいろいろこういうふうな企業大丈夫か、事業計画は大丈夫かという、いろんな資料が出てきたぐらいで。しっかりと執行部が調査をしていたという印象はあまり受けないんですよ。そういった部分でしっかりとまず、条例等で、東峰村はこういった企業誘致を行います。そういうのを定めてから企業誘致をするべきではないのでしょうか。</p>
議 長	<p>村長</p>
村 長	<p>東峰村にそういった条例がなかったということでもありますので、いずれにいたしましても、この東峰村に企業が来てくれる。それを選別というのはですね、なかなか難しいんじゃないかと思っておりますが、そういった中で、やはり村のためになるのか、ならないのか、そういったところの判断等も当然行って、そういった企業についての誘致を考えるわけですから。</p> <p>そうは言いましても、今後についてはですね、ご指摘のような条例等は整備をしていきたいと思っております。</p>
議 長	<p>5 番 高橋弘展議員</p>
5 番	<p>選別できないでは困るんですよ。</p> <p>先ほど配布させていただいた筑前町のこの総合戦略の中でも企業誘致の推進ということで、2番目の項目で謳われているんですけども、ちょっと読み上げさせていただくと。</p> <p>筑前町自体は企業誘致推進していますが、その中でもこういうふうな企業に来ていただきたい。こういうふうなことで町に協力していただきたいということが明示されております。</p> <p>1番目、バイオマス企業及び健康食品工場誘致による雇用創出ということで、計画、構想が謳われております。町づくりのコンセプトに合ったイメージやブランド力を持つ企業を誘致することにより、町民の雇用創出だけでなく安定した税収を確保するとともに、企業イメージとの相乗効果による町のイメージ向上や地域経済の活性化を図ります。具体的には、町北部にバイオマスを活用する企業と町南部には健康食品工場等の戦略的な誘致を推進します。</p> <p>それに対して優遇措置の検討として、企業が進出しやすい環境の整備を確立します。具体的には、水道、道路等のインフラ整備、固定資産税、公共料金の減免、町民の新規雇用に対する助成と町独自の優遇措置の実現の可能性を検討します。</p> <p>こういった具合に、じゃあ、村に企業誘致をするにあたって、こういう企業に来ていただければ村のイメージが上がる、また、ブランドイメージがつく、そういった部分で、こういう企業に来ていただきたいという部分を明示していかなければ、村長が先ほど言われたように、来た企業を選別するというのは、なかなかたいへん</p>

	<p>なことだと思えます。</p> <p>そういった部分もしっかりと、条例やそういった部分で村を発信していかなければならないのじゃないでしょうか。そういった部分も含めて、もう一度お尋ねしますが、やはり早急に、そういった部分の条例整備等を行うべきではないでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>筑前町さんの例でございますけれども、これは、地方創生絡みでのことでやっておられるのかと思えますけれども、町北部にバイオマスとかですね、南部に健康食品とか、そういうのがここに載っておりますが、いずれにいたしましてもですね、そういった誘致というのはもう、当然筑前町さんのほうには以前から話があったところのことを書いているのではないかと、私はこれを読ませていただいて判断をしているところであります。</p> <p>したがって、筑前町さんが、北部には絶対バイオマスだと、南部には健康食品だというような考え方というのはですね、当初から持っていなかったんじゃないかと、私は、そういったところを察するところであります。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>別に筑前町の評論は特段回答では求めてないんですが。</p> <p>しっかりと、企業誘致をするなら、こういう企業を呼んでいきたい、こういう雇用を生みたいというのを明確に出していただきたいと思えます。</p> <p>というのも、議会意見交換会、1月に開かせていただいた中でも、水耕栽培はちょっと村のイメージには合いませんという声、たくさんいただきました。そういったことも考えて、やはり住民の皆さんと一緒に企業を応援していく形というのを作っていくべきではないかなと、私は思っております。</p> <p>次の質問にまいります。</p> <p>不動産等の寄附の受領のための手続きについてということで、不動産等の寄附を受ける、村がですね、寄附を受ける場合に、その後解体や除去を必要とするものに対しては条例等を設けるべきではないか。これについて、ご回答をお願いします。</p>
議長	村長
村長	<p>議員言われるように、他の自治体ではですね、取り扱い規則とか要領、そういったものを定めているところがあります。</p> <p>その内容につきましては、公序、諒恕に反しないこと。それから、行政の中立性、公平性等が確保できること。宗教的又は政治的な意図による寄附でないこと。寄附採納後の維持管理費等が著しく村の財産負担にならないこと。将来の紛争の原因となるおそれがないこと。</p> <p>以上のことがないようにですね、定めているようでございます。</p> <p>本村におきましても、運用はですね、今、1番から5番ほどあげましたけれども、そういったところは大体考えてやっております。</p> <p>法整備化等がされておりませんので、この件につきましては、今後検討をしていきたいと思っております。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>1つちょっと例を取り上げさせていただきたいんですが、平成29年度予算にもあがっております。皿山地区の旧日本工芸館の解体、あるいは寄附について、少し</p>

	<p>取り上げさせていただきたいと思います。</p> <p>この日本工芸館の寄附につきましては、地元住民の方がですね、ご努力されて話をまとめてですね、村に話を持って来ていただいたという部分に関しては、すごく敬意を表したい部分だと思います。</p> <p>そこで、村がその寄附の話を受けた際に、行政的な手続きが適切だったのかどうか、それについてお伺いしたいんですが。</p> <p>寄附をして、その後解体の予算があがってきているということに関して、地方自治法第96条1項9号のですね、負担付寄附に当たるのではないか。その場合は議決事項になるのではないか。その部分について、お尋ねします。</p>
議長	<p>暫時休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(14時07分)</p>
議長	<p>会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(14時09分)</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>ただ今ご指摘のですね、負担付贈与に当たるのではないかとということで、確かに解体費用をですね、29年度予算に500万円計上しております。</p> <p>それを本来村が負担すべきものなのか、それを負担してまで手に入れる必要があるのかということになってくるかと思いますが、この土地そのものがですね、負担付の物件としてなるものかどうか、そこが一番問題になってくるかと思いますが。</p> <p>この土地についてですね、2筆あるわけですが、固定資産の評価額を見たところでも、約480万円ほどの固定資産の評価額となっております。</p> <p>これは宅地でございますので、村がもし買収するとすればですね、金額的には約650万近くの買収費用がかかることとなります。</p> <p>そういったことを考えればですね、差し引きを考えれば当然プラスのほうになってくるわけですが、それが実勢価格と比較したときに、どうこうというのはですね、なかなか判断しがたいところでございますので、今申し上げました評価額と土地買収価格、これだけで判断すれば負担付贈与には当たらないものであろうと判断しておりますのでございます。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>この問題をすごく問題視するという話で、ちょっとこれを取り上げたのではなくて、こういった空き家というかですね、もう不活用空き家という形で、今後村がどういうふうにそれと向き合っていくのかということについて、お聞きをしたかったんですよね。</p> <p>先ほど村長も5つの項目を言われたかと思いますが。贈与、寄附を受けるにあたっての注意点。</p> <p>最後のほうに言われた、要は、受け取った後の維持管理費用が財政を圧迫する。要は、通常の維持管理よりもかかるという行為。いわゆる除去ですよ、という行為自体が、やはりもう少し公としての制度であったり整えておかないと、すごくグレーゾーンだと思うんですよ。それがすべて今、村長の判断に任されているわけです。</p> <p>それをやはり条例も規則も何も付けないまま、寄附行為がいろんな場所で行われ</p>

	<p>ていくというのは、少し民主的ではないのではないか、というところに疑問点を持っております。</p> <p>そういった部分で、今後どう取り組んでいくのか、少し方向性をお聞かせいただけますでしょうか。不活用家屋について。</p>
議長	村長
村長	<p>法的な整備がと言いますか、されてなかったということで。</p> <p>この問題についてはですね、今後検討をさせていただきたいと思っております。</p> <p>やはり今からどうなるかというのも分かりませんが、そういったところも必ずや必要となってくる可能性がありますので、今後検討して、作ることでですね、検討をさせていただきたいと思います。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>ぜひ、検討していただきたいと思います。</p> <p>これにちょっと思いに至ったのはですね、1月に産業建設常任委員会で東彼杵町に行った際に、空き家活用等のもので、検討がかなり先進的に行われておりました。</p> <p>その中でも東彼杵町は条例のほうを、空き家に係る条例を作っておりまして、それも特措法に関するもので作られておりますが、その中に町がですね、その不活用空き家を村に寄附していただければという部分の条項を付けておられました。</p> <p>少し範囲は狭く、都市計画区域という部分でですね、条件は付けられておりましたが、その部分を持ち帰って、他の市町村もいろいろ調べてみたら、ちょうど美しい村連合にもかたられております東成瀬村のほうで、かなり立派な条例を作られております。ぜひ参考にさせていただきたいなど。また情報はさしあげますけれども。</p> <p>その中でも、この空き家対策検討委員会等も設置されてですね、学識経験者、1級建築士、被災建築物応急危険度判定士等ですね、警察署の方、広域の消防署分署長の方と、あと副村長を筆頭として課長さんたちが入ったような検討会で、その寄附をどう受けるのか、そういった部分を検討される会も設置されております。</p> <p>そういった形で、寄附を受けてしまった。もう村の土地、用地になってしまったり、その後どうするかという部分もあるかと思えます。</p> <p>そこを明確に謳っていただきたいことと、あとはやはり、この東成瀬村と東彼杵町もいい部分は、やはり特定空き家、要は危険空き家を除去した後に、地域の方々がそれを維持するという項目がしっかり謳われております。</p> <p>そういった部分をしっかりと考えながら、やはり不活用空き家を考えていかなければいけないかなと思うので、ぜひともその辺の法整備、よろしくお願ひしたいと思えます。もう一度回答をお願いできますでしょうか。</p>
議長	村長
村長	東彼杵町それから東成瀬村ですかね、そういったところの条例等も参考にしながら、この問題については、今後検討をしてみたいです。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>もう1つ、その不活用空き家除去等についてですね、検討していただきたいのが。国等のもので、交付金、補助金という制度がおそらくあるんじゃないかなと、項目を見てる限りですね。</p> <p>ただ、ただ条件、ただしというところで、空き家対策等の計画を作らないといけ</p>

	<p>ないとか、そういった部分があると思いますが、やはりそういった部分を含めて、極力やはり村費、単費での除去というのを避けて、計画的にそういった不活用空き家の除去を負担なしに行う方向を検討していくべきではないかなと思います。</p> <p>そういった部分についても言及しておきたいと思いますが、もう一度回答いただけますでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>同じ回答になるとは思いますけれども、いろいろ今ご教授いただいたことにつきましてはですね、そういったところも調べて条例等を整備してまいりたいと思っております。</p>
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	<p>ぜひ、よろしくお願いします。</p> <p>次の質問にまいります。</p> <p>地域自治のあり方についてです。先ほどお配りした筑前町の総合戦略の裏面からの3枚をご覧くださいと思います。</p> <p>近年高齢化及び少子化、人口流出等によって、集落及び行政区のですね、人口や世帯数が減少しております。そのため区長さんや連絡員さん、自治公民館長さん、公民館理事・役員さん等のなり手がなかなか少なくなっているというのが、どの地区でもおそらく問題になっているかと思えます。そのため組織の維持というのが、毎年頭を悩ませるということかなと、私、思っております。</p> <p>特に、その中でも世帯人員の減少、要は核家族化であったり、ご夫婦だけになったり、あとはもう単身で住まわれている方というのが、どんどんこの村でも増えてきているため、なかなか役員さんであったり、そういう役どころの方を世帯から出しにくくなってきている部分もあるかと思えます。</p> <p>そこで、今お配りしている、この 地区と書いた1枚目の紙ですね。おそらくこれが現在の地区の一般的な形かと思えます。</p> <p>区長さんの下に連絡員さんがいる形で、文書配布等を行っている反面、自治公民館制度があって、その中で館長さんを筆頭として主事さん、体育主事さん、そしていろんな集落から出て来ていただいている役員さん等で成り立っている自治公民館の制度、この2つが並列している形というのが見受けられるかと思えます。</p> <p>このまま人口が減少していくにあたって、なかなかこの連絡員も出していただく、そして自治公民館を運営していくのにも、その理事さん、役員さんというのが並列しているというのは、なかなか今後厳しくなっていくのかなという部分で、1つ目の質問で、区長制度及び自治公民館制度を統合して、自治組織化という部分をする考えはありますでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>自治組織化はですね、少子・高齢化対策や集落の存続のため、今後の地区の運営等にはですね、重要なことだと私も思っております。</p> <p>しかし現状では、区長と自治公民館長を一元化している地区と、そうでない別組織というのが、そういった地区があります。</p> <p>それぞれ地区の事情が違うことがあるかと思えますけれども、村の方針としてはですね、議員言われるように、自治組織化、これはやっていかなければならない</p>

	<p>かと思っておりますが、そういったことを奨励はしてもですね、強制化することは、現在のところ考えてはおりません。</p> <p>現在の区長会におきましても、小組合の統合等を提案をしておりますけれども、あくまでも地区の判断で行うものでありますので、そうは言いながら、一部29年度から統合をしたいと言っている小組合もあります。</p> <p>今後も効率化と言いますか、自治組織の強化のためにも、そういった内容については区長会のほうでですね、また、協議をさせていただきたいと思っております。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>私もちょっといろいろ、他の地区がどうなっているか等をですね、平成27年度に東峰村自治公民館に関する調査まとめというのが出ておりましたので、その辺で、他の地区がどういうふうな成り立ちで自治公民館を運営されているかを見させていただきました。</p> <p>その中で1つ目についた部分で、大行司地区がすごく先進的と言いますか、昔からうまく運用されているのではないかなと思った次第です。</p> <p>この3枚目の資料のほうにも付けておりますが、区長さんを筆頭としながら、その中に自治公民館機能を付けた形で、館長さんの下に主事さん、体育主事さんいながらも、区長さんの下に役員さんがいるという形で、連絡員さんとうまく統合されて機能されているんですね。</p> <p>こういうふうな大行司地区のやり方のような形が、今後他の地区でも広まってくると、今問題になっております、問題になっているか分かりませんが、区長さんがなかなか地区の住民の方を集めて話をしたりというのがなかなかやりにくいんだ、集める手段がないという話も聞きます。</p> <p>自治公民館と区長は制度が違いますので、区長の方が自治公民館の役員さんを通じて人を集めたりということがなかなか、やって悪いことはないんですけども、やりにくいという部分もあったりするかと思います。</p> <p>その辺の連携を図る上でも、うまくこの自治公民館と区長さんとかと融合、連携をしていかないと、話は進まないかとは思いますが。</p> <p>それも踏まえて、教育長にお聞きしたいんですけども、自治公民館のほうもやはり取り組み、区長さんとどう連携していくのかというのが重要だと思いますが、その辺はどう考えられていますでしょうか。</p>
議長	教育長
教育長	<p>今、いろいろ問題点ご指摘いただきましたけど、この区長制度が昨年できてですね、区長の任務というのがはっきりしました。</p> <p>それまではどっちかというと、区長さんが役場の連絡とか区の中のいろんなお世話を、問題点とか解決する。自治公民館長さんは体育行事とか地域の何とか行事をすとかというふうに、ちょっと分かれたような状況があります。</p> <p>地域によっていろいろばらばらなんですね、今からいろんな自治組織を活性化するためには、区長さんと自治公民館長さんがですね、一体となっているんことをやらないと難しい時代だなと、また、活性化には繋がらないと。そういう意味で、そういう区長さんと自治公民館長さんの連携は必要だというふうに思っております。</p>



議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	<p>もう1つ大行司地区のほうがですね、良いなと思う部分は、運営審議会というのを年に2回されていて、この自治公民館プラス区長さん、そして子供会、PTAの方や女性代表、老人クラブ代表の方も集まって、その地区の半年間若しくは1年間を協議する場というのを作られていたりします。</p> <p>そういった形で、やはり先ほど教育長も言われたように、一緒になってどういふうにこの地区を形成していくか、そういった部分をやはりしていかないといけないと思うんですが、なかなか教育長も言われたように、地区ごとにばらばらなんですよね。</p> <p>先ほど村長も言われましたけれども、区長会で諮って協議していくという、区長さんのほうから話もしていただきたいんですが、やはり自治公民館のほうからも話をしていく、そしてやはり合わせた形でも協議していかないと、なかなか進まない話かと思います。</p> <p>そういったことをですね、ぜひ、村長部局そして教育部局のほうが連携して合同協議する場、そういった部分をもっといただきたいんですが、その辺は村長、教育長、どう考えられていますでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>議員もご理解をいただいていますように、この問題は非常に、やはり地域間のばらつきもありますし、なかなか難しいことでもあります。</p> <p>いずれにいたしましても、今年度の区長さん等におきましては、区長設置条例等ですね、条例も作っていただきましたし、今後につきましてもこういった形ですね、自治のあり方につきましても、先ほども言いましたように、区長さんとの協議の中でまた考えていきたいと思っております。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>自治公民館と区長さんとの連携は先ほど言いましたように、必要だと思っております。</p> <p>それで、村の大きな公民館の中に公民館運営審議会があります。これは、公民館をどう動かすか。その中に、自治公民館をどんなふう運営するかというようなこともですね、話題に上げていいことになっておりますので、ぜひそういうふうにはばらばらとか、こっちがする、こっちがするということではなくて、一緒に地域を盛り上げていくと、そういう形で連携を作っていきたいというふうになっております。</p>
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	<p>ぜひ、連携を図っていただきたいと思います。</p> <p>最後のページに、こういう形までいけるとですね、かなり自主的運営ができるのではないかなと思うところです。</p> <p>大行司地区はかなりベースにはなるかと思いますが、なかなかこのもう役員さんの人数だけでは、地域が高齢化して運営できない部分に、やはり子供会の方や女性代表の方、老人クラブの方、いろんな方が役員となり支えていくような形、他の地域でもだいぶこういった動きが進んできているかと思っております。その部分もぜひ検討していただきたいなと思うところで、時間はあまりなくなってきましたが、 番の</p>

	<p>行政区の区分けについて、1つ方向性をお聞きしたいかと思ひます。</p> <p>人口減少する中で、現在の15地区を堅持するお考えはありますでしょうか。</p>
議長	<p>村長</p>
村長	<p>行政区が現在15ありますけれども、この再編成についてはですね、これはまだ自治の制度以上に、ちょっと難しいのかなと思ひております。これもいろんなその地区間での事情がありまして、なかなか容易ではないなと思ひております。</p> <p>そう言いながらもですね、東福井の上と下は合併をですね、検討しているようでございますし、他の地区につきましては、区長会でのですね、さらなる議論を今後行っていかなければならないんじゃないかと思ひております。</p> <p>今日、自治組織の、ずっともういただきましたので、これ等もですね、区長会あたりの中でまた活用させていただいて、そういった状況にもう来てますよというような認識を持つことからですね、まずは始めていきたいなと思ひております。</p>
議長	<p>5番 高橋弘展議員</p>
5番	<p>そこでもう1つ質問したいんですが、平成29年度予算、予算ばかり取り上げて申し訳ないんですけども、奥畑地区公民館の建設の予算があがっているかと思ひます。</p> <p>先ほどの行政区はなかなか動かすというつもりはないというお話でお聞きしたんですけども、そういった地域のあり方ですね、その考えをお聞きしたいんですが、鼓地区のほうはですね、住民の方が集まるような場をとということで要望が出て、せせらぎ鼓のほうを建設に至ったかと思ひます。</p> <p>そして小石原地区のほうもですね、確か議会の報告会等でまわる際でも、やはり集まる場がないから、なかなか協議する場がないということで、今回奥畑地区の公民館については、1つの地区、集落の公民館だと思ひのですが、そういった部分で、村はどういうふうに施設整備を考えられているのでしょうか。</p>
議長	<p>村長</p>
村長	<p>奥畑地区、その他におきましてもそうだと思いますけれども、やはり高齢化する中で集まれる場所がない。奥畑地区につきましては、相当古いですね、公民館みたいなものが現在あるわけなんですけれども、そういったところで、いきいきサロンとか、そういったものを開催するにしても、非常に水道もないようなとこなんで、なんとか地区の人たちがそういった集会所的なことをつくりたいというようなご相談がありまして、やはりそういった、特に小石原はそうなんですけれども、地区、地区が距離的にも離れておりますし、統合したといたしましても公民館まで遠いと、そういったところにはもう車もないし歩いていけないとか、そういった事情もござひます。</p> <p>そういった中で、やはり地域の活性化、地区の活性化のためにはどうするべきかということでありますけれども、そういった中で集会所の整備あたりを図っていただきたいという要望等もござひました。</p> <p>地区の方がそういった形で、また、より集まりやすく、そして元気な取り組み等ができればですね、それは村としてもやはりそういったところにはちゃんと対応していかないかなのやないかなということで、今回の集会所についての予算計上をさせていただいているということであります。</p>

議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	<p>せっかく区長制度を作ってですね、行政区をどういうふうに運営していくかというのを、せっかく先ほども村長も教育長もおっしゃった中で、その地域の部分というのがまた最優先されてくると、じゃあ、どういうふうに行政区をまとめていくのかという議論になかなかとり着かないのじゃないかなと、施設建設であったり整備のほうを進めていくと思った次第であります。</p> <p>最後の質問にまいります。</p> <p>併せて質問したいんですけども、地域協働の村づくり事業、ただ今2年目になって3年目に入ろうとしております。</p> <p>2年目になって、様々な地域の方がこの事業を使われるようになってきておりますが、この2番目の質問ですね、地域コミュニティ活性化事業、かなり活発的に使われるんですが、なかなかこの協働による村づくり事業、要は、地域計画を描いて、それを実行していくというふうに入らない部分、これはやはり地域コミュニティ活性化事業に偏り過ぎて、もうそれで何か事足りてしまっている。目の前のことばかりに注視し過ぎているというふうな印象を受けるんですが。</p> <p>確かにいろんな様々な解決のために事業を使ってですね、やらないといけないことはあるかと思いますが、最終目標はおそらくこの協働による村づくり事業を推進して、自立運営、自治組織がしていくということが目標かと思えます。その辺の方向性をお聞かせください。</p>
議 長	村長
村 長	<p>やはり少子・高齢化の中でですね、今、議員の言われているような、この地域の村づくり協働事業等をですね、しっかりやっていただければ、また地域の再生力も上がってくるのではないかと考えております。</p> <p>村といたしましても、やはり集落が自らの課題それから魅力の抽出を行って、将来像を考え、その実現のための事業計画、将来計画と申しますか、そういうのを作成していただいて、その地区のそういった計画に対して、何がやはり大切なのか、そういったところをですね、やっていただきたいと、これは思っております。</p> <p>議員も言われましたように、目の前の地域コミュニティ事業ですね、そういったものが、今、ちょっと先行しているかと思えますけれども、あくまでも村としては、この協働による村づくり事業の中で、この考え方が一番大切なことだとは思っております。</p>
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	<p>村長がいろんなところで、この地域協働の村づくり事業使っていただきたいということを言われているというのはいろんなところで聞きます。</p> <p>村長が旗振り役であるならば、地域コミュニティ事業を進めるのを旗振るのではなくて、その先をぜひ旗を振っていただきたいと思えます。</p> <p>以上で終わります。</p>
休 憩	
議 長	<p>14時45分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(14時35分)</p>
再 開	

議 長	休憩前に引き続き、再開します。  ( 1 4 時 4 5 分 )
議 長	村長
村 長	先ほど高橋議員の行政区の区分けについての質問の中で、私の答弁で、東福井の上下は合併を検討をしているというような答弁をさせていただきましたが、これにつきましては、私の認識の誤りでしたので、なかったこととして、発言を訂正させていただきます。
議 長	9 番 長澤貞義議員の質問を許可します。 9 番 長澤貞義議員
9 番	私の質問は、防災・安全対策について、質問をいたします。 資料の配布をお願いします。
議 長	事前に確認していますので、これを許可します。 ( 資料配布 )
9 番	それでは質問に入ります。 火災通報からサイレンが鳴るまでの時間ですね、火災発生から 1 1 9 番を通報して、サイレンが鳴るまでにどのくらいの時間がかかるのか、まずこれをお伺いいたします。
議 長	村長
村 長	現在ですね、火災の通信指令業務は、筑後地域の 8 つの消防本部で運用する筑後地域消防指令センターというのが久留米にあって行われております。 消防本部に確認をいたしましたところ、場所の特定のため 2 分から 3 分近くかかることがあるそうです。
議 長	9 番 長澤貞義議員
9 番	分かりました。やっぱり 2 分から 3 分、サイレンが鳴るまでにかかるわけですね。そして次の質問です。 火災通報から火災現場での放水が始まるまでの時間ですね、これは、消防がサイレンを聞いて出動するわけですが、水利に到達して、水利と言えば防火用水それから河川ですね、いろいろありますけれど、河川から消防が吸管を入れて、ホースを何本も繋いで火災現場まで吸水をするわけですが、実際の火災発生、通報から水が出るまでの時間ですね、これは現場によって違うと思うんですけど、おおよそ大体の目安の時間が分かれば教えてください。
議 長	村長
村 長	長澤議員の言われるとおりですね、火災現場の条件等によって当然違って来るとおもいます。 そういった中で、火災が発生した場合ですね、まず第 1 番にその現場に到着をされると言いますか、それは地域のすぐ近くの分団であろうかと思えますし、また、本村の場合は東出張所がございますので、そちらのタンク車が行くかと思っております。 到着はいたしましてもですね、先ほど議員の言われましたように、水利の関係とか、そういったことはありますけれども、タンク車の場合ではですね、もう水を積んでおりますので、そんなに時間的にはかからなくて、1 分程度あたりで放水はで

	<p>きるというようなことでございます。</p> <p>参考としてですね、先月宝ヶ谷地区の建物火災がありましたけれども、出勤から現場到着までの時間が約10分ほどかかっているみたいです。</p> <p>放水開始はですね、現場到着とほとんど同じということで、これも先ほど言いましたようにタンク車でありますから、現場に到着すればですね、すぐ放水はできるのかと思っております。</p>
議長	9番 長澤貞義議員
9番	<p>通報からですね、水が放水されるまでの時間をなぜ聞いたかと言いますと、配布資料を皆さんに配布していただきましたが、これを見ますとですね、初期消火の時間がちょっと書いているんですね。出火をしてから2分前後で、壁板、ふすま、障子等が立ち上がり面に燃え移ると。そして2分30秒経つと天井に燃え移るようになるんですね。5分後には隣の部屋とか、各隣の部屋へ延焼して、その火が2階の天井へ達するまでに約7分ですね、そして全焼までに20分、こういうふうな火災の発生ですね、火が広がるスピードの時間というのは、ほんとわずかな時間でどんどん広がるわけですね。</p> <p>だから火災が発生して119番通報しても、サイレンが鳴るまでに2分間、当然現場を確認をしないと鳴らせないと思うんですね、消防署としては、2分から3分かかるわけですね。</p> <p>そして、サイレンが鳴ってから出勤だと思うんですが、そしてタンク車が来るまでに、大体タンク車ですね、一番給水ができるのは、それにも10分かかるわけですね。だから、私はやっぱり初期消火が一番大事だと思うわけです。</p> <p>先ほど村長が、先日2月の9日ですかね、夜宝ヶ谷地区で火災が発生しまして、これはもう本当に小火で済んだわけでございますが、これも後で聞きますと、消火栓が近くにあったために、その消火栓から放水を地元の方がやりまして事なきを得たと。消防団が来たときには鎮火はしていたという話を聞いております。</p> <p>だから、いかに初期消火が、ほんとに大事だと私も思います。</p> <p>次にですね、初期消火が一番大事だと思うんですが、何がほんとに一番先に有効として使えるとお思いですかね。</p>
議長	村長
村長	<p>初期消火について、何が一番大事かと問われればですね、やはり一般的にですね、家庭の火災であれば消火器かなと思っております。</p> <p>先月の、先ほどの火災のときにおきましてですね、近くに消火栓があったということも幸いございましたけれども、近隣ですね、住宅の方がやはり消火器を持ってですね、駆け付けてくれて消し止めてくれたという報告も入っております。</p> <p>おかげでですね、大火災にならなかったんで、非常に近隣の方には感謝を申し上げる次第でございますけれども、そういった事例からいきましても、やはり各家庭に消火器を設置していただくというのがですね、一番やはり効果的じゃないかと思っております。</p>
議長	9番 長澤貞義議員
9番	<p>私も本当に、一番最初に有効なのは消火器だと思います。</p> <p>それで、次の質問の中に、各地区に10型の消火器を設置をしたらどうかと。</p>

	<p>10型と言いますと、私のところの工場には、柱ごとに消防署から置きなさいということで、10号ですね、このくらいの高さの消火器を5、6本置いています。</p> <p>これが大体ですね、1本で18秒くらい消火剤を放射できるそうなんです。家庭用よりもちょっと長い時間放射できると思います。</p> <p>だからこれをですね、各地区に何本か、区長さんのところと、連絡員さんの方が各地区におられると思いますが、そういう形でちょっと大きいですね、家庭よりもちょっと大きいやつを何本か置いて、いざ火事というときには、やっぱり火災の発生したところの人が、やっぱり近所の方にすぐ知らせてですね、火事だということを知らせて、消火器をまず持って来てもらうという形が、一番初期消火には有効ではないかと思いますが、村長の見解はどうでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>たいへん良いご提案をしていただいたと思っておりますが、まず設置場所あたりを考慮しますと、今、議員が言われますように、区長さんのところとか連絡員というところでありますけれども、地区によってはですね、また距離的にも離れているところもありますので、できればですね、何回も同じようなことになりましたが、宝ヶ谷地区のですね、皆さんが家庭の消火器を持ち寄ってですね、消火をしていただいたということであればですね、やはり家庭への消火器の設置、これを推進をしていきたいと思っております。</p> <p>この件につきましては、昨年の秋の防火週間時にですね、消防団のほうも積極的に動いていただきまして、20本程度ですね、申し込み等があります。</p> <p>そういった中で、まずは区長のところとか連絡員のところとかというんじゃなくてですね、各家庭にやっぱり必ず設置していただいて、それで有事の際は、その消火器あたりを持ってでもですね、消火活動にあたっていただくというのが望ましいのかなと、私は思っております。</p>
議 長	9 番 長澤貞義議員
9 番	<p>今、村長がおっしゃられたように、各家庭に置くのが一番の火災予防というかですね、初期消火には一番向いていると思います。その方向で村としても動いていただきたいと思います。</p> <p>それから、今の配布資料の中で、それよりも有効なのは天井に燃え移るまでの時間なんですね。ちょっと遅れたら、天井に燃え移ったらもう消火器では消せないということになるわけですね。</p> <p>そうすると、やっぱり本格的に水をかけなければいけないということになります。そうするとやっぱり、タンク車が来るまでにも10分かかるわけですね。</p> <p>ということは、やっぱ先ほどの例のように、宝ヶ谷地区で消火栓が有効に使えるということを聞きますと、以前の私の一般質問の中でも同じような質問をして、小石原地区の窯元さんの職場からのストーブの煙突から壁が燃えて、小火になったことがずっと以前ありましたけれど、これもやっぱり消火栓が近くにあっておかげで、その消火栓の水で消せたということですね。</p> <p>だからもう天井まですぐもう燃え移るわけですね、2分30秒過ぎると。だからもうあっという間に火が燃え広がるということを考えますと、本当に消火栓というのが身近にあれば、近くの方たちに加勢してもらってですね、すぐ消火活動ができ</p>

	<p>ると思います。</p> <p>消火栓の使い方は、私はこんなふう認識しております。消火栓で放水をし出して、タンク車来るまでというですね、タンク車それから消防団来るまでの間、消火栓を使って初期消火に努めると。タンク車やら消防団が来ればですね、もうそちらのほうにお任せをするという形でいいと思うんですね。</p> <p>だから消火栓の、各地区に、やっぱり有効にもっと配置できるような取り組み方は、以前にも聞きましたけど、消防委員会ですか、これで検討していくという形だと記憶しておりますが、そういう形になるんでしょうかね。</p>
議長	村長
村長	<p>議員も先ほどおっしゃいましたように、この一般質問についてはですね、前回でも回答をさせていただいております。</p> <p>確かに議員の言われるようにですね、消火栓の設置がですね、計画どおりできれば、それは非常に問題ないことでございますけれども、消火栓の設置につきましては、地中配管であります管の大きさの問題とかですね、そういったものが必要になってきますよという話も、前回答弁をさせていただいたと思っております。</p> <p>今後ですね、水道の本管とかですね、そういった取り換えと言いますか、そういったものがある段階においてはですね、やはり消火栓の設置ができるかどうかの検討もですね、併せてさせていただいて、できる限りの消火栓は設置を、今後図らなければならないかと思っております。</p> <p>また元に戻りますが、先般の宝ヶ谷地区の火災におきまして、一般家庭の消火器を使用したということですね、この件につきましても、村としても今、自主防災のですね、取り組みを現在行っておりますので、そういった育成を図るうえからですね、その詰め替え等につきましては、村のほうの負担でさせていただくようにしました。</p> <p>今回の予算計上にいたしましても、年間当たり10本程度の予算計上はさせていただいているところでありますので、まずもって初期消火は消火器でといったところを、今後とも徹底をしていければですね、大火災にまでもならないような予防ができるんじゃないかと思っております。</p>
議長	9番 長澤貞義議員
9番	<p>6番目の質問に入ります。</p> <p>防火用水の建設ですね、各地区から出て、かなりの防火用水建設がされたと思いますが、皿山地区でも今回防火用水の建設の要望が出ておりますが、その優先順位というのはどういうふうになっているんでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>優先順位につきましては、基本的には地域からの要望等とかですね、そういった実情に応じたことに関しまして、消防委員会等の意見等も踏まえながらですね、決めさせていただいているところであります。</p> <p>そういった中で、防火用水の設置状況を改めて申しますと、小石原地区で18基、それから宝珠山地区で43基、合計61基、本村には防火水槽等をですね、設置をしているというような状況であります。</p>
議長	9番 長澤貞義議員

<p>9 番</p>	<p>防火用水はですね、今回皿山地区に、予算等にも上がっているようにも思うんですが、皿山地区は現在2カ所の防火用水がありますよね。その上で、公平性ですね、まず全体の村の公平性等を見ると、防火用水が足りない地区も見受けられるんですね、特に南の原地区とかですね、そういう考慮も私はして、建設に取り掛かるべきではないかと感じたわけですね。</p> <p>だから、今回皿山地区、これは要望は出ておりますけれど、なぜこういうことを言いますかという、以前に火災が起きましたよね、皿山で何年か前ですね。あの火災のときに、地区の方から水が足りなかったという声が出ておりましたね。</p> <p>私は消防主任に、実際本当に水が足りなかったのかということを探ねましたら、防火用水の底にまだ30cm水が残ってましたという話を、私は消防主任から聞いたんですね。それで実際、足りなかったのではなかったのかなという感じを受けたわけです。</p> <p>それと皿山地区の公民館の下にも防火用水はありますね。あの水は使っていないことでした。そうですね。ちょっとそこは私の思い違いかもしれません。</p> <p>それから、火災のときに宝ヶ谷のほうから水を上げたのかということを探ねましたら、宝ヶ谷の川からは上げてないということでしたので、実際皿山地区にある水だけで消火にあたったんだなということを感じていました。</p> <p>それで、あの火災があんなふうになくなったのは、やっぱり初期消火が全くできてなかった、発見が遅れたですね、そしてあそこに消火栓もなかったしですね、当時。だから、一番やっぱりこれは、もう本当に初期消火の遅れでああいう形に、私もすぐサイレンが鳴って行きましたけれど、もう見てる間にどんどん燃えてきました。放水もまだできてなかったからですね、私が行ったとき。その間にどんどん、もう水が出る前にどんどん燃えてきましたので、やっぱり初期消火の対応が遅れたと、これが一番ですね、考えを持っております。</p> <p>村としてはどう、そのところは、どう判断しているんでしょうか。</p>
<p>議長</p>	<p>村長</p>
<p>村長</p>	<p>今、議員言われるように、やはり初期消火というの大事でありますし、それからやっぱり防火水槽等についてもですね、やっぱり整備をしていかなければいけないところはですね、村としても消防委員会の意見等を伺いながらですね、それを進めていきたいと思っております。</p> <p>それともう1点はですね、川が近くにありましてやはりその川に近寄れなくて消火活動ができなかったというのが実際事例もございます。そういったところで、以前からも申しておりますけれども、せめて消防自動車ですね、その川の近辺には行けるような道路の設置についても、これは今後取り組んでいきたいと思っております。</p> <p>いずれにいたしましても、火災は全て持って行きます。泥棒ですと家までは持って行きませんがですね。そういったところで、この、やはり火災に遭われた方につきましては、非常ですね、やっぱり精神的なダメージ等も大きいことがありますので、この件につきましては今後ともですね、村としてもしっかりと取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>また、そういった場所におきましては、議員さんたちのご理解とご協力をお願い</p>



	したいと思っております。
議長	9番 長澤貞義議員
9番	<p>確かに河川がありまして、消防車の給水管がですね、川に付けられない状況のところであれば、水を利用できないですね、確かに。だから、やっぱりそういった取り組みは、消防車の給水管がそばまで行けるような改善はやるべきだと思います。</p> <p>皿山地区の防火用水をつくるためには、現在建っている旧工芸館を壊すという判断でしようけれど、私は、以前の皿山の方に聞きますと、村に寄附した関係上、あとの使い方と言いますか、あれはもう村にお任せしますということ聞いておったんですね。</p> <p>以前の私の一般質問の中でも、これは、旧日本工芸館の話で、残せないかという質問をしましたがけれど、日本工芸館の三宅氏と小石原焼との歴史的な建物だと認識はしております。これを残してもらいたいという方もおるんですね。</p> <p>でも、ああいう火事が起きて、そういう声が出せないような雰囲気ですかね、になったんだと思います。ああいう大きな火事になったもんでですね。</p> <p>だから、今回村が判断するという形ですよ、もう寄附をされた形です。あれを壊すということは、もうやっぱり三宅氏と小石原焼の歴史を、現村長、澁谷村長が葬り去るような形になると思うんですね。そのところはどうかお考えですか。</p>
議長	村長
村長	<p>たいへんちょっと大きな話ですけども。</p> <p>私が葬り去るということじゃなくてですね、やはりそういった現在所有しています所有者の方、窯元10軒ぐらいですかね、その方の総意をもって寄附をしたいということでございますので。</p> <p>それから、村のほうにすべて任せているんじゃないで、そういった中でもその地区の方のですね、要望で防火水槽の大きいのを取り付けてほしいと、設置してほしいというようなご要望もございましたので、その実施に向けては、村も今回予算をですね、計上させていただいているところであります。</p> <p>三宅さんとの関係も当然、窯元さんたちについてはですね、私よりもそれ以上に思い出とかですね、そういったものがあるかとは思いますが、そういった現在所有されております皆さん方の総意をもって、そういうことであればですね、村としてもそれに応えていかなければいけないのかなとは思っております。</p>
議長	9番 長澤貞義議員
9番	<p>それは確かに皿山の方たちがあの建物を持って余したように、形になったんですね、結局は。もう村に寄附しようという形になったんだと思いますが、産業建設常任委員会で先々月、1月に波佐見焼を視察に行ったんですが、あそこで昼食をしました場所の食堂ですね。これが古い窯元の事務所跡の木造の建物をレストランに利用していたんですね。そして予約もできないぐらいの繁盛しているところでした。若い子ども連れの家族の方でいっぱいでした。</p> <p>なんでこんなに波佐見焼に若い家族の方が来るのかなと思いますと、現在の波佐見焼はデザインを専門の方とコラボレーションして作っている焼物ですね。だからそういう形で、食堂も波佐見焼を見学に来た方たちに利用されて、私も食べまして、</p>

	<p>この食事だったらまた食べてもいいなという感じは受けました。案外おいしかったですね。</p> <p>だから、現在の小石原焼の皿山に観光客の方が来ても、何もないわけですね、あそこではそういうスイーツを出すところもないし、食事は道の駅にはありますけれど、そういう形で、私は日本工芸館、誰かがあの建物を、そういう形でスイーツとか食べ物を出せるような方があれを使ったら、地域に貢献できるんじゃないかなと、そう感じました。私は、波佐見焼を見て。</p> <p>だから、あそこの工芸館なくして防火用水をつくれば、それは地元の方の要望かもしれませんが、地元の未来のためには、何の役にも立たないかなと。安全性はまた別の話でございまして、あそこの未来を考えると、その判断ですね、防火用水だけつくる判断が正しいのかなと、私は思った次第です。</p> <p>これはもう私の個人的な感情でございますので、答弁ももうよろしいです。</p> <p>次の7番の村内の火災の検証というのは、個別ごとに村では何か検証はされているんでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>村での火災の検証ということでございますけれども、消防団の幹部会をですね、2カ月に1回は行っているようでございます。</p> <p>その中で、東出張所の消防署長ですね、出張所長も同席をして、消火活動の状況等とかですね、そういったもの話し合い、それから状況の把握、そういったことはされておりまして、それで今後について、どのような取り組みをやるかということも議論をされているようでございます。そういった報告を受けております。</p>
議長	9番 長澤貞義議員
9番	<p>また、前の質問の関連になりますけれども、実質皿山地区の火災のときに、防火用水の水が30cm残っていたということを考えますと、本当に足りなかったというわけでもなかったんじゃないかなと感じたわけです。</p> <p>大字小石原地区はどこでもそういう状況なんですね。水が南の原地区なんかも特に川がないですよ、ほとんど。</p> <p>だったら消火栓と防火用水しか消す手段がありませんのでね、そういうところを考えますと、皿山にもう1つ建設すれば3つの防火用水ができるような形になるんですね。だから、そういう公平性というか、あれも私は考慮した村の取り組みが必要ではないかと思っております。</p>
議長	村長
村長	<p>長澤議員が防火水槽にですね、30cmまだ残っていたというようなお話をされておりますけれども、私もその検証をしていませんで分かりませんが、あそこの火災につきましてはですね、やはり河川のほうからの水も足りなかったということも聞いておりますし、それで工芸館の下のほうのですね、防火水槽を開けて、それでちょうど三叉路がありますね、あの下で川が合流しますので、そこでせき止めて上げたといったことも聞いております。</p> <p>今回ですね、皿山地区の地域協働のですね、資金を使っていただいて、唐臼の手前ですね、ここにつきましては、柳瀬議員を中心にですね、改良をやっていただきました。</p>

	<p>それともう1点は、先ほど言いました三叉路のところにつきましてもですね、水利の確保ができるような、通常さぶたと言いますかね、そういったものは設置して、今後消火活動がですね、十分行えるようには考えております。</p> <p>したがいまして、防火水槽に30cm残っていたということにつきましても、当然、河川の水を防火水槽にいったん落として、それから上げておりますので、そういったところかなとは感じているところであります。</p>
議長	9番 長澤貞義議員
9番	<p>火災になればですね、ありとあらゆる水利を利用して、消火にあたると思いますから、それは当然のことだと思います。近くに川があればですね、どうかしてその水を吸水に回すということだと思うので、当然だと思います。</p> <p>次の質問ですね、庁舎の警備についてでございますが、宝珠山本庁舎と小石原庁舎ですね、警備を毎日してもらっていると思うんですが。</p> <p>以前ですね、小石原庁舎は地元の方が夜入っていただいた経緯があると思うんですが、この警備会社がどうせ警備にあたるのであれば、地元の方をですね、警備会社の社員として入れてもらって、警備にあたってもらうという取り組み、これをすれば地元の雇用に繋がるのではないかと、私は以前から思っていたんですね。</p> <p>こういった警備会社が地元の人を社員として、東峰村の庁舎の警備にあたってもらうという、こういう取り組みですね、こういう取り組みができないかということをお伺いします。</p>
議長	村長
村長	<p>現在ですね、庁舎の管理につきましては委託をしております、その委託がですね、光進ガードシステムといったところに委託をしております。</p> <p>その中には当然ですね、本村の住民の方も警備の社員として勤めておりますし、村からですね、職を斡旋してということは、なかなかちょっとできづらいかなと思いますけれども、そういった光進ガードシステムにですね、就職をしていただければできるのではないかと考えております。</p> <p>ただし、これも5年先、10年先、この光進が継続して委託をしていくのかと言いますと、それは入札によってのシステムになりますので、それが外れた場合はですね、当然また違う委託先になりますので、そういったところも含めて、村が一民間企業のところに斡旋をするというのはですね、ちょっとなかなか難しいのではないかと考えております。</p>
議長	9番 長澤貞義議員
9番	<p>表立ってはちょっとやりにくいでしょうね、村からはですね。それとなくやる手立ては、考えればできるのではないかと、私は思うんですね。</p> <p>1つ、これは民間の企業の話ですけれども、電通という会社がありますよね、広告大手の。あの会社が社員を採用するときに、大手の会社の息子を優先的に入れるというあれもあったらしいですね。</p> <p>なぜかと言うと、息子が電通に入れば、その会社の広告は、もう当然取れるわけですね。そういうやり方、これはもう民間ですからね、全く話は別のことですが、何と言うですかね、担当の会社と話をするだけでもいいんじゃないかなと。働きかけだけですね、してもいいんじゃないかと、私は思っています。法律に違反し</p>

	なければですね、だからそういう取り組みをやってもいいんじゃないかと、私は思っています。
議長	村長
村長	<p>村といたしましても誤解を受けるようなですね、ことはやっぱり控えさせていた だきたいと思っております。</p> <p>しかし、そういった該当の方がおられればですね、ぜひ、光進ガードシステムで すか、そういったところにまた問い合わせをしていただければと思います。</p> <p>なかなか今は求人倍率も非常に上がりましてですね、なかなか来てくれる方がお られないというお話を聞いておりますので、そういった条件の中ですので、ぜひ、 またご相談をしていただければと思っております。</p>
休憩	
議長	<p>15時35分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(15時30分)</p>
再開	
議長	<p>休憩前に引き続き、再開します。</p> <p style="text-align: right;">(15時35分)</p>
議長	<p>引き続き、8番 佐々木紀嘉議員の質問を認めます。</p> <p>なお、佐々木議員は、口腔内乾燥症という病気のため、議場内に飲料水の持ち込 みを事前に許可しております。</p> <p>8番 佐々木紀嘉議員</p>
8番	<p>私は、地域包括ケアシステムの質問を今からさせていただきます。</p> <p>この地域包括ケアの質問については、名前と言いますか、こういうふうな名前を 聞いたことのない村民の方もいらっしゃるのかなというふうに思います。</p> <p>担当する課は保健福祉課のほうで、この地域包括ケアのシステムは担当している と思います。</p> <p>この地域包括ケアシステムは、団塊の世代、全国に800万人ほどいるみたいで すが、75歳以上になる2025年、平成37年を目途に、重度な要介護状態にな っても、自分が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることが できるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制の 構築を実現するということになります。</p> <p>この地域包括ケアシステムは、今後の市町村の高齢者福祉への重大な事業となっ てきますので、私どもも特に関心を持ち、東峰村の高齢者福祉施策を考える、議会 としても進める必要があると、このように考えております。</p> <p>そこで、私の総務常任委員会は、2月に大分県の佐伯市の地域包括的支援事業の 取り組みについて視察研修を行ってまいりました。</p> <p>少しこの佐伯市の取り組みについて、ご報告をさせていただきます。</p> <p>人口7万3,000人という大きな市での検証でありましたが、敢えてその大き な市での地域包括ケアの先進的な取り組みについて、勉強をしてまいりました。</p> <p>さすがに市であり、行ってびっくりなんですが、説明に出迎えられた職員は、議 会の副議長以下全部で12名、私どもは議会事務局長含めて6名で、委員会ですか ら行ったわけですが、その12名のメンバーから午後1時から午後4時半まで、み</p>

つちりと説明と質疑で勉強する機会を得ました。

ちょうど総務常任委員会のメンバーで2人、風邪で欠席ということで、産業建設常任委員会のほうからピンチヒッターで2名の方の応援をいただいて、研修をしたわけではありますが。

この佐伯市の取り組みは、この東峰村と同じ取り組みもありますが、横断的に、それから専門的に事業が展開をされておるといふうに感じて帰ってきました。

この事業の中で、どこの市町村でも地域包括ケア会議などが行われておりますが、佐伯市では、地域包括ケア庁内連携会議、これはシームレス会議というわけですが、そういうふうな会議を、保健福祉部長を会長に12の各課長が集まり、地域での社会資源が有機的に連携できるように云々ということであります。

それからもう1つは、地域課題を把握して解決を図っていますと。これちょっと言葉が長くなりますので、途中は省略しますが、どういうことかと言いますと、地域課題の明確化というのは、例えば近くに買い物の場所がないとか日常品の買い物ができない、近所に社会参加の場がなく、家に閉じこもりがち、独居や高齢者夫婦のみで、自分の親族の支援も得にくいというのが、地域課題の明確化の中に佐伯市ではあげられておりました。

それから社会資源ですね、この社会資源というのは、お互いの互助の支援ですね、ここで言う老人クラブとか自治会等です。それから生きがいの支援、これは学習・スポーツ交流などがあります。それから生活支援、これについては買い物それから通院、それから日常の雑事のことですね。それから公共交通、健康維持、それから体力づくり、高齢者の住まいというようなこともあげられております。

それから就労支援と、それから医療・介護、それから福祉サービスの提供などもあげられております。

ここで言う就労支援というのは、生計的な就労ではなく、お年寄りが目的をもって生きがいとして働けるような就労のことということですが、地域社会に貢献できる就労で、高齢者が地域を支えることなども、これらを横断的に、庁内連携を行っていました。

こういうふうな庁内連携については、村でも行っているかもしれませんが、この佐伯市での会議はシームレス会議ということであります。

このシームレスという言葉は、あまり横文字を使うと何の意味が分からないというふうなご批判があると思いますが、シームレスは継ぎ目のないことですね、それぞれの違いを意識をせずに利用や管理ができることの意味だそうです。

自治体は、この地域包括ケアシステムについて取り組みをしておりますが、各市町村に任せられたこの地域包括ケアシステムは、市町村の規模、それから各自治体間で差が出るのではないかなというふうに、私は危惧をいたしております。

そこで、当村の地域包括ケアシステムはどのように進められているのかを、5、6件今から質問をさせてもらいますが、私の一般質問に書き漏らしておりました地域ケア会議についても、担当課長のほうに申し入れをしておりますので、この地域ケア会議についても質問をさせてもらいます。

まず1点目の、平成27年度介護保険制度改正であります。概要を知るために、どのように変わっていったのかを、まず質問をいたします。

	この地域包括ケアシステムについては、事務的それから制度的な面もありますので、村長のほか担当課長のほうにも答弁をお願いをいたします。
議 長	村長
村 長	<p>地域包括ケアの構築につきましては、今後本村においてもですね、たいへん重要な案件だと思っております。</p> <p>一応29年度ですね、30年度から始まります地域包括ケアシステムの準備等と言いますか、そういったものも考えていくこととしておりますので、その辺りも含めまして、保健福祉課長のほうに答弁をさせていただきたいと思っております。</p>
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>平成27年度の介護保険制度の改正につきましては、介護保険の財源負担割合が、65歳以上の人は21%から22%、1%の増、40歳から64歳の方は29%から28%へ1%減となって保険料が変更しております。</p> <p>また、介護老人福祉施設、特別養護老人ホーム等への入所基準が変わり、新規入所は原則として要介護3以上の人が対象になります。</p> <p>また、一定の所得のある人の負担割合が変わりまして、サービスを利用したときに利用料が1割から2割に変更されました。</p> <p>高額介護サービス費の上限が変わり、利用者負担、段階区分に現役並み所得者が新設されました。また、70歳未満の方の高額医療、高額介護合算制度の限度額が変更になっております。</p> <p>また、要支援1、2の方が利用できるサービスが、介護予防の訪問型介護、通所介護からですね、村が行う介護予防日常生活支援総合事業へ移行という改正内容となっております。以上です。</p>
議 長	8番 佐々木紀嘉議員
8 番	<p>村長以下、答弁をいただきました。これについては制度的なものですから、これにコメントすることはありません。</p> <p>次に、包括支援事業の現在の取り組み状況と今後の展開について、尋ねますが。</p> <p>現在の取り組みは、第6期が27年度から始まって2年目であって、29年度が最終年度となりますので、そういうことを踏まえて、今後の展開について答弁をいただきたいと思っております。</p>
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>現在の包括支援の現状の取り組みとしましては、地域包括支援センターの運営及び在宅医療、介護連携推進事業、認知症総合支援事業を実施しております。</p> <p>まず、地域包括支援センターの運営につきましては、保健福祉課内に設置し、保健師、ケアマネージャーに加え、平成28年度より社会福祉士を配置し、機能の強化を図っております。</p> <p>主な事業としましては、介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護支援業務、包括的継続ケアマネジメント支援業務、地域ケア会議関連業務です。</p> <p>在宅医療介護連携推進事業につきましては、平成28年度より朝倉医師会に委託し、朝倉市及び筑前町と共同で在宅医療体制の検討並びに在宅医療推進に係る研修会の開催、住民への啓発等を実施しております。</p> <p>認知症総合支援事業につきましては、認知症初期集中支援事業を実施していま</p>

	<p>す。認知症初期集中支援事業につきましては、筑前町と共同で朝倉記念病院に委託し、認知症初期集中支援チームを作り、認知症の方の早期発見、早期対応へ繋げています。</p> <p>平成29年度には包括的支援事業のうち生活支援サービス体制整備事業を新たに開始します。</p> <p>具体的には社会福祉協議会へ委託実施により、生活支援コーディネーターを配置し、ニーズとサービスのマッチングを行い、また、ネットワーク構築による関係者間の情報共有を図り、いきいきサロンを実施している団体へのプログラムの見直しの支援や、サロンの未実施地区への開設支援を行っていきます。</p> <p>また、保健福祉課に生活支援体制の協議会を設置し、生活支援コーディネーターを中心とした関係機関へ連携や既存のサービスの整理、見直し、新たなサービスの提案を行ってまいります。以上です。</p>
議長	8番 佐々木紀嘉議員
8番	担当課長の説明の中に、朝倉医師会の話が出ました。この朝倉医師会とはどのような連携が取られているのか、尋ねたいと思います。
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>先ほども中にございましたが、朝倉医師会との連携につきましては、平成28年度朝倉医師会に委託し、朝倉市、筑前町と共同で、在宅医療提供体制の検討及び在宅医療推進に係る研修会の開催、住民への啓発等を実施しています。</p> <p>医師会が行っている事業として、県の事業であります在宅医療連携拠点整備事業を朝倉医師会が受託し、在宅医療相談や在宅医師動向事業、在宅医療機器整備事業、退院時連携促進事業を、東峰村や朝倉市、筑前町の住民の方に対し実施しているところです。</p> <p>在宅医療を提供する機関等を連携拠点とし、他職種共同による在宅医療の支援体制を構築し、医療と介護が連携しながら、地域における包括的、継続的な在宅医療の提供を目指しております。以上です。</p>
議長	8番 佐々木紀嘉議員
8番	<p>非常に制度的なものでありますので、今説明を聞いてもなかなか難しいのでありますが、しかし、そういうものが今展開をされているということで、ちょっとこの場は理解をしながら質問を続けたいと思います。</p> <p>先ほど言いましたように、地域ケア会議の関係ですね、地域ケア会議を27年度から行っていると思いますが、どのようなメンバーでどのように行われているのか、尋ねたいと思います。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>地域ケア会議の現状につきましては、開催が月1回開催をしております、メンバーにつきましては、包括支援センター、また村内及び近隣の居宅介護支援事業者、社協とかですね、清和園、アンローゼ原鶴からですね、各1名の参加をいただき、また、検討内容の内容としまして、事業検討等あればですね、朝倉介護保険事業者協議会というのがあります、各部の代表1名に参加をいただいておりますが、メンバーとしましては、主任ケアマネージャー、訪問看護、訪問介護の代表者の方の各1名から来ていただいて会議を行っているところでございます。</p>

議 長	8 番 佐々木紀嘉議員
8 番	この地域ケア会議というのが一番大事というところで、いろんな資料を見ると書かれておりますので、もう一度お尋ねをしたいんですが、外部と内部と言いますか、村の中ではどういうふうな担当者の方が参加して、どのように会議が、テーマと言いますか、どういうふうなテーマでそういう会議がやっているのか、お尋ねをしたいと思います。
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	村内ではですね、社会福祉協議会、清和園の方と地域包括支援センターの職員ですね、それとアンローゼ原鶴、これは杷木の原鶴のほうに事業所がありますが、の方、それと事例があった場合にですね、朝倉介護保険事業者協議会というのが朝倉市、朝倉郡のですね、各事業者から選出をいただいて、事業者が集まって協議会を作っておりますが、その方の代表で主任マネージャーとかですね、訪問看護師とか訪問介護士が1名ずつ参加をいただいてですね、内容としましては、介護予防や在宅介護推進にあたっての課題の抽出や解決策について協議をいただいております。必要に応じて政策の提案をいただいておりますのでございます。以上です。
議 長	8 番 佐々木紀嘉議員
8 番	聞き漏らしたかもしれません。医者が入っているんですね。例えば東峰村診療所の医者とか、近隣の朝倉医師会のお医者さんが来るということはないでしょうか、東峰村診療所の医者が入っていますか。
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	すみません、言い漏らしてらしてはありますが、メンバーにはですね、医師が入っております。
議 長	8 番 佐々木紀嘉議員
8 番	いろんな問題点と言いますか、ここで地域包括ケアシステムの関係の質問をしてきたわけですが、法改正によって、今までの要支援の1、2が、これから市町村事業となるということで、その名称が介護予防、それから日常生活支援総合事業となっているようでございますが、その事業の現在の取り組み状況と今後の展開についてはどうなるのか、また、その財源と利用者の利用料の関係についても尋ねたいと思います。
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	まず、現在の介護予防・生活支援事業の説明をいたしたいと思います。 介護予防・生活支援サービスのうち介護度要支援1・2の認定を持つ方に対しては、介護保険制度で同様に訪問型ホームヘルプのサービス、また通所型デイサービスの事業を実施しております。 また、認定の有無にかかわらず支援や見守りを必要な方に対しては、社会福祉協議会に委託し通所型事業の機能訓練教室や訪問型事業のホームヘルパー派遣事業、また栄養改善を目的とした配食サービス等を実施しております。 次に、現在の一般介護予防について、説明をいたしたいと思います。 一般介護予防事業のうち介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業については、老人クラブ等の一般高齢者に対し社会福祉協議会へ委託実施をしております。また、村の助成事業としていきいきサロン事業の助成を行っているところでございま



	<p>す。</p> <p>今後の展開としましては、平成29年により短期集中予防サービスでの通所型サービスCと緩和した基準による訪問型サービスA型、また、地域介護予防活動支援事業を実施していくように計画をしております。</p> <p>通所型サービスCと言いますのは、これはデイサービスとしてのことなのですが、これは今の社協に委託をしている機能訓練教室を通所型サービスCへ移行して行うように検討しております。</p> <p>また、訪問型サービスA、これは緩和した基準によるサービス、これについては社協のほうにですね、現在また委託して実施をしている訪問型サービス、ホームヘルプ派遣事業を移行しまして、訪問型Aへ移行を考えております。</p> <p>料金につきましては、広域連合のほうがですね、単価を決めたのがありまして、緩和した基準のほうの単価となりますが、今では通所型サービスのほうがですね、1万1,530円と訪問型サービスの基準としましては8,180円の単価となっております、利用料としてはその1割をいただくように考えておるところでございます。</p> <p>この件につきましては、複雑で分かりにくい点がありますので、地区に出向いてですね、説明会を設けたいというふうに考えております。以上でございます。</p> <p>財源はですね、広域連合からの配分金で行う事業となっております。</p>
議長	8番 佐々木紀嘉議員
8番	<p>今までの要支援1・2が何で市町村事業となったのかというのが、1つあるのはあるんですが、これはもう制度的なものですから、それをどうのこうの言っただけで変わるものではありません。やっぱり心配するのは、今まで介護事業の中であった要支援1・2が市町村になって、サービス低下がないかというのが一番心配なところであります。</p> <p>先ほど言いましたように、各市町村によっては財政規模、いろんな規模が違いますので、そういうふうなところでのサービスの低下を懸念しているわけですが、先ほどの話では、広域的なものから財源があるとか、だから市町村ではあんまり心配がないのかなとは思いますが、もう一度担当課長に説明を求めます。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>他市町とですね、格差はないかということによろしいでしょうか。</p> <p>他市町村とですね、医師会とも連携を図りながらですね、他の町村にですね、同等のサービスの提供を考えていきたいと思っております。以上です。</p>
議長	8番 佐々木紀嘉議員
8番	<p>これは佐伯で聞いたんでしょうかね、結局要支援の方が要介護にならないような、やはり何と言いますか、事業というか支援というか、そういうものが要だというふうにどこかで聞いてきたわけなんです。</p> <p>ですから、要支援1・2が市町村になっても、今度は逆にその内容的なもので、要介護にならないような支援を、特に注意をしながらこの事業を展開していけば、要介護の3とか4とか5という人が、少しでもなくなるのではないだろうかという思いがしております。</p> <p>この地域包括ケアシステムについての質問なんです、これはちょっと総括的な</p>

	<p>質問になろうかとは思いますが、この制度的な事業も含めて、今、数項目について質問をしたわけですが、ちょうど3月6日の日本農業新聞に、地域医療に尽力をされておりました長野県の医師であり作家である鎌田實さんの地域包括ケアづくりについての記事が掲載をされておりました。</p> <p>この鎌田医師の書かれた文章を引用しながら、この地域包括ケアについての考え方を総括的にこれから述べさせていただきますが。</p> <p>鎌田医師は、住民の力がカギにと、こういうことを言っております。</p> <p>これまでの地域医療や地域福祉は、公的制度やそれから専門職の人が中心となってきたが、地域包括ケアでは、住民のボランティア活動や住民同士の助け合いといった住民の力がポイントの1つになると。このように記事の中では書かれておりました。</p> <p>これについては、鎌田医師は、やはり日本の農業の風土的なものを考えて、こういうふうな記事にしたんだろうと思いますが、日本の農業は地域に根差し、住民同士繋がりをもちながら営んでいくものだと。農家の人は水田の水をお互いに分け合ったり、収穫した野菜や果物も分け合ったりすると。そういうふうな何げない繋がりが、そういうふうな暮らしやすい地域をつくっているように思うというふうに、書かれておりました。地域包括ケアでは、こうした繋がりが、私も必要になるのではないかなと思っております。</p> <p>この隣同士を意識しながら、困っている人がいたら声をかける、ちょっと手助けをするといい、そういうふうな関わりが暮らしやすい村をつくるのではないかなというふうに思います。</p> <p>それは高齢者や障がい者だけでなく、子どもにもそれから子育て世代にも、そういうふうなすべての人にそういうふうなメリットがあると思うと、鎌田医師はこんなふうに述べております。</p> <p>私もその考えではありますが、ただ私は、有償ボランティア活動ではというふうに考えておりました。まだ有償ボランティア活動という考えではあるんですが、今はなかなか個人情報保護とかで、なかなか人の世話の中に入りづらい一般的な世情であります。いい意味でのおせっかいが大事であることは間違いがないわけですが、現在の世情ですと、なかなかその中に入るのが難しいのかなという感じがしてしまいますし、これは、竹田市のほうに私たちも続いて視察に行ったわけですが、竹田市の新しい地域コミュニティづくりの暮らしのサポートセンターの取り組みについても学んでまいりました。</p> <p>これをまたここでしゃべったたら、ちょっと長くなりますので、今日は申しませんが、そういうふうな人の情けにすぎるのも1つの方法であり、竹田市みたいに住民組織を作って、老老介護の気持ちで、若干の有償で世話をするといいですか、そういうのも1つの方法であろうというふうに考えていますが、この地域包括ケアに対する村長のご所見を尋ねたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>率直に言いましてですね、新しい制度でもありますし、非常にですね、分かりづらい制度かなと思っておりますが、やはりこれからの村づくりのためには、先ほど高橋議員のほうからもですね、地域自治組織の質問等もありましたように、これは</p>

	<p>やっぴいかなければならぬ事業だと思っております。</p> <p>確かに議員が言われますように、昔からのですね、地域の繋がりと言いますか、隣組との関係が、非常に現在では薄れているということは、事実であると思っております。</p> <p>そういった中で、今一度ですね、集落での助け合い、いわゆる共助について考える時期ではないかと思っております。</p> <p>それを踏まえた上で、住み慣れた地域で高齢者の皆さんが、元気に自立した生活が続けられるように助け合うことが、地域包括ケアの目指すところかなと思っております。</p> <p>しかしながら、その実現のためにはですね、村は当然そうなんですけれども、社会福祉協議会とか、それから今の福祉施設ですね、そういったところと連携を取りながら、地域での運動機能の向上とか認知予防等に繋がるプログラムとか、いろいろなやり方があるかと思っておりますので、そういったところを勘案しながら、やはり高齢者を支援していくというような、仕組み作りを作っぴいかなければならぬんじゃないかと思っております。</p> <p>それともう一つは、今の保健福祉課長の説明を聞いてましても、なかなか分かりませんので、やはり地元に出向いて行って説明を申し上げるということでありますけれども、もっと分かりやすいようですね、漫画チックでもフローチャートでもいいんですけれども、そういったパンフレットの作成等ですね、やっぴい作ったりとかしながらですね、地域住民の方への浸透等はですね、図っぴいかなければならぬと思っております。</p> <p>いずれにいたしましても、この問題をやはり解決をいたしませんと、ますます少子・高齢化になっていく本村におきましては、これは死活問題と言っぴいても過言ではございませんので、そういったところについては今後ともですね、十分に取っぴい組めるよう努力をしていきたいと思っております。</p>
議 長	8 番 佐々木紀嘉議員
8 番	<p>今、村長の答弁にもありましたように、6期が終わって、7期、8期、9期、あと9年ぐらいですね、この短い間にやはり医療、介護、予防、住まい、生活支援等は包括的にできるように、やっぴい市町村がこの問題に取り組んでいかなければならぬというふうな問題があるということです。</p> <p>こういうふうな問題があるということは、今度は地域ケアの問題点と今後のあり方というふうな話になるかと思っぴいます。</p> <p>これは村長、答弁は求めませんので、聞いておいてほしいと思っぴいますが、この地域包括ケアでは、医療それから看護ですね、介護じゃなくて看護、介護それからリハビリテーション、それから保健福祉、生活支援、予防が適切に提供されるように支援する行政の役割が増大するということだろうと思っぴいます。</p> <p>ですから、これから8年、9年のうちには、こういうふうな行政サービスが増大してくるといっぴいうふうに考えていただきたいなといっぴいうふうに思っぴいます。それから、高齢者が高齢者を見守れる環境ですね、地域の人々が高齢者を見守れる環境、温かい地域コミュニティが重要になりますと。</p> <p>先ほど同僚の高橋議員も、地域のいろいろな組織のあり方等の一般質問があっぴいてあります。やはりこういうのを今後整備していかなければ、こういうふうな事業が、</p>

東峰村では高齢者の方がちょっと心配するというふうな、今度は行政運営になるのではないかなというふうに思います。

また、この介護事業者ですね、これは、宝珠の郷とか清和園、そういうところがありますが、この介護サービスそれからケアプランを用意することが求められております。

そのためには医療と介護の接点者であるケアマネージャーの役割が最も重要になると。これは、今年社会福祉士とかそういうもの等を導入しながら、近づいてはいるとは思いますが、やはりケアマネージャーの関係は、特にこの役割が重要になってくるというふうに思っております。

先ほどの鎌田医師の考え方、それから竹田市の取り組みが、まさにこのことの結果だろうというふうに、私は思っております。

この地域包括ケアシステムは、医療とか介護とか行政サービス等に携わる専門職のものではなく、各地域で暮らす住民全てにかかわるものであるために、地域で暮らす村民が、これまで以上に安心・安全で充実した生活が送れるような取り組みをしていかなければならないのではないかというふうに思っております。

これは村長に、特にそのような取り組みを、お願いをしておきたいというふうに思っております。

これはもう答弁を求めませんので、次の質問に行きたいと思っております。

次は、集落支援員と、それから集落対策についての質問であります。これも地域包括ケアとも関連のあるような質問になります。

この集落支援と集落対策についてですが、総務常任委員会は、先ほども言いましたが、2月の8日に佐伯市の地域包括ケアシステム、2月の9日の日には竹田市の集落対策の取り組みと集落支援についての研修を行ってまいりました。

当村でも29年度の試行と言います、モデルケースとして宝珠山地域それから小石原地域の2地域に、2名の集落支援員の配置を行うことが計画されておりますが、これ昨年の3月議会で同僚の高橋議員が、集落支援員を導入する考えは、というふうな一般質問をいたしております。

そのとき村長は、ご自身が議員のときに視察をした鳥取県の南部町の自主組織とそれから集落支援員の考え方を頭に描いたんだとは思いますが、こういうふうに答えております。

やりたいと思うが、まだそういった環境が整っていないのかなと思っております。というふうに村長、答えております。

まだそういうふうに取り組みをするのに、ちょっといろんな問題点があるというふうな懸念の中で、こういうふうな答弁だったんだろうと思っております。

と言いますのは、私たちも前回の議会の際に、鳥取県の南部町それから島根県の雲南町に視察に行き、この議会の中で、一般質問の中で、そういうものをやらないかというふうな一般質問をした経緯があります。

そのとき東峰村では、やろうという気持ちで、チラシまで作って配った経緯はあるんです。

ところが区長会の中で、考えてほしいというふうなことだったので、区長会ではとても、その事業については断念をしたというのが、その当時の経緯だったと思い

	<p>ます。</p> <p>やはり問題が大きいわけですが、こういう問題については、当然村として取り組まなければ、区長会にお願いをしても、それは事業としての大きさが違いますので、たいへんだっただろうというふうに思いますが。</p> <p>1年を経過して、少しは環境が整って、今回のモデルケースとして取り組むということですので、この集落支援員の活動についても、私も大いに期待をしているところであります。</p> <p>地域を支える集落支援員、それから一般的な福祉の面での生活支援コーディネーターの配置、これどちらもこれからの村づくりに必要な支援体制であると思っております。</p> <p>集落支援員活動は、区長会などで考え方を聞いたりしながら、内容を詰めていくという担当課長の説明もあっておりましたが、これについては、総務常任委員会でもこれから本格的に配置ができるように検討していきたいと、私自身はそうように考えておりますが、村長に、集落支援員配置についての所見を尋ねたいと思います。</p>
議 長	村 長
村 長	<p>先ほどからですね、地域包括ケアそれから自治組織のあり方、いろんな質問等が あってありますけれども、やはりとにかく元気な村づくりと言いますか、持続可能な 村づくりのためには、どうするのかといったところが、一番の課題ではないかと思 っております。</p> <p>そのためには自治組織の創設とか、こういった具合に地域包括ケアシステムの整 備とかですね、こういったところを考えますと、やはり集落支援員というのはです ね、必要になってくるのではないかと思っております。</p> <p>これもまた総務省の補助金によって、100%の補助金によってできますので、 29年度につきましてはですね、ちょっと範囲が広いんですが、小石原と宝珠山と いう形で、2名の集落支援員を配置させていただいて、試行的なことをやっていき たいと思っております。</p> <p>集落支援員の活動といたしましては、やはり自治公民館や区長、それから地区担 当職員との密接な連携、共同を図り、行政への要望の取りまとめとか、集落での祭 りや行事の支援のほか、集落で困っていることへの問題解決、こういったことが大 きく言えば、考えられるのではないかと思っております。</p> <p>また、高齢者の世帯、特に一人暮らしの方への支援とかについてですね、ごみ出 しの支援とか電球の交換、植木の剪定とか、それから簡単な家屋の修理とかですね、 いろんなことも考えられ、しかも買い物支援や食事の配達と言いますかね、そう いったことも考えられるのではないかと思っております。</p> <p>やはりその集落支援員の配置につきましては、こんなにスピードが速く人口減少 とか高齢者の方が多くなっているということにおきまして、その集落自体が残れる のかどうかというような活動の点検もですね、これは、集落支援の総務省の中には 入っておりますので、そういったところも含めまして、そういった地域の現状を把 握をしながら、地域の支援をですね、行政としてはどうできるのかということをや っていきたいと思っております。</p> <p>こうこう、こうだというようなことは決まっておりますけれども、先ほどから</p>

	<p>言っておりますように、とにかく今回集落支援員をですね、試行的な形で取り組みたいと思っておりますので、また、議員の皆さん方のご理解とご協力をお願いしたいと思っております。</p>
議 長	8 番 佐々木紀嘉議員
8 番	<p>この集落支援員の設置要綱等はまだできてないでしょうが、今回は、試行的な集落支援員の配置ということですので、今年1年間かけてその設置要綱等も作成をして、村民に役立つ集落支援員の、そういうような姿像をつくっていただきたいなというふうに思っております。</p> <p>総務常任委員会の中でも取り上げて、この支援員活動の検討をしていきたいと、私はこのように考えておりますので、これについては、またよろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>それでは、次の質問に移ります。</p> <p>この集落支援員と集落対策ということであります。</p> <p>その集落対策についてですが、先日議会は区長会との集落の維持について、それから高齢化対策についての意見交換会をしてあります。</p> <p>この質問の集落対策についての背景は、やはり少子・高齢化、人口減少と高齢化があります。各地区の小組合は段々と住人が減っており、高齢化も進んであります。よく言われる限界集落というのがありますが、ここで地区の名前を出すのは非常に苦しいんですが、宝珠山地区の合楽は住む住人がいなくなり、もう村の小組合の名簿の中から地名が消えてあります。合楽という地名は、もう今、この東峰村の地区の中には出ておりません。</p> <p>いずれにしても、各地区の世帯人口は減っているのが現状であります。やはりここは、やっぱり集落点検をして、集落対策を考える必要があるのではないかなと思ひます。</p> <p>この集落対策、集落点検には、人口それから世帯の動向、医療、福祉サービスや生活物資の調達など、様々な点検項目があります。そのような点検、集落点検を行って、現状の把握それから対策を考える必要があります。</p> <p>区長会の中でも、「買い物ができない」、それから「コンビニがあればいい」というふうなご意見も出ておりました。</p> <p>それから道路・河川愛護、それから環境美化等が今、年に2回ほどあってありますが、地区によっては川沿いの竹などが切れずにということで、そのままになっているというところもあります。</p> <p>また人員不足、高齢者が多い等の理由で、地区役員選出にも困っているところもあります。これは、先ほど高橋議員もそういうふうな例を示しておりましたが、そういうふうな問題点が地区の中にはあります。</p> <p>やはり村内でのいろんな集落の問題をここで洗い出しをして、検討をする時期に来ていると思ひますが、村長の所見を尋ねます。</p>
議 長	村長
村 長	<p>佐々木議員よりですね、良い提案をしていただきましたけれども、やはり限界集落と集落機能の維持というのはですね、喫緊の課題であるということは、議員の皆さんと共有ができることではないかと思ひます。まずは地域の実情を地域が</p>

	<p>知るという観点において、集落点検は非常に有効なことだと思っております。</p> <p>お話を聞きますと、旧宝珠山時代にですね、平成13年と聞いておりますけれども、竹地区のですね、集落の点検を実施した経緯があるということでございますけれども、区長さんとかのですね、協力も得ながら、やはりまた個人情報等にも引っかかるかと思っておりますけれども、やはりそういったものを乗り越えてもですね、その集落人員の把握とか、それから構成とか、そういったものは整えていく必要があるのではないかと考えております。</p> <p>先ほども言いましたように、総務省の集落支援員の業務といたしましても、集落点検の実施等が書いてありますし、一度にですね、すべての区をとすることはなかなかできないかと思っておりますけれども、集落支援員の方がそういったことを指導をしてですね、少しでも多くの地区で、そういった地区住民の方が認識をしていただければ、また、次の対策が取れるのではないかと考えております。</p> <p>そういったことで是が非でもですね、集落支援員等の試行を今回やらせていただきたいと思っております。</p>
議 長	8 番 佐々木紀嘉議員
8 番	<p>これはもう質問にはしませんが、この集落対策ですね、この集落対策をどうするのかというのは、平成25年の3月に総務省が出した冊子文書がありますが、その中で見てみますと、集落対策には、集落支援員の設置それから集落点検、それから住民同士の話し合い等があげられております。</p> <p>この集落支援員の設置、集落点検を行いながら、集落対策をどう行うべきかと考えておりますので、これについては、取り組みを村長に、特にお願いをしておきたいと思っております。</p> <p>また、竹田市とかいろんな各市町村で、いろんな取り組みの例というか実践例がありますので、そういうもの等についてもこれから参考にしながら、そういうふうなコミュニティ組織的なもの、あるいは住民自治的なもの、そういうもの等を考えながら、特に、これからも、あと8年、9年もありませんので、作り上げていっていただきたいと思っております。</p> <p>私の質問は、これで終わります。</p>
休 憩	
議 長	16時35分まで休憩します。 (16時30分)
再 開	休憩前に引き続き、再開します。 (16時35分)
議 長	<p>本日の本会議は、黒川議員の一般質問が終了するまで時間を延長したいと思います。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本日の本会議は、黒川議員の一般質問が終了するまで時間を延長することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	異議なしと認め、本日の本会議は、黒川議員の一般質問が終了するまで時間を延長することに決定をいたしました。

	<p>4番 黒川隆康議員の質問を許可します。</p> <p>4番 黒川隆康議員</p>
4番	<p>私は、先ほど佐々木議員が説明をしておりました2月8日、9日にですね、総務常任委員会として佐伯市と竹田市と一緒に視察に行っていました。</p> <p>地域包括ケアシステム、たいへん難しい問題ですね、私は、簡単に言えば高齢者の皆さんが健康で安心して暮らせるための生活支援、あるいは介護予防だというふうに理解したほうがいいのかというふうに思っております。</p> <p>その中でもですね、佐伯市に行きましたが、その中で佐伯市が取り組んでいた佐伯の茶の間事業を参考にですね、今、私の村で行っていますいきいきサロン、それからウォーキングですね、その事業についてお尋ねをしたいというふうに思っています。</p> <p>これは、私が質問することによってですね、住民の多くの皆さんが知っていただくことによって、できる限り広がっていくように、そういうふうな願いも込めて質問をしたいと思います。</p> <p>まず、はじめにですね、いきいきサロンについてですが、現在の登録団体数は何団体で、利用者数は何名いらっしゃるのか、お尋ねします。</p>
議長	村長
村長	いきいきサロンにつきましては、保健福祉課長のほうに答弁をさせていただきます。
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	登録団体につきましては13団体登録がありまして、利用者の登録としましては、156名の登録者がおります。
議長	4番 黒川隆康議員
4番	<p>ありがとうございます。</p> <p>新年度の事業計画では25団体を予定しているようでございます。私は、このいきいきサロンが広がっていくことが、たいへん高齢者の皆さんにとっても、生きがいと言いますかですね、なってくるのでありますので、たいへん賛成であります。</p> <p>私もこのサロンには関わっておりますが、参加される皆さんとですね、一緒に楽しく過ごしておりますし、また、高齢者の皆さんもですね、開催日を楽しみにしているところであります。</p> <p>そしてまた、このサロンに参加することですね、心身機能が維持され、介護予防にも役立つということでもあります。</p> <p>ですがですね、サロンを運営する中で、自分たちではお世話をすることが難しいという声を聞くんですね。</p> <p>そこでお尋ねするんですが、サロンの開設を増やすには、それぞれのサロンの中でお世話をする人が必要なんですね。新年度の計画では、生活支援コーディネーターを配置していきいきサロンへの支援を行うとのことですが、佐伯市ではですね、サポーターの養成講座を開設して、それからボランティアでお世話をするリーダーを養成しているんですね。</p> <p>私の村でもですね、そうしたリーダーの養成を行う考えは、あるのかないのかお尋ねしたいと思います。</p>



議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>29年度よりですね、先ほど言われました生活支援整備事業を社会福祉協議会へ委託を考えておまして、その中で生活支援コーディネーターの配置を行うように計画をしております。</p> <p>業務の一部としまして、いきいきサロンの指導者の育成も考えております。</p>
議 長	4 番 黒川隆康議員
4 番	<p>先日いただいた資料の中にですね、生活支援コーディネーターの仕事として、高齢者支援ニーズと地域資源、サービスのマッチング、それからサロンへの支援ということが書かれています。</p> <p>私は、このいきいきサロンを活用してですね、高齢者の生活支援ニーズの把握に繋がるシステム作り、これをしていただきたいと思うんですよ。</p> <p>つまり生活支援コーディネーターがですね、各団体を回って1人で、一人ひとりの話を聞いてニーズの把握を行っていくことはたいへんだと思うんですよ。</p> <p>そこでですね、コーディネーターが中心となって、サロンの代表者、25団体サロンを作るのであれば、25団体の代表者の方を寄っていただいて、年1回なり2回なりですね、いろいろなコーディネーターが中心となってですね、話し合いを進めていただいて、サロンの中で話した、自由に話したことをですね、集約するというか、そういうふうにして、生活ニーズの把握を行っていったらいいと思うんですが、その生活支援コーディネーターの役割、具体的にちょっとお尋ねしていいですか。</p>
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>生活支援コーディネーターの役割はですね、地域にどんなサービスが不足しているかとかですね、サービスの担い手とかですね、どんなサービスを必要としているのか、それとサービスとのですね、マッチングと言いましょうかですね、サービス提供の関連付けをしていったり、ネットワーク化としまして、関係者間のですね、情報の共有の構築がですね、コーディネーターの仕事としてあるかと思います。</p>
議 長	4 番 黒川隆康議員
4 番	<p>生活支援コーディネーター、例えばですね、いきいきサロンを支援する。そしてその中で、支援すると書いてますよね。上のほうには生活支援ニーズの把握でしようね、たぶんね、これ。そういうふうには書いてるので、例えばどうやって、どのようにして具体的に生活支援ニーズを把握するのか、今考えられていることをお尋ねしたいと思います。</p>
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>先ほど言いましたが、生活支援コーディネーターや生活指導者によってですね、サロンに参加している高齢者の方々のニーズの調査を行い、それを集約することも可能だと思います。</p> <p>集約した内容につきましては、新たに立ち上げる生活支援協議会において協議し、行政の提案を行い、サービスに繋げていきたいと思います。</p> <p>また、現在のサロンについては内容の見直しを行い、必要に応じて運動機能とかですね、認知症予防に繋がるプログラムの提案、その他65歳以上が誰でも参加・運用できるシステムの構築をしていきたいと考えております。</p>

議 長	4 番 黒川隆康議員
4 番	<p>そうですね、私がさっき言ったようなことをされるということですので、私は、ぜひですね、この高齢者の皆さんのですね、生きがいつくりのために取り組んでいただくことを要望して、このことについては質問を終わりたいと思います。</p> <p>次はですね、今、まさにウォーキングマイレージ事業を行っていますので、そのことについてお尋ねしたいと思います。</p> <p>このことについてはですね、前回もお聞きしました。健康づくりにとってたいへんいい事業だと思っています。この事業が始まってですね、私も毎日楽しくウォーキングすることができております。</p> <p>そこで、簡単に今の状況をお尋ねしたいと思います。</p> <p>まず、現在の参加登録者は何名で、年代別の人数も教えていただければと思います。</p>
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>現在の登録者数は212名でございます。</p> <p>年齢別の参加者でございますが、50歳未満の方が87名、50歳以上60歳未満の方が41名、60歳以上70歳未満の方が61名、70歳以上80歳未満の方が16名、80歳以上の方が7名となっております。以上です。</p>
議 長	4 番 黒川隆康議員
4 番	<p>これを見ますとですね、70歳から上がやっぱり少ないですね。</p> <p>今回の事業でランク付けをしています。そのことですね、頑張るぞって思う方もいると思うんですが。ただ、すべての人をですね、同じ条件の中でというのは、どうなのかなというふうに思うんですね。年代によって、体力や健康面から、歩くスピードそれから歩く時間、これは持続力ですね。歩く距離、体力が違ってきます。</p> <p>みんなを同一に考えるのではなくて、年齢や障害等も考慮する必要があると考えますが、いかがでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>いきいきサロン、それからウォーキングマイレージという事業ですね、高齢者対策それから健康増進のために取り組んでおるところでございますけれども、成果的にはですね、非常に好評であると、私は思っております。</p> <p>先ほど議員が言われましたように、確かにそうですね。年齢それから障害をお持ちの方、そういったところを考えると、なかなか歩数だけでは測れないようなところもあるかと思っておりますので、こういったところについてはですね、やはりもっと皆さんが元気に、そして楽しくウォーキングあたりができるようなですね、態勢というのは取っていかねばならないと思っております。</p> <p>そういったことも含めて、今後検討をさせていただければと思っております。</p>
議 長	4 番 黒川隆康議員
4 番	<p>ぜひですね、そういうことも検討していただければと思います。</p> <p>新年度の計画ではですね、150名追加募集することになっております。たいへん良いことだと私は思います。できる限り多くの方がですね、このウォーキングマイレージ事業に参加していただくこと、そして健康づくりをすることですね、医療</p>

	<p>費の抑制にも繋がります。できる限り多くの皆さんに参加していただきたいと、個人的にも私は思っています。</p> <p>ただですね、村民の方からですね、手続きが面倒とかですね、わざわざ役場まで行くのがたいへんだといった声が聞かれるんですよ。</p> <p>そのところをもう少し簡単に、手軽にできる方法、こういうことはお考えでないかどうか、ちょっとお尋ねします。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>機器の設定等がありましてですね、やっぱり来てもらって説明とか、データの読み込み等をですね、一度体験をしてもらうという意味でもですね、一度来ていただいてですね、説明を行いたいと思いますが、できるだけ簡単にできるように検討はしていきたいと思っております。</p>
議長	4番 黒川隆康議員
4番	<p>わざわざ役場に来ていただくんじゃなくて、例えば各地区に出かけて行って、担当の方がですよ、例えば公民館に集まっただいて、そこで説明会をしたり、そういうふうにしないとですね、やっぱり高齢者の皆さんとか仕事をお持ちの方もいらっしゃるでしょうしね、忙しいとか、いろんな事情があると思いますので、そういうふうに出張してね、説明してあげるとか手続きしてやるとか、そういうことを考えてほしいんですが、いかがでしょうか。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>各地区方面等にですね、希望者が寄ってもらってですね、設定することは可能ですので、また、そういったことも検討をしていきたいと思っております。</p>
議長	4番 黒川隆康議員
4番	<p>いろいろと難しい問題はあると思いますが、できるだけ皆さんが取り組みやすい、参加しやすい方法を今後の課題として、ぜひとも検討をしていただきたいというふうにお願いして、この質問は終わりたいと思います。</p> <p>最後の質問ですが、質問の前に、議長、配布資料をしていただきたいと思っております。</p>
議長	<p>事前に確認していますので、これを許可します。</p> <p>(資料配布)</p>
4番	<p>これも以前質問した看板について、でございます。</p> <p>今の写真を見ていただければ分かるんですが、一番左下、これは看板がついていた枠なんですよね。錆びてえらいみずばらしいとかですね、そういうものでした。その上の分はもうほとんど字がなくなっていますよね。右下の分はこういうふうに字が、見ていただければすぐ分かります。</p> <p>こういうものがですね、まだあるんですよ。そして、この一番右上の分はですね、岩屋駅についています。無料貸し出し自転車、これは、事業はたぶん終わっていると思うんですよ。終わってて、なおまだここにこういうふうにあるということはですね、事業を継続してするんであればですね、また、これをそのまま使ってもいいんでしょうけれども、もうしないんであれば外していただいたほうがいいのかなと。</p> <p>この中にはですね、宝珠山村とか書いていますので、字もちょっとおかしいと、東峰村ですから。そういうことも含めてですね、ちょっと考えていただきたいなと</p>

	<p>思うんですよ。</p> <p>前回の質問のときにですね、景観監視委員といったような人を作ったらどうでしょうかと、私は質問したんですが、そのときに村長は、職員で対応ができるというふうにお答えがありました。</p> <p>でもですね、こういうふうにできてないんですよ。そのとき確か村長ですね、岩屋のほうの看板ことで私は言ったんですが、仕事に行くついでに気が付くので、そのときに対応したいというようなことをおっしゃっていました。</p> <p>しかしですね、やっぱり気持ちの中にそういう気持ちがないとですね、こういうふうに気が付かないんですよ。</p> <p>それともう1つは、看板によっては課が違うと、担当課が。ですから、違う担当課のものだったら、あまり気にしないのかなというふうに思うわけですよ。</p> <p>これを見られてですね、どういうふうな対策を取られるのか、ちょっと今お考えがあれば、お尋ねしたいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>村長</p>
<p>村 長</p>	<p>まずはお詫びを申し上げたいと思っております。</p> <p>看板につきましてはですね、以前から各議員の皆さんからも、いろんなご意見を伺っておりました。できることはですね、役場のほうでも相当数撤去等を図ってきたところですけども、今、議員言われるように、やはりその気になって見ないと、なかなか分からないかなといったところもあるかと思えますし、また、担当課もですね、屋外広告物ですと建設水道課、それから観光の看板ですと農林観光課、それから景観あたりにつきますと企画政策課というような形でも分かれておりますので、ほんといつやるのだというお叱りを受けておると理解をいたしまして、これにつきましてはですね、やはりもっとスピード感をもって取り組んでいきたいと思っております。</p> <p>そうは言いながらですね、先ほども議員が言われましたように、その気にならないとなかなか気が付かないところもありますので、また、議員各位の皆さんからもご提供を受けて、やりたいと思っております。</p> <p>ただ、問題がありますのが、村に設置した看板でありますと村が撤去できるわけなんですけれども、設置者がですね、団体とか、それとか個人とかいろいろありますので、そういったところについても、設置して相当数年数が経っておればですね、それを撤去していただきたいということも、やっぱり要請をしたいと思えます。</p> <p>報告を受けているのが、大行司の交差点のところにパン屋さんの看板があったということで、これにつきましては、ふるさと村の管理してます親水公園あたりの出店されている方でありましたので、撤去等についてはご了解をいただいたと、ふるさと村のほうから報告は受けているところであります。</p> <p>そういった形で、あと国道に面して、塔の元の交差点なんかですね、村外の方が柿のなんとかとかやっておりますし、そういったところにつきましても、やはり設置者を追っていきながらですね、撤去ができるような体制は取りたいと思えます。</p> <p>今後こういった一般質問が出ないようにはですね、十分注意をしていきたいと思えますので、そういった形でご了承をお願いできればと思っております。</p>

議 長	4 番 黒川隆康議員
4 番	<p>ぜひ、この看板等については取り組んでいただきたい。</p> <p>どうやってその体制を作るかが問題ですね、例えば、これは年1回見れば十分だと思うんですよ。ずっと村内まわってですね。</p> <p>私がさっき監視員みたいな組織を作ればと言ったけど、それはちょっと大げさだと思うので、例えば各課が話し合ってますね、今年はお前のところの課が誰か1人、2人で一緒に2日間くらい、小石原地区、宝珠山地区とかですね、見て回れと。そして気が付いたら各課に教えてくれとかですね、年にこれは1回でいいと思うんですよ。そういうことをやることによって、この美化活動というのがですね、美しい村づくりにも繋がってくると思うので、ぜひ、そういうことを考えていただいて、取り組んでいただきたいというふうをお願いをいたしまして、私の質問を終わります。</p>
議 長	村長
村 長	<p>確かにですね、毎日毎日でなくても結構でございますし、もう1つ、今の質問を聞いていまして、地区担当職員というのが村のほうでもいますので、そういった方がですね、やはり地域とのコミュニケーションを取るような方策も考えて、その中で地区内の巡回とかですね、問題点等も、また地区、地区で対処をしていただければ、それをまた役場のほうで吸い上げて、処理をするというような方法もあるのかなと思いましたので、これにつきましては再度ですね、対策等は構築していきたいと思っております。</p>
散 会	
議 長	<p>これもちまして、本日の日程は、すべて終了いたしました。</p> <p>明日は引き続き一般質問を、午前9時30分より行います。</p> <p>本日は、これにて散会いたします。</p> <p style="text-align: right;">( 17時03分 )</p>

開 議	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今の出席議員数は10名です。</p> <p>定足数に達していますので、本日の会議を開きます。</p> <p>議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1 昨日に引き続き一般質問を行います。</p> <p>3番 梶原光春議員の質問を許可します。</p> <p>3番 梶原光春議員</p>
5 番	<p>それでは、通告書に基づき、私の質問を行いたいと思います。</p> <p>最初にですね、昨日黒川君が質問しましたが、村内の看板の見直しと、それから清掃ですね、清掃等は行われたかどうかをお尋ねします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>先ほど議員申されましたように、昨日、黒川議員の質問等で述べさせていただいたとおりでございますけれども、今後ですね、関係各課で協力して、看板の撤去等を行っていきたいということで、指示をしたいと思っております。</p> <p>また、清掃等につきましては、看板によりましては高圧洗浄とかですね、そういったものを使いますと剥げるとか、そういったところもあるみたいでございますので、拭き掃除をするとか、そういったところは、今後検討をさせていただきたいと思っております。</p>
議 長	3番 梶原光春議員
3 番	<p>それではですね、これは我々も看板を清掃する場合には、雑巾とバケツを持って行って、よくて洗剤を使うぐらいですけどね、そのくらいでいいと思います。いちいちこの課がする、この課がするとか決めんでもですね、気が付いたときの時間と手間さえあれば、そんなにかかる話じゃないので、その辺はですね、思いついたが吉日ですので、そういうふうにやっていただきたいと思います。</p> <p>それからもう一つ、一番気になるわが東峰村にですね、杷木インターから下りて来て、必ず塔の元に来ます。あそこの看板はですね、イチョウの木と杉の木が大きくあったために、ああいうふうに横方向に向いていると思うんですよ。</p> <p>できましたら、ぶつかったところのT字路のところを作って、移動するか低くするようにして立てかえたほうがいいと思います。</p> <p>これは、まず最初にわが東峰村に入ってくるですね、最初の印象のところですよ。それから柿の看板もありますね。これはうちには関係ないんですけどね、しかも県道なんです、占有地の中に立っております。これは撤去するようにお願いしたいと思います。</p> <p>看板というのは、決して大きいものとか、数を立てればいいというものじゃなくて、小さくても非常に印象的なものがあります。</p> <p>旧宝珠山時代にですね、こちらのほうに石碑が建っております。長田とか栗松とか尾崎とかですね、小さな高さ1mぐらいの。</p> <p>やっぱりあれは非常に来られた方が不思議がるんですね、今どきこんな昔風のあ</p>

	<p>れをしているのは珍しいということですね、ですから、ああいう方法も1つの方法だろうと。</p> <p>例えば3年前に行った長野県の松本の近くですね。昔で言う道祖神というのが非常にありますけども、風景は私が行ってた頃とは、40年前とは大きく変わりましたけれども、でもやっぱり道祖神というのは1つの象徴になっておりまして、観光客の人たちがその道祖神めぐりをするというようなところですので、そういうふうを考えていくのも方法だろうと思います。</p> <p>何も大きくてけばけばしいのがですね、良い物とは限りませんので、その辺は、行政はよく考えていただきたいと思います。</p> <p>それでは、次に行きます。</p> <p>2番目、公共トイレの全面的な合併浄化槽の、合併というかトイレですから、合併はいらないですけども、それにする考えはないでしょうか。</p> <p>というのは、全部見たわけじゃありませんが、おおよそ宝珠山駅、大行司の福井神社それから岩屋駅、それから岩屋公園内、こちらに行って鼓の里それから道の駅ですね、それから伝産館、それからあとはなかったと思いますけども、まだ公共トイレがくみ取り式のところもございます。その辺のところの考えはないか、お尋ねします。</p>
議 長	村 長
村 長	<p>村内の公共トイレをですね、調査をいたしましたところ、浄化槽となっていないのが、岩屋の第2鳥居のところの前のトイレだけでございます。その他につきましては、浄化槽付きのトイレになっているということです。</p> <p>浄化槽を設置しますと、どうしても後のメンテとかですね、それから使用頻度等の問題もありますので、岩屋のほうについてはですね、簡易水洗等のものでいければと思っております。</p> <p>また、先日の区長会議のときに区長さんのほうからも、和式の便器が多いということで、高齢者の方々につきましても、いろいろ問題があるというご指摘も受けております。</p> <p>したがいまして、実際区長さんのほうから要望がありましたのが、宝珠山グラウンドのトイレ、それから伝産館の手前のほうにありますトイレ、こういったところについてはですね、洋式のほうに随時変えさせていただきたいと思っております。</p>
議 長	3 番 梶原光春議員
3 番	<p>村長が先におっしゃいましたので、洋式トイレの話はですね、これは身体障がい者の方たちもやっぱり、今はどこでもですね、洋式トイレがほとんどでございます。ですから、男子のところでもですね、和式、女性のところでもありますけれども、やっぱり洋式を設置すべきだと思います。全村ですね。</p> <p>一番いい例が日田なんですけれども、日田は非常にですね、各区ごとに公園がございます。そこには必ず洋式のトイレがあるんですね。それはもちろん合同のやつもあります。子どもが入っていい、男子女子とか分けてなくてもありますけども。そういうふうに、非常にどこに行ってもトイレに困らないと。非常に市ではありますけどですね、感心するところもしきりでした。</p> <p>ですから、やはり観光客が来られてですね、一番最初に気にするのは便所ですね。</p>

	<p>そこの家の便所を見れば、その家の人たちの性格とか生活態度が分かると言われるぐらいに、便所が一番重要なところですのでですね、ぜひ、洋式をですね、設置していただくようお願い申し上げたいと思います。</p> <p>それでは次に行きます。</p> <p>9月と12月の議会の中でですね、JRの沿線の伐採の件で、私が2度質問しました。</p> <p>JR沿線の金剛野橋から。12月にですね、金剛野橋のところで非常にイベントが行われて、きれいな灯籠を絵に描いていただいて、非常に好評だったんですが、昼間は関係ないんですが、金剛野橋から奈良尾橋までの、まず当座の伐採を行うと、1月になったら行うというふうに、企画課長は答弁をされました。けども、まだ行っていません。</p> <p>もちろん金剛野橋のトンネルの上のJR筑前岩屋駅側はやられております。けどそれからは行われておりませんので、それはどうしてなのか、何か事情があったのか、その辺のことをお尋ねします。</p>
議長	企画政策課長
企画政策課長	<p>12月の議会です、確かに1月からJR沿線のほうにかかりますということで、答弁をさせていただいたところです。</p> <p>そのときに2度ほど議員さんから確認をされたので、これはぜひともやりたいというところで考えておりました。</p> <p>実際にJRの所有のところからですね、井上正憲さんのところにつきましては、草刈りと、あそこ雑木が点々と生えておりましたので、伐採を行ったところでございます。</p> <p>伐採後の管理につきましてですね、ちょっと検討を要することが出てまいりましたので、内部で協議を重ねてきたところでございます。その管理の方法もようやく固まりつつありますので、今後地権者等と交渉しながらですね、事業実施に努めていきたいと思っておりますのでございます。</p>
議長	3番 梶原光春議員
3番	<p>それではですね、時期と、結局9月、12月、それと1月からするというのを延びたわけですから、じゃあいつ頃からかと。それから所有者の、地権者の所有者の方たちの特定はできているのか。</p> <p>これは、私が議員になったときの3年前に、現在の事務局長と一緒に沿線を歩いたことがございます。</p> <p>次の年から行われるものと思ったら、2年ほど延びてしまいました。ですから、その辺の工程と日程、当然話し合われたならそこまでなされてるでしょうから、その辺をお知らせください。</p>
議長	企画政策課長
企画政策課長	<p>地権者とかですね、そういうどなたが持っているとか、どういった木があるかということにつきましては、労務班の班長とうちの担当のほうで詳細に、どういふ方が所有者でというようなところまでは把握しております。一部につきましては、内諾も得ている部分もでございます。</p> <p>ただ、いつまでにという部分になってきますと、先ほど言いましたように、伐採</p>



	<p>後の管理についての、その辺りの取り決めと言いますか、方針というのが、少しまだ固まってない部分がありましたので、具体的な協議をまだできてない地権者の方と、そういった協議をしてない部分がございますので、なかなかいつまでというようなことが、今のところは難しいかなと思っております。</p> <p>まずは親水公園のところまでは、早急にかかりたいと思っておりますのでございますけど、それでも1年ないし2年程度はかかるのではないかなと思っておりますのでございます。</p>
議長	3番 梶原光春議員
3番	それではですね、じゃあ、来年ぐらいに何月というふうに、去年の9月と12月に答弁したようにはできないということでしょうか。その辺のことをお尋ねします。
議長	企画政策課長
企画政策課長	<p>労務班の仕事がですね、このJR沿線沿いだけであれば、ある程度計画も立てられるのかもしれないんですけども、突発的にいろんな何と言いますか、要請等もございまして、なかなか予定が立てにくい状況がございます。</p> <p>仮に2年ぐらいで、いついつまでに完了しますというのは、なかなか今の状況ではお約束と言いますか、そういうことはちょっと厳しいのかなと思っておりますのでございます。</p>
議長	3番 梶原光春議員
3番	<p>じゃあ、計画は立てられないということですね。そういうふうに解釈をしたいと思えます。</p> <p>ではですね、少し先に行きますが、実は大行司まで私は切ってくれということから、話を再三しておるんですが、また地元の人たちも大行司の人たちからも、そういうふうに所有者の方からですね、いつ切るかい、いつ切るかいと言われるんですけども、そういう事情です。ですから、大行司駅までのですね、整備計画も立てないかんとですよ。</p> <p>なぜかと言えば、JAのスタンド前がですね、これがうまくしてから国交省の道路拡幅工事にかかって、実際に工事やって、やっぱりああいうふうに切ってしまうんですね、非常に明るくなって、村の中が明るくなるんですね。道路も非常にすきっとするということなんですよ。</p> <p>ですから、それはですね、計画は立てるべきだろうと思うんですけども、これは、村長にお伺いします。</p>
議長	村長
村長	<p>議員の言われておりますことにつきましても、私も景観を美しくすることにつきましては、その方向は同じでございます。</p> <p>ただ、課長がちょっと今、答弁をいたしましたように、何年までやるというようなことにつきましてはですね、今後またちょっと打ち合わせをさせていただきたいと思っております。</p> <p>それで、議員言われるように、年度計画を立てまして、そして地元の方等にもご説明を申し上げ、来年はじゃあうちのところだなというような形でも、分かるような仕組みづくりをですね、今後考えていきたいと思っております。</p>

議 長	3 番 梶原光春議員
3 番	<p>分かりました。じゃあ、その計画を早く完成させるようお願いしたいと思います。</p> <p>続きましてですね、JR関連ですけども、JR岩屋駅の整備計画を12月議会で答弁がありましたですね。</p> <p>その中でですね、まず一番問題になるというか、我々が一番今でも非常に困っているのが、これはもうここを通る人間しか分かりませんが、橋の架け替えをですね、村長は答弁されたんです。</p> <p>もちろん向こうのほうに行くには、当然、橋の架け替えが先だろうと思うんですけども、あそこの橋は非常に幅が狭くて、測ってみると4mぐらいしかないんですね。長さは川幅ですから7mから8m。</p> <p>ところがあそこに水汲みの人たちが毎日来られるわけですね。それで上から下ってくる場合は見えづらいと。あそこに水の駅という店がございますが、見づらいということと、どっちもお互いに行くか行くまいか、停止線もないし、何もないからですね、今まで事故が起きなかったのが不思議なぐらいですけども、1日も早くですね、橋を架け替えてもらいたいと。</p> <p>村長の考えと、その辺のところをお尋ねしたいと思うんですよ。もちろんその前に八女・香春線のですね、拡幅工事の工事スタートが29年度から本格的に始まるというふうに、土木事務所の返答ではありますけれども、岩屋駅前の整備をするというような、これは前にもですね、私たちがなるずっと前にも岩屋駅前の整備計画は出ております。村は立てたはずなんです。</p> <p>それについて、今度2度目ということなんですけども、橋の架け替えはいつ頃なさるつもりか、まずそれをお伺いします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>まず、議員が言われますように、岩屋駅周辺整備工事につきましてはですね、周辺の地域にとっては大事なことだと思っておりますし、私もかねがねこの議会の中でも考え方を述べさせていただいているところであります。</p> <p>そういった中で、まずはですね、私も橋の架け替えと言いますか、拡張というのが大事だろうと思っておりますので、これにつきましては、29年度にですね、補助金の申請を行い、そして早ければ30年度には実施したいと思っております。</p> <p>それから、今言われました八女・香春線の工事等につきましても、ちょっと進むような状態になっておりますので、それも含めながらですね、岩屋駅周辺の、どうするのかというのを、岩屋地区それから竹地区とか、関係する地区の方々に、まずは行政のほうの考え方も示したうえで、意見等を調整しながら進めていきたいと思っております。</p>
議 長	3 番 梶原光春議員
3 番	<p>橋は前から岩屋地区、竹地区から出てたんですけども、結局大型バスを停めるところがないんですよ。視察に竹の棚田に非常に来られます。海外からも何度か、3度ほど、私が会長のときは来てました。去年も来たと思うんですけども、上がって来ないんですね。</p> <p>だから岩屋駅に停めたいんだけど、岩屋駅は中型なら入るけれども、大型はと</p>

	<p>ても入らないと。運転手の人が敬遠してですね、仕方ないけん道路に停めるしかないんですね。停めるところと言ったら、もう下鶴近くのおそこの十字路しかないというふうにですね、距離が非常に長くなるわけです。</p> <p>ですからですね、1日も早く橋を架け替えることと、整備をすることをお願いしたいと思います。</p> <p>その前にですね、何度も申し上げますけども、交通事故が起きなければいいと思うんですよ。現実問題として、何度も私もガチャンといく手前で止まったと。お互いに見合いをしてから、どっちが出るんだろうなというところですね。部落の人たちは慣れてますからですね、慎重には行きますけどね、やっぱり突っ込んでくる人もいますのでですね、その辺は早めをお願いしたいと思います。</p> <p>続いて行きます。</p> <p>東峰村美しい村づくり設置要綱は、この前提示がありましたけど、大体の概要はできて、ここに前の原案がございます。</p> <p>結局、こういうのはもう美しい村づくり連合に加盟したときにできてなきゃいけない、今頃作ること自体がおかしいんですね。</p> <p>ですから、こっちのほうはきちんとでき上がったんでしょうか。お尋ねします。</p>
議 長	企画政策課長
企画政策課長	<p>この美しい村づくり委員会の設置要綱なんですけれども、先ほど議員さんのほうから言われましたように、常任委員会のほうにその案を一応提示をさせていただいたところです。</p> <p>東峰村、日本で最も美しい村連合に加入しておりますので、その基本理念に則って策定をしたいと思っているところです。</p> <p>まだちょっと常任委員会のほうからも指摘を受けている部分もあったりして、内容の検討がちょっと必要かなと、今感じているところです。</p> <p>その辺りを詰めまして、常任委員会等でまたご協議をいただきながら、策定をしたいと思っているところでございます。</p>
議 長	3 番 梶原光春議員
3 番	<p>私はですね、この設置要綱案が確定してできたとしてもですね、結局は運用する人間の資質の問題なんですよ。</p> <p>家庭を見ると分かるんですよ、各家庭にですね、家の中がざまないとか、家の周りを草も取らんでぺんぺん草が生えてるとかいうことを考えたら、見てみれば分かると思うんですね。</p> <p>それと同じで、村も1つの家族みたいな感じで見てから、ここが汚いから川を切ろうとか、山の木が大きくなったからじゃまだから切ろうとか、景観が、日陰が差すから切ろうとか、そういうところだと思っんですよ。</p> <p>だから、この文書ができたからといってですね、あとは運用する人の気持ち次第で、どうにでもなるということなんですよ。</p> <p>これを作ったからと言って、会議をしてから、「はい、ここを切りましょう、切りましょう」と言って、1年に1回会議してから、あとは何もせんということでは全く無意味なんですね。</p> <p>ですから、正直言ってから、文言はそう大したことはないんですよ。問題は、そ</p>

	<p>れによって、年に何回とか決めないで、必要に応じてやるという行動力ですね、それが一番必要だろうと思うんですよ。その辺のところを村長に尋ねます。</p>
議 長	村長
村 長	<p>私どもといたしまして、やはりそういった設置要綱とかですね、そういったものは、まずは策定をしなければならないかと思っております。</p> <p>そういった段階で、地域協働の村づくり基金を使いまして、今月の4日、5日ですか、大行司地区の方があの交差点のところの支障木あたりを伐採をしていただきまして、非常に景観的にもよくなっております。</p> <p>そういったことも含めましてですね、先ほど議員が言われますように、やはり地域の住民の方が、自分たちの周りだけでも結構なんで、美しく環境的な美化運動等をやるんだというような意識も含めてですね、行政のほうからのきょうせん等もやりたいと思っております。</p> <p>そういった中で、住民の方も含めた美しい村づくりというのができれば、これはまたそれなりの成果が上がるのではないかと思っております。</p>
議 長	3番 梶原光春議員
3 番	<p>分かりました。じゃあ、そういうふうに進めていただきたいと思います。続きましていきます。</p> <p>竹棚田交流館の前のところに、これは再三、去年の行政との懇談会でも話が出ました。それから、議員との懇談会でも、一昨年ですね、出ましたが、棚田交流館前ですね、現在空き地というよりも荒地になっております。所有者は日田に住んでおられますけども、3人の兄弟でお持ちになってはいますけれども、そこを駐車場が、イベントを行うときに非常に足りません。私どもの竹の棚田の交流保存会というのがありますが、いつもそこで問題になるんですね。</p> <p>じゃあ、どこするかと、駐車場、田んぼの中にですね、去年は雨が降らなかったからよかったですけども、シートを敷いてですね、そこに車を止めようと。そっこのほうに屋台やいろんな催し物をする、コンサート会場をつくろうとかいうことで、何度かここ10年近くそれですんできております。</p> <p>1つですね、やっぱり駐車場が足りない。先ほどのバスの話じゃないんですけど、拡幅されたら間違いなく来るだろうと、上がって来るだろうと。ところがバスの入る場所がないんですね。</p> <p>ですから、駐車場とイベント広場という大げさになりますけど、多少の傾斜地で音楽会を開きたいと、私どもはそういうふう考えております。</p> <p>そういったものをつくる考えはございませんでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>やはり竹地区の棚田の保全につきましては、私も重要なことだと思っております。</p> <p>したがって今、1月の地方創生の中で採択を受けましたゲストハウス、この件につきましては、棚田の保全のためのゲストハウスと言いますか、名前はゲストハウスなんですけれども、整備事業に使いたいと思っております。</p> <p>今回補正予算等にも計上しておりますので、ぜひ、議決のほどをよろしくお願ひしたいと思います。</p>

	<p>補正予算の議決が終わりますと、また、竹地区の皆さんとの話し合いもさせていただいて、そして具体的に竹地区の方がどういうことを望んでいるのか、そういったことも含めてですね、計画を作り上げていき、実施したいと思っております。</p> <p>そういったところで、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
議 長	3 番 梶原光春議員
3 番	<p>なぜかと言ひますとですね、これはもう再三、村長になる前からこの話は出ていたんですね。ずっと前からですね。</p> <p>人口形成を見ますと、現在屋椎地区を除きまして、棚田の中にはまだ入っていません。屋椎地区にも棚田がございます。たった3軒で、非常に頑張つて作られているんですね。非常に厳しい状況で作っています。</p> <p>今、私どものですね、竹の地区の農業耕作者はですね、上組が7人、それから中組は4人です。実際には上組の小組の人数は13です。それから中組が11です。ですけども、中組なんか4人しかいないと。</p> <p>私も去年から病氣してから頼んでおるんですけども、非常にですね、人口減少の話をしんですけども、喫緊とか何とかという問題じゃなくてですね、山の頂上から45度の角度のところをですね、車がブレーキを踏まないでアクセルを踏んで下っているような感じですね。ここ2、3人で、中組はもう3人ですね、下組が1人、上組の1人の方が辞められました。身体を悪くしてですね。しかもそれは60代なんです。70代の方は1人いますけど。3人は60代ということなんですよ。</p> <p>だから、それほどにですね、もう棚田、棚田と言われても、何もできないじゃないかと。今まで村は何をしてくれたかという話がすぐ出てきます。</p> <p>確かに20万の火祭りのときのイベントのあれはいただいておりますけども、それまで村はそういった棚田の保全とか、そういったことに関しては一切いただいておりません。それが1つの竹地区の教示でもあったんですね。人から言われることはない、滅びようと何しようと構うかと言ったけども、現実はそうじゃないということなんです。</p> <p>今日もNHKのテレビの中でですね、八女のほうの棚田の話が出ておりました。棚田があることによって、24年の大洪水のときは守られたと、部落がですね。稲も倒れずに、棚田の中で水を止めたから、守られたというような、今日の衛星の10分からのですね15分の5分間でしたけど、八女の棚田の話が、映像が出ておりました。</p> <p>全くそのとおりなんですよ。これはもう竹だけでなく、全部、宝珠山地区それから小石原地区もみんなそうですけども、棚田を持っているところはですね、そうやって守られている。その地域がですね。</p> <p>ですから、もっと保存するためのですね、努力を行政としてすべきではないかと思ひます。いかがですか、村長。</p>
議 長	村長
村 長	<p>議員も言われるようにですね、東峰村と言ひますのは、東峰村と言へばですね、小石原焼と棚田という形で定着をしているかと思ひます。</p> <p>従前から答弁をさせていただいておりますように、棚田の景観も含めましてですね、これは、将来的にはやっぱり守っていかなければならない貴重な財産でござ</p>

	<p>いますので、その件につきましては、昨年の地域懇談会の中でもですね、私のほうから竹地区の方にはご提案をさせていただいたところであります。</p> <p>今回、先ほども言いましたように、地方創生の中でハード事業のお金が取れましたので、これについては、先ほども申しましたように、ゲストハウスというような名称にはなっておりますけれども、棚田地区の保全のためにお金を充てておりますので、来年度にはですね、そういった事業等をやりたいと思っております。</p> <p>したがって、やはりその用地交渉とか、そういったものも含めて、地元の方のご協力をですね、よろしくまた議員が中心となってお願いをしたいと思っております。</p>
議長	3番 梶原光春議員
3番	<p>分かりました。それはまた検討します。</p> <p>それから次にいきます。</p> <p>村内の空き家についてですね、非常に昨日もみんなから出ておりましたけども、40件ですね、去年は空き家バンクの問い合わせがあったと。</p> <p>それについてですね、どういうふうに対応されたのか。民間コーディネーターの柱さんがおられますけども、2軒ほど移住されたと、非常に結構なことだと思うんですね。竹地区にも1軒あります。</p> <p>竹地区には実際に8軒の空き家がございます。そのうちの2軒は平の上で、これはちょっと使えませけども、後の6軒はですね、交渉次第だろうと思うんですけどですね、まだ管理で時々帰って来られる方もおられますけども、非常に私たちも、あそこには灯がついてないなという、寂しい思いがあります。毎日通りますからですね。</p> <p>ですから、その辺のことをどういう対策、今年ですね、どういうふう交渉していくのか、そしてインターネットでどう発信していくのか、そこをお尋ね申し上げます。</p>
議長	村長
村長	<p>空き家につきましては、まずはですね、空き家バンクのほうに登録をさせていただいて、それで村のホームページ等ですね、紹介をしながら、それと先ほど言われました柱さんの力を借りてですね、鋭意進めているところであります。</p> <p>しかしながら、空き家もですね、今、議員おっしゃいましたように、空き家がありましてもなかなかですね、貸していただけないとか、そういったところもありますので、ぜひ、そのようなところがあればですね、貸していただけるように、また、議員の皆さんのお力もお借りしたいと思っております。</p> <p>やはり去年は、40件ほどの問い合わせがあったということ、それから11人ですね、今、村に移住してくる方もおられるということでございますので、これは、今後やはり空き家の活用というのはですね、十分に取り組んでいかなければならないことだと思っておりますので、議員の皆さん方のご協力も得ながら、また、この事業についても進めてまいりたいと思っております。</p>
議長	3番 梶原光春議員
3番	それではですね、空き家は一々土地を造成しなくてもいい、もう実際に家が建っているわけで、ある程度の改修をすれば非常に住みやすいと。田舎暮らしを望む人

	<p>には非常にですね、理想的なところだろうと思います。もちろんこれは日本全国でも、どこでもそういった取り組みをしていますので、よほどのインパクトがないと東峰村には来ていただけないと。</p> <p>幸いにして今年の1月27日にNHKの「たからのとき」というドラマが放送されましたから、少しはPRにですね、東峰村のPRになったので、関心を持っていただけるんじゃないかと感じているところです。</p> <p>次に伺います。</p> <p>村民や若者から特に要望のあるコンビニの検討をするつもりはございませんでしょうか。これは、前にも私が一度、村民から要望があったもんですから、少し考えてくれんだろうかというような話の蒸し返しのような形ですけども、近ごろとみにそのことがですね、強く感じるようになってきました。</p> <p>村長が言われるように、確かに村内の、宝珠山に集中してますけども、下川さん、それから一ノ宮さん、諫山さんがおりますけども、随分御高齢になってきたということですね、ですからそれがいつまで続くのかといったときに、じゃあ、何か地域の集まる場所がないだろうか。</p> <p>昨年、一昨年にですね、和歌山県の北山村に視察に行ったときに、村がコンビニですね、コンビニにというよりは「ソンビニ」ですね、村のあれですから、それを作っております。非常に良い取り組みだなと。</p> <p>もちろん品数としてはコンビニほど多くはありません。村がやっていることですからですね。でも必要最小限度のもの、それからもう1つ、今現在のコンビニに求められているものは、決済能力、振込の機械ですね、オートマですね、これが郵便局やら、それからJAがそれこそ9時かそれぐらいまでやってればいいんですけども、やっぱり仕事を外に出て、帰って来たときに、それとか次の日にお金が必要だからというときに、やっぱり今はコンビニの機能が変わってきているんですね、逆にですね。それから荷物の宅配の受け取りもできるようになりましたので、ちょっと昔とは違うようなですね、昔はこんな村の中にそんなものをつくってからと言いましたけども、でもそれなりに利用者はおると。</p> <p>いい例が、道路拡幅のためになくなりましたけども、大鶴の宝珠山駅と大鶴の境のところに十時さんがやられておった「リック」というコンビニがありました。非常に私たちも便利だったんで使ってたんですけども。</p> <p>やっぱりうちの村でなくてもいいんですよ、正直言えばですね。</p> <p>ただ、平地のあるのは大鶴がこちらぐらいだから、大鶴になってしまうとですね、大鶴駅の向こうになってしまうと、ちょっと遠くなるということなんで、地区としては宝珠山地区あたりが理想だろうと思います。</p> <p>嘉穂から日田までの間にありません、1軒もありません。大方距離にして40キロぐらい、その中で1軒もありませんのでですね、ある程度は成り立つんじゃないかと思っているんですけども、その検討の考えはないでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	この件につきましては、前回お話をさせていただきましたけれども、1月の27日、「たからのとき」の放映があった中で、やっぱり女の子がですね、コンビニもない、何もなし。確かに非常に痛い言葉であったと記憶するわけですけども。

	<p>そういった中で、民間が設置するのであればですね、これはまた行政といたしましても言えないんですけども、やっぱり公設となりますと、先ほど議員が言われましたように、まだまだ村の業者さんが3人おられますので、そういったところの民営の圧迫というところが、非常にネックになってくるところであります。</p> <p>したがって、実際福岡県の町村長で、コンビニを大々的にやっている町長さんもおられますので、そういったところにもお話をさせていただいているところでもあります。</p> <p>ただ、やはり向こうといたしましても民間企業でございますので、収益が上がらないとちょっと難しいですねという、前置きの話は聞いております。</p> <p>ただ、東峰村にですね、来ていただけるようなことで、調査には伺いたいという話をされておりますので、そういった民間の方が出していただけるということであればですね、村としてもいろいろとは言えないのじゃないかなと思っておりますが、繰り返しになりますけれども、やはり村が設置するということになりますと、民営圧迫というところは、村としても避けなければいけないんじゃないかと思っております。</p>
議長	3番 梶原光春議員
3番	<p>もちろん民営圧迫とかいうことは、村になればできないと思うんですね。</p> <p>でも、先ほどの農業後継者の話をしましたけども、やっぱりもう目に見えて、間違いなくなるんですね、現実です。</p> <p>ですから、それからやってもちょっと遅いような気がします。若者が来たときに、例えば棚田に来ますけど、コンビニはどこですかと、まず聞くわけですね。</p> <p>それじゃなくて、他のことでも話し合いをするときには、コンビニはどこにありますかというふうに聞かれます。</p> <p>ですから、その辺のことはですね、私どももよく承知しておりますけども、やはりそういう時代だろうと、時の流れだろうなという気はするんですね。そういうことで検討してくださいということをお願いしておきます。</p> <p>続いていきます。</p> <p>入札のですね、これ4項目読みますので、担当課長は、1つずつでも結構ですから、1つずつやっていたら時間が足りませんので、申し上げます。</p> <p>まず、入札の資格要件は村ではどう決めているか。</p> <p>これは、県の基準とか国の基準とはちょっと違うと思うんですけども、それに準じていればいいんですが。それからランク分けですね、通常A B C Dというふうに分けます。ランク分けの基準と目安はどんなふうになっているか。指名委員会のメンバーは誰なのか、それから、落札金額の公表はすべて行っているか、また、失格要件はどのように定めているか。</p> <p>通常県のあたりのやつだとか国とかいうのは、最低基準価格が決まっております。1億円の工事なら、例えば8,500万を入れた場合には、8,499万となった場合には失格というふうに指定しております。</p> <p>ですから、失格者は非常に多いときがございます。そのパーセンテージを、最低要件のパーセンテージは公表しているところもあるし公表してない。県なんかはほとんど公表していると思うんですけど。最高金額、落札金額、これですよ。下は</p>



	<p>8,500万ですよというふうにはしていると思いますけれども。 この辺のところをですね、担当課長、村長はたぶん分からないんじゃないかな、こういう難しいことを言ってもと思いますので、担当課長にお尋ねします。</p>
議長	村長
村長	<p>村長は分からないことはありませんので。 まず、順次説明をさせていただきたいと思います。 入札の資格要件なんですけれども、指名願をですね、2年に一度やっております、6月に総務課で受け付けております。また、必要に応じて随時受け付けも行っておりますので、必要な書類が受理されれば、入札の資格を得ることができます。 それから、ランク分けはどうなっているのかということなんです、ランク分けの基準は設けておりません。基本的には村内業者が基本であります。次に管内という形で、朝倉、日田、うきはの業者で選定をしているというところであります。 その他、特定建設業ですね、JVとか、そういった工事金額によって業者が決まる場合につきましては、おのずと業者の選定等が限られてくるということになります。 それから、指名委員会のメンバーなんですけれども、副村長と各課長7名、合わせて8名で競争入札等の参加者選定委員会を構成しているというところであります。 それから、落札金額の公表、それから失格要件の件でありますけれども、落札金額の公表は、ホームページ等で行っておりますので、そのところを見ていただければと思っております。 その基本になりますのが、建設工事等指名競争入札事務処理要領というのがありまして、この23年の8月に、これは村のほうで定めておりますけれども、そのところで公表を行っている。 それから、失格条件等につきましても、その事務処理要綱等に記載しております、まず、入札の無効でございますけれども、第14条のほうに記載をされております。 まず1点目が、入札に参加する資格のない者が入札したとき。2点目が、同一の者から2通以上の入札書が出されたとき。3つ目、入札者の記名、押印がないとき。4つ目、金額その他主要事項の記載が不明確の時。5つ目、入札者が明らかに協定し、その他入札に際し不正の行為があったと認められるとき。6点目、これは第7条の2項と言いますのは、工事内訳書それから配置予定技術者等の提出のない入札、及び工事費内訳等の工事価格と入札価格が対応していない入札は無効とするということなんですけれども、これ。それと最後に7点目ですが、その他入札条件に違反したときということが、欠格要件と言いますか、入札の無効に対する要綱で定められたものになっているということでもあります。</p>
議長	村長
村長	もう1つですが、最低入札制限価格等についてはですね、別に定めておりません。
議長	3番 梶原光春議員
3番	では、指名委員会のメンバーの方に尋ねます。トップが副村長です。当然2年に1回、これは、当たり前の話なんですけれども、何をもってですね、こ

	<p>の会社は大丈夫か、施工能力があるかというようなですね、あれは、どれをもって判断されているんでしょうか。もちろん技術者、売上高、過去の2年間の実績、こういうものがあると思います。</p> <p>一番簡単に分かりやすいのが、経審だと思うんです。経審のどこを見ておられるのか。P点なのかY点なのか、その辺のことをお尋ねします。</p>
議 長	副村長
副村長	<p>工事の内容によりましてですね、一定のこの工事では土木の資格を持っているとかですね、必要な資格要件を得ているか、またこれまでのですね、実績が良好であるか、その工事の内容に応じて適切な能力、資格があるかを審査しております。</p>
議 長	3 番 梶原光春議員
3 番	<p>そうしますとですね、分かったような、分からないような話なんですよ。</p> <p>正確に言うとはですね、県と国交省の審査事項というのは、ほとんど経審なんです。これは、純然たるP点というのが全体の総合評点ですね。Y点というのは経営状況分析表なんです。これは、一般的に業界では当たり前の話なんですけれども、そこが一番、2点を私どもは重要視するんですよ。</p> <p>会社の判断能力をするときには、まずそこからですね、これは公表されておりますので、やはりそういう経営状況分析表というのは、村でやってないということは、それを求めてないということは、やっぱりちょっと落ちるかなと。国や県のですね、審査事項に対して。思うんですけども、農林課長が答えそうにしてたので、お尋ねします。その辺はどうですか、やってますか。</p>
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>担当とは異なりますが、経営審査事項のですね、審査表は、指名の申請書類の一番表紙に来ておりまして、お尋ねのP点は、たぶん土木、建築、業種ごとのですね、総合点数がそこに記載されてある点数でもって、その経営状態を審査すると。</p> <p>県のですね、審査機関のコピーと言いますか、それを必ず添付するようになっておりますので、そこで評価をしておるところだと思います。</p>
議 長	3 番 梶原光春議員
3 番	<p>それでは、これはちょっと専門的なんで長くなりますのでですね、最後にこのことをお尋ねします。</p> <p>例えばランク分けの中に、例えば村の場合は5,000万円以下とか、例えば2,000万以下が大体県でだとですね、B級ぐらいだと思うんですけども。東峰村の場合はですね、ランク分けの例えば5,000万以上はスーパーA級とかでJVを組むとか、その辺のランクの金額の目安はありますか。</p>
議 長	村 長
村 長	<p>実例といたしまして、通常活性化住宅と言いますか、その建築工事におきましては、一括発注のほうが、当然その経費等についてはですね、安く上がるんですけども。これにつきましては、議会のほうの要請もありまして、分離発注をいたしました。</p> <p>そのときに、これは建設業法上決まっておることなんですけど、5,000万を超えますと、監理技術者と言いますかね、それが必要となります。</p> <p>そうしますと、村の業者さんは監理技術者がいないということで、JVを組んで</p>

	<p>ですね、やることになりますので、活性化住宅は個別に発注して、経費も随分かかったということになります。随分と言いますか、一括発注よりもかかったということになります。</p> <p>今回施工を発注をいたしました小石原の上町住宅につきましては、これにつきましても、当然5,000万を超しておりますので、JVを組んでやっていただいたと。</p> <p>ただ、分割発注ができないのは、公営住宅法に基づく補助金等が入っておりますので、その件については、一括発注をせざるを得なかったということで、そういったベンチャーを組んでやってるところであります。</p> <p>土木については、ちょっと分かりませんので。</p>
議長	3番 梶原光春議員
3番	<p>分かりました。これはちょっと長くなりますので、時間がありませんので、またにします。</p> <p>旧美星保育所の活用というか、現在、美星保育所は倉庫みたいになっておりますけども、活用と、そのグラウンド周辺ですね、昨日も高橋君のほうから話があったておりましたけれども、これをどう考えているか。</p> <p>特にグラウンドをですね、私が一度老人クラブのほうから依頼がありましたので、グラウンドゴルフ場をつくってくれという話がありましたのでですね、昔の大行司小学校、現在の旧宝珠山小学校ですけども、あれに芝生を張って、グラウンドゴルフのきれいなあれにしてくれと、いうことを依頼したことがございますけども。それがどうなっているか、今後の計画をお尋ねしたいと思います。</p> <p>旧美星保育所は、昭和47年に旧大行司小学校から新しく建て替えるとき、合併するときですね、現在のほうしゅ楽舎が宝珠山小学校といった時代にですね、もったいないということで、それを移築して美星保育所をつくった経過がございます。</p> <p>ですから、なかなか崩すというよりも、やっぱり愛着があるからですね、難しいところではあると思います。その辺のところをお尋ねします。</p>
議長	村長
村長	<p>先ほど議員言われましたように、校庭の芝につきましては、議員等の要望等もありましたし、私もやはりグラウンドゴルフ場をつくっていただけないかという、多数の方からのご意見も伺っております。</p> <p>したがって、今年度予算におきまして、その予算を計上しておりますので、そういった議決のほうにつきましても、よろしくお願ひしたいと思っております。</p> <p>それから、旧美星保育所でございますけれども、現在、倉庫等になっております。これにつきましても、非常にですね、価値のある建物だと思っておりますので、なんとか改修工事等をして残していきたいと思っております。</p> <p>まだ、この件につきましては、補助金等が使えないかどうか、今、いろいろ検討しておりますけど、できる限りそういった補助金等を見つけてですね、その整備は図っていききたいと思っております。</p>
議長	3番 梶原光春議員、時間が来ていますので、手短かに質問して、最後の質問にしてください。
3番	宝珠山の大打司から中原までの護岸の整備、この前大打司地区がしましたけど

	も、村としてやる考えはないか、お尋ねします。
議長	村長
村長	<p>まずはですね、先ほど大行司地区の事例も申し上げましたように、地域協働等の基金等を使っていただいて、やっていただくのが一番私としてはいいかなと思っております。</p> <p>また、それでもできないということであればですね、河川につきましては、朝倉県土木等との相談等になってくるかと思えます。</p>
休憩	
議長	<p>10時40分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(10時32分)</p>
再開	
議長	<p>休憩前に引き続き、再開します。</p> <p style="text-align: right;">(10時40分)</p>
議長	<p>1番 柳瀬弘光議員の質問を許可します。</p> <p>1番 柳瀬弘光議員</p>
1番	<p>質問事項についてはですね、観光産業の振興について、お伺いしていきたいと思っております。</p> <p>今年の1月24日に、農林観光課主催でイッピンプロジェクトの研修会が基幹集落センターにて行われました。</p> <p>研修会第2回のテーマとして、日本版DMOについてのお話を、日田市観光協会の事務局長である木下氏を講師として行われておりました。</p> <p>DMOについての説明ですけれども、DMOは、観光地経営の視点に立って、観光地域づくりを行うための組織ということだそうです。その地域でしかできないことを活かし、地域の稼ぐ力にしているお話は、とても興味深く、観光がいかに地域内に人・もの・金の循環を生んでいくんだということを考えさせられました。</p> <p>日本版DMOとは、国土交通省の官公庁も進めている国の施策であり、地域の稼ぐ力を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する観光地経営の視点に立った観光地づくりの舵取り役として、多様な関係者と共同しながら、明確なコンセプトに基づいた地域観光づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人のことでありと官公庁のほうも言っています。</p> <p>2015年から始まった東峰村まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、地域資源を活かした魅力ある仕事をつくるという基本目標で、交流人口の拡大と観光を軸とした仕事の創出という基本的方向が掲げられています。</p> <p>また主要施策の事業として、東峰村版DMOの設立支援があり、概要は、観光振興のためのマーケティング機能を担うとともに、地域をマネジメントしていく民間と行政が一体となった村の観光事業全般を担う組織を設立するという事となっております。</p> <p>そのDMOの役割・機能を含めて、どのような計画で考えているのか、お伺いしたいと思います。</p>
議長	村長

村 長	<p>総合戦略の中でも記載をしておりますように、DMOを立ち上げてですね、本村の産業の活性化が図れればというのが、大きな狙いでございます。</p> <p>そのためには、仮称ですけれども、東峰村観光振興協議会みたいなものを立ち上げてですね、村の観光を全体的に考える組織として法人を設置し、これが東峰村版のDMOとなればと考えております。</p> <p>機能といたしましては、観光資源、イベント、それからPR等のプロモーションなどの様々な戦略を策定し、DMOを構成している組織が収益を拡大することを目的に、戦略等をですね、着実に実施するための調整を行うその組織となればと思っております。</p> <p>いずれにいたしましても、今後の取り組みでございますので、議員の皆さんあたりからのですね、いろんなご提案もお願いをしたいと思いますのであります。</p>
議 長	1 番 柳瀬弘光議員
1 番	観光振興協議会を立ち上げてDMOの役割を果たしていきたいという、村長の答弁がありましたけれども、29年度の予算にですね、観光ステーション事業というものが入っておりますけれども、この観光ステーション事業というのは、将来的なDMOのかかわりと関係があるのでしょうか。
議 長	農林観光課長
農林観光課長	今、柳瀬議員ご発言のとおりですね、できますれば観光DMOのですね、前身というような形で、段階的に進めていき、東峰村全体がですね、幅広い多様な業種の方々と一緒に、観光客の拡大と収益に繋がるですね、組織の前身として観光情報ステーション、観光DMOに繋がっていけばと思っております。
議 長	1 番 柳瀬弘光議員
1 番	その予算の中にですね、使用料15万円と入っておりますけれども、このステーションはどこか場所を決めて行う予定なのでしょうか。
議 長	農林観光課長
農林観光課長	まだ特定されたものではございませんが、できればイメージといたしましては、観光客の多く立ち寄るようなところ、若しくは商工会、道の駅、そうした施設等との連携が取れるような場所をイメージしておるところであります。
議 長	1 番 柳瀬弘光議員
1 番	観光に特化したそういった事業ということですがけれども、仮称ですけれども、東峰村水源の森交流館の事務所受付の内容の中にですね、案内所の観光窓口としての役割を果たし、東峰村らしさの発信拠点となるように、様々な仕組みづくりを提案する。また、村での生活を始めたい人や困りごとの相談先としても機能すると書いておりますけれども、この事務所の役割としては、観光に特化した中心となるような計画と理解しておりますけれども、そういった兼ね合いはどのようにお考えでしょうか。
議 長	農林観光課長
農林観光課長	そちらのほうのプロジェクトのほうとの調整は行ってありませんが、観光情報ステーション、DMOとしてはちょっとまた別の視点で考えたいと思っております。
議 長	1 番 柳瀬弘光議員
1 番	このプロジェクト委員会にも参加しているところがあってですね、村への波及効

	<p>果はですね、交流人口の増加というところですね、ここの中心の役割と近いところがですね、この観光DMOと近いところの役割をこの交流館が持っているのではないかなと思いますけれど、ここの中心としてDMOを活用する考えはないのでしょうか。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>私のほうの先ほどの答弁の中にありましたように、当初は観光情報ステーションという名称のとおりですね、できれば観光客、消費地と言いますか、そうした施設に近いところの配置を考えております。</p> <p>将来的構想の中にはですね、そうした総合商社的機能を持った観光DMOというふうに移行していくのであればですね、その部門の放射機能と言いますか、そうしたものは、そのプロジェクトの一部に入るかもしれませんが、現時点での答弁といたしましてはですね、情報ステーションの答弁でとどめさせていただきと思います。</p>
議長	1番 柳瀬弘光議員
1番	<p>了解しました。</p> <p>地方創生のこの総合戦略の内容の中にですね、観光入込客数のことが書いてありまして、2007年に90万人をピークとして、2013年には73万人まで減少しているそうです。</p> <p>村長の先ほどの答弁も踏まえてですね、今後の観光に対する取り組みをどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。</p>
議長	村長
村長	<p>村内への入込客、つまり観光につきましては、この村が活性化するためには重要なことだと思っております。</p> <p>したがって、いろんな情報発信をする中で、例えば焼物等におきましてですね、観光客は現在増えているところではないかと、私は判断をしているところであります。</p> <p>そういった中で情報の発信、それから当然、そういった陶器の人たちの頑張りと言いますか、そういったところもあるでしょうし、先ほど光春議員のほうからありましたように、環境整備、そういったところもひっくるめた観光政策と言いますか、入込客を呼ぶような政策というのは、今後も続けていきたいと思いますし、逆に続けなければならないと思っていますところ です。</p>
議長	1番 柳瀬弘光議員
1番	<p>今後の方向性としてはですね、そういう農林業だったりですね、窯業等の体験等も含めてですね、ぜひ、行っていただきたいなど。1泊2日の着地型観光ということですかね、を進めていきたいと思っております。</p> <p>次の質問にまいりたいと思います。</p> <p>官公庁のホームページにですね、日本版DMO候補法人登録制度というのがありますけれども、DMOの設立、それに対して国からの支援等はあるのでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>DMOの設立に関してはですね、国の地方創生交付金があります。</p> <p>また、設立後につきましても、各省庁からの支援策というのがあるみたいなんです。</p>

	で、こういったものも活用できるのではないかと考えております。
議長	1番 柳瀬弘光議員
1番	了解しました。 次の質問に移ります。 訪日外国人のですね、今、インバウンド観光と言われておりますけれども、新たな市場を開拓しますと、また地方総合戦略のほうに書いておりますけれども、村としての考えや対応策等について、お伺いしたいと思います。
議長	村長
村長	村といたしましても、観光パンフレットでは、英語それから中国語のパンフレットを作っておりますし、今回リニューアルをいたしましたホームページにつきましても、英語、中国語、韓国語に対応しております。 今後観光拠点のですね、Wi-Fiの整備やインフォメーション機能、それから二次元バーコードの活用、そういったところで、通訳の臨時的な採用等も含めてですね、やっていきたいと思っておりますし、また、これは余談になりますけれども、地域おこし協力隊で英語が堪能な方もおられますのでですね、そういった方にも今後ご協力をお願いできれば、そういった対応もできるのではないかと考えております。
議長	1番 柳瀬弘光議員
1番	様々な外国語にですね、対応したパンフレット等、またいろいろ検討しているようですけれども、Wi-Fiに関してですね、1カ所当たりの費用とですね、維持費について、お伺いしたいと思います。
議長	企画政策課長
企画政策課長	ちょっと急な話だったのであれですけど、大体4万程度で1カ所機械は買って、通信費が2万程度だったか、ちょっと予算を見れば分かりますけど、それほど1カ所について、通信費を入れて大体6万から7万程度だったと思います。
議長	1番 柳瀬弘光議員
1番	海外からですね、東峰村は電波が悪いところが多いのでですね、ぜひWi-Fiを設置して、フリーWi-Fiをですね、設置していただきたいなと思うんですけども、今後増設する計画等はあるのでしょうか。
議長	企画政策課長
企画政策課長	この2カ所につきましても試験的なものでございますので、もし好評であればですね、伝統産業会館とか親水公園とか付けられるところにはですね、付けていくべきではないかなとは思っております。
議長	1番 柳瀬弘光議員
1番	了解しました。 次の質問に移りたいと思います。 質問に入ります前に、資料の配布をお願いします。
議長	事前に確認しておりますので、これを許可します。 (資料配布)
1番	配布していただいた資料についてですけども、官公庁が出しているですね、日本版DMO形成確立の必要性とですね、日本版DMOの役割、多様な関係者との連携





	( 1 1 時 1 0 分 )
議 長	企画政策課長
企画政策課長	<p>まず、お断りしておかないといけないのは、指定管理全体の管理は企画政策課のほうでしているわけではないので、企画政策課で管理している部分についてを申し上げます。</p> <p>陶の里館ですから道の駅ですかね、指定管理者が株式会社小石原陶の里で26万2,500円。それから、小石原焼伝統産業会館の施設を、小石原焼陶器組合が489万。それから、鼓の里の施設を有限会社鼓の里が、昨年まで120万でございましたけれども、今年度の浄化槽の関係が入ってまいりましたので、29年度につきましては、28年度の途中から変わっておりますけれども、174万5,000円に変更になっております。</p> <p>それから、いぶき館の施設に対しまして、宝珠山ふるさと村547万、ほうしゅ楽舎、同じくふるさと村のほうで232万、それから岩屋キャンプ場、同じくふるさと村で163万、それから棚田親水公園、同じくふるさと村のほうの関係で349万、それからほたる館、宝珠山ほたるを育てる会で、こちらのほうは指定管理をさせていただいておりますけれども、管理料は無料でございます。</p> <p>企画政策課のほうで管理しているのは、以上でございます。</p>
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	喜楽来館の管理運営費ですが、469万9,000円でございます。
議 長	以上ですかね、答弁は以上みたいです。 6 番 梶原文明議員
6 番	<p>関連で質問したわけですが、指定管理料をですね、通告書の中に出している以上は、やっぱりその辺りの関連質問だということで、資料ぐらいは揃えていただきたいと思うんですね。その上で私たちは質問をしているわけですから、その辺りぐらひはちゃんと用意をしておいてください。</p> <p>ライスセンターの指定管理料の件ですが、去年ですかね、28年度に算定の基準を示してあるんですよ。その基準に基づいて、このライスセンターの関係を、金額等を計算してみますとですね、若干違いがあるんですよ。</p> <p>これ28年度の指定管理料の算定の中にはですね、給料手当等は6,200円で書いてあるんですね。このライスセンターの関係は、一番最初は常勤1名と臨時2名で出されていたんですが、3名になって指定管理料がですね、若干他の施設から見ると高いんですよ。その原因をちょっとお聞きしたいなと思って質問をさせていただきますが。</p>
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>指定管理者の管理料の算定につきましては、基本的に料金制を導入する施設は、過去3年間の支出及び収入実績を考慮しつつ算出というようなこと等が趣旨としてあります。</p> <p>それに基づきまして、当初30haのですね、売り上げと言いますか、利用者からの算定をしていきますと、555万円というようなことの算定をしております。</p> <p>この中には冒頭申しましたように、過去3年間という収支の実績というようなことがございましたが、昨年の9月稼働開始ということで、まずは、その試算を村の</p>

	ほうでさせていただいたところ、そうした金額を算定したところであります。
議長 6番	6番 梶原文明議員 今、課長がお答えになった件ですがですね、まず収入、今後の事業展開の中、下の3番目の質問にも入ってってしまうような形になりますが、この収入の金額のですね、例えば受託作業ですか、それとか育苗、この辺りはこんなもんでいいんですか。通常ですね、育苗関係を550箱、これは2町5反分しかないんですよ、苗箱にすれば。それぐらいしかライスセンターは働かないということにしか、私は取らないんですよ。こんな箱数を出してたらですね。 通常個人でやられる方でも2,000箱はやりますよ。こんな少ない箱数をですね、その中に出してくる、ど素人もいいとこじゃないですか、これ、はっきり言って。その辺どうですか。
議長	農林観光課長
農林観光課長	農事組合法人の東峰村農業生産法人のほうからの資料を基にですね、算定をしておるところでございます。 ご指摘のとおり550箱という、農業なり稲作をされてらっしゃる方にはですね、これはもう非常に少ない金額というふうに、印象として思われると思われま。確認のためですが、今2.5haというもので、大体10a、1反当たり20枚から25枚、23枚程度のほうから計算しますと、550箱は2町と少しというような形になるかと思えます。 本来であれば、やはり2,000箱なり、それ以上ですね、営業と申しますが、そうした売り上げを目指すところだと思います。 昨年の9月、10月のライスセンター稼働以降に、組合員というか農事組合のですね、出資者等にですね、意向調査を行ったところの結果から、こういう数字が算定されてあろうかと思えます。 個人的にはやはりちょっと少ない数字かなというふうに、感覚としては思いません。
議長 6番	6番 梶原文明議員 まずですね、課長が今答えたように、最初予約というか、そういう形を取ったんでしょうけど、それにしてもですね、550箱ぐらいだったら、もうはっきり言って、少ないほうがいいですね。収益性はほとんどないです。このぐらいの数量では。ですから、それやったら、この育苗関係はやめたほうがいいと思えますよ。機械から買ってするんだったらですね。少ないほうがいいと、私は判断します。 それから、受託作業の中でこの174万近くあがっていますよね、予定として収入が。 ということはですよ、本当は育苗、苗までするというのが前提じゃないんですか。その辺りはどう考えます。
議長	農林観光課長
農林観光課長	こちら法人から出てきた資料を基にしておりますが、こちらにつきましては、田植えそれから耕起、トラクターによる、それからコンバイン等の稲刈りによりますものを、やはりこちら意向調査を行ったところですね、実際、現実に近いところですね、出してきております。

	<p>ただ、昨年の籾摺り、乾燥、こちらのですね、意向調査の結果、8月時点ではですね、大体30ha だろうといったところでしたが、9月、10月の実績を見ますと、50ha 近くのですね、委託売りが上がったということでございます。</p> <p>やはり高齢農家の増加等に伴いまして、やはり農作業の省能力化が自然とですね、移行していくのかなという見込みをもってですね、試算としてはこういうふうな意向調査の結果だと思っておりますが、これから伸びてくるというふうには思っております。</p>
議長	6番 梶原文明議員
6番	<p>収入の件をいつまでもガタガタ言ってもしょうがないことですので、次の質問に入りますが。</p> <p>この出資をしていただいた方に出資証券というか証書は、発行はされる予定はありますか。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	こちらにつきましては、証書を発行するかしないかは、農事組合法人の対応というようなことになるかと思っておりますので、村としての見解は特にございません。
議長	6番 梶原文明議員
6番	<p>証書については農事組合のほうで考えるということで、それは了解します。</p> <p>次ですが、今後のライスセンターの職員が現在3名でやられてますよね。その人たちがですね、指定管理料の問題で、中でやっぱりこのまま続いていくと、村は2,400万ぐらいの指定管理料に、プラス555万足さなくちゃいけませんから、3,000万近い指定管理料を払っていくという形に、毎年なると思うんですよね。</p> <p>どこの市町村でもやっぱり指定管理料は払ってはいますよ。ただ、やっぱりそこ、そこのですね、経営努力、これをやっぱりやっていっていただかないとですね、村は非常にこれは厳しい状況になると、私は思うんですよ。</p> <p>今、朝倉市のほうのやつをちょっと調べてみるとですね、施設にもよりますけど、売りが上がっているところは、指定管理料が下がっていています。</p> <p>そういう施設がやっぱり東峰村の中にもあるべきだと私は思うんですけど、現在見よったら、道の駅の分ぐらいしか、あんまり少ない金額はなくて、どんどんなんか後から出てくるライスセンターとか、こんな555万とかですね、金額が出てくるのは、やっぱり財政が大丈夫だろかと、そこ辺を考えてしまうもんですから、この管理料の問題を私は出したんですよね。</p> <p>今後の事業展開をですね、米の販売とか農作業の受託とか苗を作るとか、そういったのが出ておりますけど、やはりこの事業展開をですね、村内だけにとどまるんじゃなくて、やっぱり村外もですね、当然されていいと思うんですよ。現に小石原地区は3反ぐらいから作ってある方たちは、添田のほうから苗が来ているんですよ。値段まで言ってもいいでしょうけど、700円ぐらいで出してあります。</p> <p>そういった形ですね、やっぱり事業展開をもう少しですね、村内だけじゃなくて、村外もやっぱり、こうやってライスセンターをやってますと。だから、育苗と受委託と、そういうのをされる方はお願いしますとかいう、そういった農家への発信をですね、していただきたいと思うんですが、その辺りどうですか。</p>

議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>今現在月に1回程度、法人の役員会が開催されておりまして、そちらに私と課長補佐とが役員会にオブザーバーとして参加させていただいております。</p> <p>その季節ごとの収支報告、月に監査がっておりますので、その報告も一緒にお受けしておるところでございます。</p> <p>やはりご指摘のとおり、経営を自立していくため、それから経営努力を図っていただいておりますね、1円でも多く稼ぎ、1円でも少なく支出をしていくという民間のですね、当然農事組合法人ですから、民間ですので、そうした感覚をですね、やはりもう少しシビアにご検討いただきたいということが本音でございます。</p> <p>やはり指定管理料を少なく、そして営業を多く上げていただくというところで、オブザーバーながらですね、発言をさせていただく機会もいただいております。</p> <p>やはり今後農業従事者の高齢化が顕著になってきておりますし、比例して耕作放棄地、耕作困難な農家が加速的にですね、増大していくというようなところがございますので、営業なり東峰村の農業を担っていただく法人としてですね、活躍いただきたいというふうに思っております。</p>
議 長	6 番 梶原文明議員
6 番	<p>作業の受託に関して、1つだけ付け加えさせていただくならば、現在JAがやっていますヘリの防除、こういうのもどうですかね、ライスセンターのほうでされてもいいんじゃないでしょうか。その辺りでもやっぱり収入が見込んでくれると思うのでね、その辺りをぜひ検討していただきたいと思うんですが。</p>
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>ヘリ防除につきましては、当然設備それからオペレーターの養成、資格等ですね、それからやはり7月、8月等のですね、拘束される、若しくはその労働に充てられる時間というようなことがございます。</p> <p>そうしたところも役員会、法人のほうにですね、お話はさせていただこうかと思っております。</p>
議 長	6 番 梶原文明議員
6 番	<p>1番目の質問を終わりました、次の質問に入らせていただきますが、これは村長にお聞きをすることになります。</p> <p>まず、29年度の職員採用は何名でしょうか。</p> <p>その中で、一般職としての採用を見込んであるのかをお聞きします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>29年度の職員の採用はですね、3名でございます。それで、一般職でございます。</p>
議 長	6 番 梶原文明議員
6 番	<p>今、村長から回答がありました、近隣の市町村ではですね、やっぱり職員採用に関しては、一般職でほとんど採っておりますよね。</p> <p>以前のことでありますから仕方のないことかもしれませんが、現業職で採ってあった、前はそういう形であったんでしょうけど。今後は一般職という形で採っていくということで考えていいんですね。</p>

議 長	村長
村 長	<p>以前は現業職というあれがありましたけど、今は嘱託という形ですね、名前が変わっているといいますが、そういった形では役場のほうに勤めてさせてもらっております。</p>
議 長	6 番 梶原文明議員
6 番	<p>今後はもう一般職という形になるんですね。</p> <p>それはもうよろしいですが、次の質問ですね、採用される職員ですね、村内住居条件にすることができないのでしょうかという質問ですが、これはですね、平成27年でしたか、大野城市の職員採用に、市内に住居を構えることを条件に4名の方が採用をされたということです。</p> <p>定住はですね、東峰村の衰退を防ぎ活性化が期待されると思いますが、村長としてどう考えますか、村に残ればですね、やっぱり住民として増えますし、家族もできましょし、そうすればやっぱり活性化になるんじゃないかなと、私自身は思うんですが、その辺り、村長としてどう考えますか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>議員のおっしゃるとおりでございます。</p> <p>村内で雇えばですね、人口減少対策にもなりますし、また、その地域の活性化も図れるかと思っております。</p> <p>そういった中で、これは職員採用、一般的に公募でやっておりますので、村内の方がすべて採用されるかと言いますと、その辺りはいろいろ、例えば試験問題とかですね、成績ですか、成績とか面接とか、そういった過程を踏まえて、一応職員の採用をするということになっておりますので、特段村内の方を優先的という考え方はですね、基本的には取れないのかなと思っております。</p>
議 長	6 番 梶原文明議員
6 番	<p>村長の考えは行政としての考えですから、確かにそうかもしれませんが。</p> <p>次の3番の質問の中にですね、村内は非常に高齢化は、先ほど同僚議員が言うように、もうどんどん進んできているんですね。これが進めば、当然集落に若い人がいなくなるわけですね。</p> <p>現実今、わが鶴地区にもですね、若者がいるところと言ったら、焼物を作るところ、陶器を生業としてやっているところだけしかないんですよ、はっきり言って。そういう地区がですね、増えてくると私は予想するんですよ。</p> <p>だから、空き家対策も含めた中で、新規採用される職員の村内居住をですね、していく方向性を考えたらどうだろうかと、私は思うんですが、村長どうですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>議員の考え方とですね、同感であります。</p> <p>しかしながらですね、これは面接のときにはですね、必ず村内に来て下さいよと、村外の人であればですよ、そういったところは申し上げさせていただいております。</p> <p>しかし、現実的な問題といたしまして、空き家がですね、議員ご承知のように、なかなかやはり住める空き家というのがない、というのが大きな原因の1つでもあります。</p>

	<p>そのためにじゃあ、村のほうがですね、空き家の修理等までやるのかどうかというのが、1つ問題でもあるかと思います。</p> <p>それともう1点は、もう3人ほどの高齢者の方から言われておるんですけども、借家に入って、一応期限を切られて退去してくださいと言われていたらしいんですけども、そういった人たちが行くところがないんですね。</p> <p>したがって、空き家はたくさんありまして、なかなか貸してもらえないとか、そういったことでありますと、当然また、その対策として、村としても何とかですね、例えばまた移住・定住住宅みたいな、独身寮みたいなをつくれれば、非常に効率的になるのかなとは思っております。</p> <p>空き家はありまして、なかなかその活用というのが、難しいというのが現状でありまして、それと職員を村の中に住んでくれよと言いましても、そういった住む場所がないというのも1つのネックであります。</p>
議長	6番 梶原文明議員
6番	<p>今、村長からお答えがありましたけれども、空き家も当然そういった対象になりましょうが、今度上町住宅ができますよね。そういったところにもですね、住んでいけるとでしょう、今度は。</p> <p>だから、そういうのもですね、職員採用に関して、当然、採用される人たちには伝えるべきじゃないかなと思うんですよ。</p> <p>そうすれば、村に住んでいただくということになればですね、小石原地区のほうは陶器でしか、あとは農業ぐらいしかありませんからですね、そういった人たちがその小石原中心部にいらっしゃるということはですね、非常に良いことになるかなとは思いますが、村長も答えたようにですね、空き家等だけじゃなかなか難しい。かといって空き家はどんどん増えてきます。これから。</p> <p>ですから、空き家として貸していただける仲介役にですね、村がなっていたらどうか、そういう考えはありませんか。</p>
議長	村長
村長	<p>当然それはですね、空き家バンク制度を作らせていただいて、それで、昨日のあいさつの中でも述べさせていただきましたように、そういった形で11人が来るというのは、もう確定をしております。</p> <p>鶴のほうにもですね、空き家バンクに登録したところですね、来るようになっております。</p> <p>あと上町団地ですけども、これはやはり公営住宅法という法律に基づいてやっていますから、どうしても言い方は悪いんですが、低所得の方とかですね、今回の場合はそういう形で建ててるんで、そういった条件とか、いろんな入れる条件のランク付けというのがありますので、そういったところもですね、非常に難しいというところもあります。</p> <p>しかしながら、空いている住宅があればですね、そういったところにもぜひ入っていただきたいなと思っております。</p>
議長	6番 梶原文明議員
6番	<p>今、村長からお答えがありました移住される方は、鶴地区に1人帰って来るわけですが、これは鶴地区に、生まれたときはそこにいらっしゃった方ですね。その</p>

	<p>方がたまたま近辺に帰って来るということです。それは大いに歓迎をするところがありますので、とてもいいことだと思います。</p> <p>次の質問に入らせていただきますが、最後の質問になりますが、これは非常に回答がですね、村長として、言葉遣いに特に気を付けて、私も気を付けて言いますが、</p> <p>村内に居住されている職員さん、この方々は地区の行事とか、そういったのには当然参加をしますし、緊急時にも当然対応がされると思うんですが、村外に居住をされている方、そういった職員さんとはですね、私は差があるんじゃないかなと。言葉はちょっとこれは適当ではないかもしれませんが、差があるんじゃないかなと、私自身は感じるんですが。村長、どうですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>定かではありませんけれども、この前確認をしたところ、村外から職員として通っている方が16名だったと思います。おられます。</p> <p>村のですね、行事等につきましては、それぞれやはり日曜日であっても来ていただいて、参加をさせていただいております。</p> <p>しかしながら、今、議員が申されますように、緊急時の場合はどうなんだというところが、一番の問題じゃないかと思っております。</p> <p>当然、緊急時の場合はですね、近くで杷木とか、それから遠いところでは久留米というところから通ってきておりますので、当然時間ですね、ロスというのは、村内と比べて大きいかと思っております。</p> <p>しかしながら、議員もご承知のように、この件につきましては強制的なところがありませんのでですね、たいへん苦慮するところでもありますけれども、やはり職員の意識を村内に住んでというような、意識をですね、職員の方がさらに持っていたくと、非常に村としても、過疎、少子・高齢化の中ではありがたいことだなと思うんですが、現実的にそうってないというのが現状であります。</p>
議 長	6 番 梶原文明議員
6 番	<p>非常に村長も苦しい答弁になっていますが、2番目の質問ですが、今後職員をですね、例えば、村外からの人たちがばかりになったと仮定した場合ですよ、緊急時の対応、災害、消防出動、地域の催事等もありましようけど、こういうのに非常に支障が出てくるだろうと、私は思うんですよ。</p> <p>特にやっぱり消防関係、災害関係は、結局職員の人たちが消防団とかそういった方にも指令的なもので出していけると思うんですが、これが村外が多くなってきたとき、どういうふうに対応されますか、その辺は私が一番危惧するところなんですよ。</p> <p>杷木でもですね、おそらく消防じゃ間に合わないですね。朝倉市、久留米市といったら絶対無理ですよ。</p> <p>職員採用に関しては、そういうことをですね、村長やっぱり、今から特に考慮しないと間に合わないとは思うんですが、その辺りどうですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>最近の採用者に対してはですね、村外からというのは2人でございますので、他の方についてはですね、村内に住んでいただいているということになっております。</p>

	<p>しかし問題はですね、その後なんですね。</p> <p>村内の方がやっぱり結婚されますと村外に出て行く、これが一番問題なんですよ、はっきり言いますと。そういった人たちを何と言いますか、村のほうから制約がかけられないというのが状況でありまして、そういったところにつきましては、先ほど議員が言いますように、緊急時の場合、本当にどうするのという問題がですね、これはやはり職員の方々ですね、十分その辺りは考えていただいて、しかも結婚をされて行くということになりますと、やっぱり子どもさんもおられますから、さらに少子・高齢化に拍車がかかるということはもう、十分本人たちも分かっていることだと思いますけれども、いずれにいたしましても、そういったところには強制力もないし、職員の皆様をお願いをするしかないなというところが、現状だということです。</p>
議 長	6 番 梶原文明議員
6 番	<p>非常に聞き苦しい、回答し、私も言うのも非常にというところがあるんですが、最後の質問に入りますがですね。</p> <p>もうはっきり言うそうですね、これは職員の人たちの思いだろうと思うんですよ。村外に住んでですよ、通勤手当を貰って勤めてですね、仕事が終われば、結局他町村に帰るわけですよ。何の拘束も受けないんですよ。もう久留米あたりなんて言ったら、当然呼んでも来ませんからね。</p> <p>だから、村内に定住してある職員の人たちと村外の人たちですね、逆転した考え、要するに災害時とか、そういうときにですね、村外の人たちが来て、災害に間に合うかどうか、1回やってみたらどうですか。</p> <p>極端な言い方もかもしれませんがね、やっぱりそういうこともシミュレーションの中でやる必要性は、私はあると思うんですよ。</p> <p>じゃないとですね、おそらく火事、災害すべて村内におる人たちがやらなくちゃいけない、職員がですね、これはやっぱりかわいそうですよ、はっきり言って。</p> <p>どう村外の人が私に文句言うか分かりませんが、当然やっぱり批判はあるだろうと思います。</p> <p>だけどやっぱり、言いたくなくても言わなくちゃならないことが、やっぱりあるわけですよ。その辺を理解していただいてですね、やっぱり村外の職員さんはいつもそういった気持ちをですね、心に備えていただいてですね、村内の人にはたいへん申し訳ないと。そういう気持ちを持っていただいてするのであれば、少しは救われるかもしれませんが、今の状態を見るとですね、そうはないと私は思います。</p> <p>村長はどういうふうに考えますか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>確認をさせていただきたいんですが、村の行事とかですね、そういったもの、それから消防団の夜警、そういったところまではですね、村外から来られている職員さんですね、来て、やっぱりちゃんと仕事はやってもらっております。</p> <p>問題は、今、議員が言われますように、緊急時の場合が問題であるということですので、繰り返しになりますが、やはり職員の方ですね、そういった何と言いますか、義務までは、ちょっと言葉があれでしょうけど、気持ちですね、そういったところに、やっぱりお願いをするしかないのかなと思っております。</p>



議 長	6 番 梶原文明議員
6 番	もう総括しかありませんけどですね、やっぱりそういった気持ちを持ってですね、やっぱり東峰村の職員であるという意識をもってですね、やはり仕事に励んでいただいて、村の住民のために働くんですから、何もですね、よその市町村のために働いてもらっても、何もならないのですよね、その辺りをしっかりと認識をしていただいて、私の質問を終わります。
休 憩	
議 長	13時まで休憩します。  (11時47分)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、再開します。  (13時00分)
議 長	7 番 高倉寛視議員の質問を許可します。 7 番 高倉寛視議員
7 番	私は、地方創生について、質問をさせていただきます。 これは、かなりの数がありますので、今年度予算、今までの予算で、非常に高額なものだけちょっといくつか取り上げたいと思います。 1 番のですね、地方創生事業として取り組んでいるという、これは先日説明を受けましたので、この質問は省きます。 2 番に行きたいと思います。 非常にですね、44項目やったですかね、非常にたくさんの事業として取り上げております。でも補助金があるから、補助金目当ての事業というような感じが、私はしてあるのでございますが、まず、この中でちょっと拾い上げてみたいと思います。 見てみたい車窓づくり事業917万4,000円、ほっとする里山づくり事業917万4,000円、施設機械リース事業1,258万円、イッピンプロジェクト事業、27年度が2,200万円、28年度7,000万円、計9,200万円、トーキコーディネーター育成事業、28年度974万3,000円、29年度予算5,520万円、計でですね、この中の一般財源だけで3,512万5,000円、非常に高額、約半分が一般財源ということになっております。 こういったことをですね、イッピンプロジェクトとかトーキコーディネーターとか立ち上げるというようなことで、やってはおるようでございますが、本当にこれが1年、2年でできるものなのか、それをまず伺いたいと思います。今どのような進捗状況であるのかを伺いたいと思います。
議 長	農林観光課長
農林観光課長	農林観光課の所管といたしましては、イッピンプロジェクトそれからトーキコーディネーター育成事業というようなことになります。 イッピンプロジェクトにおきましては、27年度の繰越金2,200万円、それから28年度の推進交付金として1,000万円、それから拠点整備6,000万円、これは繰り越しということになります。 まずはイッピンプロジェクトからです。

	<p>このイッピンプロジェクトにおきましては、資源調査それからマーケティング調査、それから特産品ですね、それから福岡都市部での販売、それから商品開発のためのサンプルを10品、この中で農林業振興大会におきまして試食会、これ、ほぼ最終的な形ですけど。</p> <p>それから施設のですね、整備をしていきますので、その適地調査ですね、できれば製造したところで販売、若しくは試食なり食事ができるような形のイートインだとか、そうしたものを含めての調査を進めております。</p> <p>今月末には成果品として上がりまして、4月の初めにはもう実績報告という形になりますので、そうしたもの、調査したものが上がってくるということになります。ちょっと手短かにいきたいと思います。</p> <p>もう1つ、トーキコーディネーター育成事業ということで、こちらの生産販売等の基礎データの把握、それから各窯元、組合だけですと44窯元になります。</p> <p>期間が短こうございますが、半分のサンプルを採ればですね、その意向なり大体状況、それから商社立ち上げに向けてのですね、ヒアリングが可能かと思えます。</p> <p>それから、業界団体等へのヒアリング、これは、全国陶磁器新聞、新聞社ですね、それから協議会、それからコーディネーター、実際工芸品等の産地で活躍されてあるコーディネーターへのヒアリング、それから先進事例といたしまして、茨城県の笠間焼、こちらと結城紬、それから真壁石灯籠のですね、そこで総合商社を立ち上げようという協議が進められております。</p> <p>こうした調査等を含めて、こちらも3月末に成果品が上がるという状況になっております。</p>
議長	企画政策課長
企画政策課長	<p>このほっとする里山づくり事業と、先ほど出た見てみたい車窓づくり事業につきましては、これは同じ事業と言いますか、予算の枠組み的には7款2項6目の美しい村づくり事業となっております。</p> <p>内容につきましては、先ほど一般質問でご質問がありましたJR関係の沿線の整備と言いますか、支障木の伐採あるいは岩屋神社における支障木の伐採等を含んでいるところでございます。</p> <p>昨年の実績としてはですね、ほっとする里山づくりのほうで言えば、昨年度と言いますか、今、28年度中の話ですけれども、竹の福祉館からずっと川のところで、ずっと上がっていく釜割橋のところまでで、1,000㎡の支障木を伐採しております。</p> <p>それから、百年の森のところにつきましては2,200㎡、合わせて3,200㎡程度のそういった支障木等の伐採をしているところです。</p> <p>見てみたい車窓づくりにつきましては、29年度に行うようにしておりますので、こちらについては、まだ実績はございません。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>では、個別に聞きたいと思います。</p> <p>今、企画政策課が言われました、見てみたい車窓づくりとほっとする里山づくり、JR近辺の伐採をしたということでございます。</p> <p>これはもう以前から、それこそ梶原光春議員が岩屋周辺はかなり言って、いろいろ</p>

	<p>る今までしてきたと思います。</p> <p>これ観光客が本当に増えているのか、そのところは調査とかしています。それを聞きたいですけど。</p>
議長	企画政策課長
企画政策課長	<p>どのようにその指標と言いますか、事業の効果を見るかというのは、非常に難しい状況がありますけれども。</p> <p>毎年観光入込客の調査をやっているのが、年に1回出ておりますので、公表される指標としては、それぐらいしかないのかなと思っております。</p> <p>見た感じ増えたねとかいうあれは、もしかするとあるかもしれないんですけども、具体的に数字になって出てくるのは、その入込客調べぐらいかなと思っております。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>これは予算のときにまた質問したいと思います。</p> <p>先ほど農林課長が言われましたように、この施設機械等リース事業というのは、これは農林課ですよ。このことについては、何も言われなかったようですけど、これはライスセンターのことですかね。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>先ほど説明させていただきましたのは、現在補助金を受けて進めている事業のみを説明させていただきました。</p> <p>ただ今ご質問の、農業機械のですね、リース関係につきましては、施設機械等リース事業でございますが、29年度から取り組みたいというものでございます。</p> <p>いまのところ補助金というものはございませんので、ちょっとすみません、財源はあれですけども、トラクターそれから田植え機とコンバイン等を購入いたしました、これをリースというようなことでございます。</p> <p>これはライスセンターで、直営で行う受委託のものと、それから新規就農者等への貸し出しというようなことも重複した機能をもった形で、設備購入というようなことになるかと思っております。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>分かりました。</p> <p>次はイッピンプロジェクトにいかせていただきます。</p> <p>先ほど、試作品とかもなかなかできておるということでございますけれども、この後確か工場というか、生産をするところをつくるようなこと、なんか美星保育所の小学校跡地か何か知らんけど、そこにつくるようなことを聞いておりますけれども、これも、どの事業等も一緒なんですけど、本当に誰がしていくのか、どこが事業を続けていくのかというのが、一番やはり将来的に問題があると思うんですけども、また、これも法人とか、そういうふうな形になって事業をしていくつもりなんですか。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>ただ今具体的に名称が出ました宝珠山小学校跡地のですね、給食室の一角も最重要と申しますか有力施設ということで、施設の設置の適地調査を今進めております。</p>

	<p>やはり宝珠山駅、失礼しました宝珠山駅もそうですが、岩屋駅周辺、それから親水公園、それから宝珠山小学校跡地等、いくつか候補選定しながら進めております。</p> <p>こちらにつきましての運営母体でございますが、ヒアリング等を行いまして、既存の団体、組織、例えばＪＡ、例えばふるさと村あるいは有志のグループということで、今、まだ確定はしておりません。非常にデリケートなところでございますので、今、委員会等で話し合いを進めております。</p> <p>ただ、これがイッピンと言いますが、商品としては１０品の生産を最終的に目標と、ＫＰＩとしてですね、おります。</p> <p>これが施設だけで生産するもの、それからあと現在生産加工していらっしゃる事業者、若しくは個人の方でも共同で使えるような施設にならないかという検討も、併せてしておるところであります。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>では、トーキコーディネーター育成事業のほうに入らせていただきます。</p> <p>これに書いてあるとおりですね、地域商社を立ち上げるというふうなことでございます。地域商社というものは、どういうものを聞きたいと思うんですけど。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>商社と申しますのは、現況から申しますと、ご存じのように、小石原焼、高取焼は今個人販売、直接デパート若しくは販売店、若しくは飲食店の食器等に販売されております。直接販売。</p> <p>一部卸しという業種の方にですね、出して、そこから販売をするという形態も一部はあるようでございます。</p> <p>ただ、国内の産地、美濃焼とか例えば益子焼さん、ほとんどのところが商社というものが入りまして、そこが販売を手掛けておると。一部はデザイナーといわれる器のデザインをしながらですね、するというデザイナーを入れているところもあります。</p> <p>今回はそうした全体的な生産、デザイン、流通、販売までを検討した中で、商社の設立を考えていこうというものであります。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>商社というのがよく分からなかったんですけどね、それはおいおい聞いていきたいと思えます。</p> <p>この事業内容の予算のことは、本当は委員会で聞くべきかと思えますけど、ちょっとこれ金額があまりにも大きいので、ちょっとここで1回聞いておきたいと思えます。</p> <p>この委託料、28年、今年度が936万、29年度予算が3,100万、それと賃金、29年度予算で1,000万。</p> <p>まず賃金は、これは1人ですか、2人ですか、3人ですか。</p> <p>それと委託料、これほどの金額を何に使うのかを教えてください。どういうふうな委託をして、これだけの金額になるのかを。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>まず、お尋ねの1,000万の賃金ですね、こちららは先ほど説明漏れましたが、コーディネーターという業種の方を中心としてですね、これは計画書、いわゆるト</p>

	<p>ーキコーディネーターという事業を行うときに、3カ年で行うときの最初の事業計画を総務省に上げる段階です。初年度は事業に対していくら、2年目はこういうものということで、計画に基づいてですね、予算計上させていただいております。</p> <p>このコーディネーターの1,000万円、これは、コーディネーターといわれる方と、あと他にですね、1名ないし2名の、これは特別な業種ではなくですね、商社設立に向けての社員候補生と申しますか、そうしたイメージを持っていただきたいと思います。</p> <p>このコーディネーターと言いますのは、いろんな産地、工芸品に限らずですね、装飾品、着るものなどがですね、いろんな売れるものの全体的なニーズ、傾向を捉えて、こうしたデザイナーを使って、こうした器を生産すれば販売できると。販売先の流通は、こうした経路がどうだろうかというものを、全体的にコーディネートする方でございます。</p> <p>あと3,100万円の委託料につきましては、地域商社の事業計画の策定を行うために、策定委託料ですね、事業計画、平成30年度中に開業設立するとかの委託料、それから商社の施設改修費、備品購入それからリース料などがですね、そういったものを含めております。</p> <p>それからあと、これちょっと漠然とした話で申し訳ないんですが、観光客を呼び込むためのプロモーションですね、の経費等に充てるということの委託料でございます。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>ちょっと今のところでですね、施設改修費にということがありました。</p> <p>この下のほうに、工事請負費というのが1,000万ありますよね。じゃあ、この工事請負費という1,000万は、これは何を予定しているんですか。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>先ほどの説明は3,100万に限った説明ではございませんでした。内訳の話ではございません。</p> <p>施設改修費の1,000万、これは村内にあります遊休施設を改修して、商社の事務所としてはどうかというところで書いております。</p> <p>3,100万の内訳ではございませんが、先ほどの策定料、それから見本市開設準備などがですね、それから、いわゆるホームページ情報のポータルサイトの作成・運営などが、それからプロジェクト委員会の運営、そうしたものをすべてをですね、3,100万の中から出すという形でございます。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>予算のことは予算委員会のほうで、またお聞きしたいと思います。</p> <p>これからちょっと村長にお伺いします。</p> <p>非常に多くの事業に手を出しておられるようでございます。確かに補助金があるからということでございますけれども、半分は自主財源で賄わなければいけないということでもございます。</p> <p>何も計画は後回しでですね、補助金があるからとりあえず申し込みをしておこうと、私はそういうふうな考えに映るんですけど、それが将来の村のために、村民のためになるのか、どのように考えておられるのかをお伺いしたいと思います。</p>

議 長	村長
村 長	<p>まず、こういった事業につきましては、議員の皆さんからご議決をいただきました東峰村まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいた事業を遂行しているということでございます。</p> <p>推進交付金についてはですね、現在3事業に取り組んでおります。国から1団体4事業までとなっておりますので、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく事業実施の期間はご存じのとおり、31年までの5年間となっております。29年度は既に3年目となりますので、スピード感をもって事業を行っているところであります。</p> <p>本村では、少子・高齢化により毎年50人ほどの人口減少が続いております。このような現状を前にして、私は、10年後の東峰村を想像することすら恐ろしくなっております。この村で今起きていることから目をそらすことなく、どうしたらこの地域が生き残れるかを真剣に考え、実施に移すことが何よりも大事であると考えます。</p> <p>この地方創生事業の本質は、頑張る地域しか生き残れないというものであり、本村にとって正念場であると考えております。緊張感をもって計画した事業の実施を、今後も進めてまいりたいと思っております。</p>
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>スピード感をもってということでございますけれども、イッピンプロジェクトでもそうです。トーキコーディネーター育成事業の地域商社のことでもそうです。</p> <p>これですね、将来的に補助金が来なくなったら自主財源でやっていくわけですよ、当然。</p> <p>そういったときに、本当にこれが確かに、職員さんたち頑張っておるのかもしれないけれども、本当に10年先、20年先事業として残っているのかというのが、ちょっと私は疑問に残るわけですよ。本当にそれが残っておけば、後になって、本当にあのときはよう頑張ったなと言えますけれども、これ10年後、20年後にいつの間にか立ち消えしていたと。また補助金だより、先ほども一緒に何ですかね、村の財政をどんどん、どんどんつぎ込まなならんというふうなことになる、また困るわけですよ。</p> <p>ですから、確かに事業を行うことは大事だと思います。でも、本当にこれが村長として、10年後、20年後に大事なものであるか、そのように考えておるのかを、ちょっとお伺いしたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>繰り返しとなりますけれども、この東峰村まち・ひと・しごと創生総合戦略、この戦略につきましてはですね、議員の代表も入っていただき、そして練り上げたものでございます。その総合戦略に基づいて、この村の、先ほど言いましたように、活性化を図っていき、生き残れる村づくりをやっていこうというのが、この総合戦略でございます。</p> <p>これまでも多くの事業につきましてはですね、補助金とか起債で対応してまいっております。これからの事業につきましても、うまく補助金等を使ってですね、なるべく一般財源を使わないように、事業の推進を図ってまいりたいと考えております。</p>

	<p>す</p> <p>問題は、今、議員がおっしゃるように、事業完成後の運営コストの問題であろうと思います。創生事業の段階で事業実施を行っている事業につきましては、これまでの補助金移譲の申請段階によって、自走ができる仕組みが求められております。また、そのような可能性の高い事業申請が、言い換えますと、採択をされているということと考えております。</p> <p>本村におきましても、この辺りを十分検討しながらですね、事業の推進に努めてまいりたいと考えております。</p>
議 長	7 番 高倉寛視議員
7 番	<p>本当にですね、10年後、20年後が、村の財政を圧迫しないような事業になればいいと、私は考えております。</p> <p>ですから行政側にはですね、本当に慎重に考えて、何もかも手を出すんじゃなくて、慎重に考えてやっていただきたいと思います。</p> <p>次の質問に入りたいと思います。</p> <p>宝珠山小学校の工場誘致のことでございます。</p> <p>先月の22日の臨時会で、住民団体が提出された植物工場誘致の中止を求める請願書が採択されました。また、同僚議員が提出した旧宝珠山小学校の水耕栽培企業誘致計画の中止を求める決議も可決されました。同じ趣旨の請願書、決議なので、非常に重みがあるものと考えております。</p> <p>私たち議員はですね、村民の意思を代表するものであります。ですから、今回の議決はですね、村民の気持ちとして、この事実を重く受け止め、議会の意思、村民の意思を尊重し、企業誘致を中止する決断をするべきだと私は考えております。</p> <p>もし、この決議を無視して、今までどおり企業誘致を進めるならば、議会制民主主義を否定することになると思います。あなたはですね、議会制民主主義が分からない村長だということにもなります。</p> <p>そうすると村長にとっても、東峰村にとっても非常に不名誉なことだと思っております。</p> <p>既にですね、2月の22日の議決から2週間が過ぎました。企業誘致をどのようにするのか、お聞きしたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>企業の提案ではですね、水耕栽培の企業の提案では、本村の財政的な負担がなく、3年計画でですね、2億から3億円あまりの投資をしていただく内容でした。</p> <p>しかも、仮に企業経営がうまくいかなかった場合でも、校舎の原状回復と雇用者のグループ内への再雇用の斡旋まで提案をしていただいております。</p> <p>東峰村のような過疎地に、このような好条件で企業進出をしていただくことは、なかなかないことであり、このような機会を逃すようなことがあれば、今後の人口減少や地域の活性化は難しいと言わざるを得ません。</p> <p>また、水耕栽培事業の中止を求める請願に反対、つまり水耕栽培に賛成された方と反対された方ということなんですけれども、請願に反対された議員は、むしろ旧宝珠山小学校区の議員の皆さんが多く、私としては、今回の請願は、本当にこの地域の住民の皆さん全体の民意であったかどうかというのを考えております。</p>

	<p>幸いにして提案企業からのご理解もいただき、もう少し判断を延ばすことができそうありますので、本件については一旦保留としておりますが、提案企業のほうからの新しい動きがあればですね、協議を再開し、最終的には村民の皆様のご理解、それから議員の皆さんの理解で、企業の誘致を実現させてまいりたいと考えております。</p>
議 長	7 番 高倉寛視議員
7 番	<p>ということは結論として、一旦保留して、再度検討するということでよろしいんですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>先ほども申しましたように、もう少しですね、企業のほうも時間的余裕がありそうありますので、この件につきましては、今は保留としておりますが、企業のほうからのまた提案等があればですね、これは、再度協議を再開していきたいと思っております。</p>
議 長	7 番 高倉寛視議員
7 番	<p>ちょっと分からないんです。どうして検討する必要があるんですか。もう結果は出てるんですよ。</p> <p>先ほどあなたは言いましたね。全議員が賛成ではなかったと。4人の方は手を挙げなかった。宝珠山地区の人だったから賛成だったんだろうというふうな考えでしょうけれども、この議決の重みということは、あなたは分かってます？</p> <p>議会制民主主義というのは、議決で決まるものですよ。たとえ1票差であっても選挙は勝ちですよ。そんなことぐらい分かるでしょう。それをよくこういうことで、そんなこと言いますね。すべて1票差であろうと何であろうと決まるんですよ、議会制民主主義というのは。それが日本なんですよ。</p> <p>議会の決議をですね、村民の意思だと、私は先ほど言いました。議会も、議会、何人かは反対しましたので、我々も村民も一時中断など望んでいませんね。望んでいるのは即時中止なんですよ。</p> <p>村長は議会制民主主義が分からない人ですか。そのところをちょっと教えてください。</p>
議 長	村長
村 長	<p>高倉議員が議会制民主主義と申しておりますけれども、皆さん、そういったことは理解をされているところじゃないかと思っております。</p> <p>いずれにいたしましてもこの件につきましては、村長ですね、執行権の範囲内であるということですので、議員の皆様が反対が、敢えて言わせていただくと、小石原の地区の議員の方、それから宝珠山の議員も1人入っておりますけれども、先ほど言いました宝珠山校区ですね、から選出されています議員の皆さん方におかれましては、反対をされておりますので、この辺りの溝というのはですね、やはり地区の皆さん方がどう本当に判断をしているのか、そういったところは私としてもつかんでですね、最終的な判断等はさせていただきたいと思っております。</p>
議 長	7 番 高倉寛視議員
7 番	<p>村長は先ほどからですね、小石原地区方面が賛成をして、宝珠山ははっきり言っ</p>



	<p>て旧宝珠山の人ですね、地元と。そういうことを言ってますけど、あそこは東峰村の財産なんです。そこのところをよく考えてください。分かってますかね。</p> <p>ではですね、これを未だに検討したいというふうな話でございます。</p> <p>ほんと言うと、今すぐ私は中止という判断を聞きたいわけです。</p> <p>おそらく議会を傍聴に来ていた20名ぐらいの方ですかね、約。そういう方たちもそのように思っていると思います。なぜなら、あれだけの人が議会を傍聴に来るというのは、それだけの考えがあつてのことだと思います。</p> <p>それを村長は、あくまで宝珠山の議員さんたちは反対したから、まだ考える余地があるのじゃないかと。</p> <p>ちょっとそれは、私は納得できないようなふうに思いますけどね。あなたがどうしてもそういったことを続けるということであれば、いくら言っても一緒でしょう。</p> <p>でも、私はここで言っときます。</p> <p>議員から決議書が出され、住民から請願が出され、なぜそういうふうになったのか。それはあなたたちが企業に対しての調査不足、村民への説明不足、そういったことが招いた結果でしょう、元々は。</p> <p>このようなことをですね、村長は真摯に受け止めて反省し、企業誘致をですね、これからどうするかということでございます。もう今更、これから言っても同じ返答しかならんと思いますけれども、そういったことをよく考えて、どのようにするかは、もう少し村民と話し合ってください。</p> <p>これで私の質問は終わります。</p>
議 長	村長
村 長	<p>村民と話し合わなくて決断をするとは言ってないじゃないですか。</p> <p>村民の皆さんのご意見も聞きながら、確かにあなたが言うように、説明不足の面もあったかと思えます。</p> <p>そうであれば再度説明をやりまして、それで最終的な判断をしたいということがあります。</p>
議 長	<p>よろしいですかね。</p> <p>以上で、一般質問を終わります。</p>
散 会	
議 長	<p>これをもちまして、本日の日程は、すべて終了いたしました。</p> <p>月曜日は、予算審査特別委員会を開会します。</p> <p>本日は、これにて散会いたします。</p>

( 1 3 時 3 8 分 )

開 議	
議 長	<p>ただ今の出席議員数は、10名です。  定足数に達していますので、本日の会議を開きます。  議事日程は、お手元に配布のとおりです。  これより、各議案の質疑、討論、採決を行います。</p> <p style="text-align: right;">(11時45分)</p>
日程第1	
議 長	<p>まず、日程第1 議案第3号「東峰村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。  説明は終わっていますので、質疑を行います。  質疑はありませんか。  (質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。  これから、討論を行います。  討論はありませんか。  (討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。  採決します。  議案第3号「東峰村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。  本案に賛成の方、挙手をお願いします。  (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成です。  よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第2	
議 長	<p>次に、日程第2 議案第4号「東峰村税条例等の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。  説明は終わっていますので、質疑を行います。  質疑はありませんか。  (質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。  これから、討論を行います。  討論はありませんか。  (討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。  採決します。  議案第4号「東峰村税条例等の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。  本案に賛成の方、挙手をお願いします。  (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成です。</p>

	よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第3～ 日程第5	
議長	次に、日程第3 議案第5号「東峰村農業委員会委員の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例の制定について」、日程第4 議案第6号「東峰村農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例を廃止する条例の制定について」、日程第5 議案第7号「東峰村農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例を廃止する条例の制定について」は、関連していますので、これより一括質疑を行います。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議長	ないようですから、質疑を終結いたします。 次に、「東峰村農業委員会委員の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例の制定について」の討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第5号「東峰村農業委員会委員の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成です。 よって、本案は、原案どおり可決されました。 次に、「東峰村農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例を廃止する条例の制定について」の討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第6号「東峰村農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例を廃止する条例の制定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成です。 よって、本案は、原案どおり可決されました。 次に、議案第7号「東峰村農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例を廃止する条例の制定について」の討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)

議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第7号「東峰村農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例を廃止する条例の制定について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成です。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第6	
議 長	<p>次に、日程第6 議案第8号「東峰村喜楽来館の指定管理者の指定について」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第8号「東峰村喜楽来館の指定管理者の指定について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成です。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第7	
議 長	<p>次に、日程第7 議案第9号「平成28年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第6号)」について」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>5番 高橋弘展議員</p>
5 番	<p>68ページ、歳入のほうについてお聞きしたいと思います。</p> <p>15款2項15目ふるさと基金繰入金256万上がっておりますが、このふるさと基金繰入金256万が、歳出のほうでどの事業に充てられているのか、ご説明ください。</p>
議 長	<p>総務課長</p>
総務課長	<p>今回の256万1,000円、この繰入金につきましては、ふるさと納税をされる際にですね、用途の指定を受けている分で考えられておりますので、どの事業費、どの款、項、目にあたるか、そこまではですね、決算の段階にならないと出ませんので、用途の中で申し上げますと、自然環境・景観の保全に関する予算について4</p>

	<p>9万7,000円ですね、1,000円未満は省略いたしますが、医療・福祉事業の分野として32万6,000円、子育て・教育・文化の分野で74万2,000円、産業振興関係で26万7,000円、その他用途を指定していない分が72万8,000円ほどありますので、それについてはできるだけ村の振興、発展に繋がるような事業費に充当したいと思っております。</p> <p>合わせますと256万1,000円ということになります。</p>
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>69ページ、まち・ひと・しごと創生事業費の中で、これは、ゲストハウスということで、1億円近くの金額が上がっております。これは、自分たちはある程度説明を受けておりますけど、村民の方はほとんどご存じないと思いますので、ある程度で構いませんので説明をしていただきたいと思います。</p>
議 長	企画政策課長
企画政策課長	<p>このまち・ひと・しごと創生事業につきましては、先ほど議員さん言われたように、ゲストハウスの事業でございます、総合戦略の中の移住・定住と言いますか、そういう促進のための事業として位置付けられた事業を事業化したものでございます。</p> <p>具体的に目的を申し上げますと、東峰村の自然や農村の魅力ある景観、こういったものをですね、村外の方、都市住民の方に理解していただく施設となるわけなんですけれども、そういった過程の中で東峰村への移住あるいは定住、それから観光客の増加をはかることで、村の活性化に繋げようとしている事業でございます。</p> <p>これに併せて棚田等の景観に、こういった事業を活用することで、集落の存続と美しい景観を次世代に残すと言いますか、そういったことが事業の目的でございます。</p> <p>そういう中で管理棟と言いますか、管理棟施設と宿泊施設の整備を行うものでございます。</p>
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>今説明がありまして、管理棟と宿泊施設をつくるということでございますが、いつもこういった事業をするのに、要するに後のことはどうするのかということ、私、毎回聞きますけど、そういった管理棟をつくって管理は誰がするのか、宿泊施設をつくって誰が運営していくのか、そこはどのように考えていますか。</p>
議 長	企画政策課長
企画政策課長	<p>運営についてが一番問題になるかと思っておりますけれども、そのところは今検討中でございますが、今のところはこういった事業運営にですね、ノウハウを持った事業者等に運営等を任せるといったようなことも、1つはあるかと思っておりますけれども、公設になりますので、いずれにしても指定管理のような形を取るかと思っております。</p> <p>指定管理となりますとですね、希望としてはやはり地元の方にですね、運営にあたっていただけるような形で進めてまいりたいと思っております。</p> <p>そういった場合には、いきなりそういったノウハウがない状況もあるかもしれませんが、3年間程度は地域おこし協力隊を募集いたしまして、自走と言いますか、3年間程度はそういった形でのことを考えているところです。</p> <p>議員さん言われるように、非常にこの運営というのは、難しいというようなこと</p>

	<p>が言われてありますけれども、この施設につきましては、1棟貸のイメージを持っておりますので、通常食事が出たりとかですね、そういうふうになると、もう非常に食事の関係の準備とか、結局いつ来るか分からないお客さんのための準備等とかいうのが相当かかってまいりますけれども、今度の場合はコンドミニアム的な中で、今のところは考えておりますので、そういったことはなかなか管理のほうはそこまで、管理と言いますか、維持費のほうはそこまで多くはかからないものと想定しているところでございます。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>早速ですね、指定管理のほうが出るということでございます。</p> <p>こういった施設はですね、全国いろいろ各自治体もつくっております。しかし、本当に成功した例がどのくらいあるのか。そういった調査もしました。本当に収支が取れなければ、もう何年かしたらやめてしまう。</p> <p>梶原光春議員がいつも言っているように、竹地区がどんどん、どんどん農業する人も少なくなっているというような話、人員も少なくなっているという話です。</p> <p>そういったところに、こういったものをつくって、本当に将来的に収支が成り立っていくのかというのが、一番私が心配するところなんですよね。</p> <p>何でも、いつも言うんですけど、計画は立てる。しかし、その計画の将来性が1つもないと。それが本当にもう何べんも私言いますけど、これが将来的に間違いなく収支ができるということであればいいんですけど、こういったことも考えずに、すぐこういった、なんですか、お金が出るからと、補助率がいいからと、単純なんですよね、考え方が。</p> <p>何でも言います。建設するのはいい、何でもつくるのは簡単です。お金さえあればできますので。それを将来的に営業をしていかなければならないんですよ。そこを本当に真剣に考えていただかないと、こういったものをつくるということが、本当に村のためになるのか。そのこのところはどのように考えます。</p>
議長	副村長
副村長	<p>この交流の拠点ですね、ゲストハウス事業につきましては、当初の初期コストとしましてはですね、国から交付税や補正予算債含めまして75%が来るということもありますし、今後の一番気にされる場所は運営費のところだと思いますけれども、それにつきましても、今、こういったことでですね、専門にノウハウを持っているところからの助言もしっかり受けながらですね、かなり厳しく食事提供施設はつくらないとかですね、かなり経費面でも清掃費とか、そういったぐらいを具体的に積算しておりまして、赤字は出ないようにですね、現在厳しく精査して計画をしているところでございます。以上でございます。</p>
議長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>8番 佐々木紀嘉議員</p>
8番	<p>28年度の補正予算に対する村長への、これは付帯質問になると思いますが、28年度補正予算で、6款1項4目農業振興対策費、イッピンプロジェクトの13節委託料の200万円、15節工事請負費5,800万円、合計補正額6,000万円については、事業内容に検討の必要があるため、執行するときは議会と協議をし、合意の上で事業を行うように、村長に求めます。</p>

	村長の考えをお聞きします。
議 長	村長
村 長	今ご指摘の件につきましても、今後進めていく上で、議会との協議のうえ、執行にあたりましては対応をさせていただきたいと思っております。
議 長	他に質疑はありませんか。 ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 7 番 高倉寛視議員
7 番	私は、この28年度補正予算には反対いたします。 なぜかと言うと、先ほども言いましたように、このゲストハウスの金額が非常に1億円ほどの高いものになっておるからです。 先ほど副村長が、補助率が75%あるということでございました。だけど、つくるのは、先ほども言ったように、つくるのは簡単です。だけど、あとの維持費がたいへんなんです。そのところを永久的に、本当に国がずっと75%ずつぐらいくれればいいですけど、そういうことはおそろくないでしょう。 ましてですね、役場からのね、お仕着せというんですか、こんなので成功するはずがないんですよ。おそらく2、3年でもう躓くはずですよ。 私は、こういった予算には反対いたします。
議 長	他に、討論はありませんか。 8 番 佐々木紀嘉議員
8 番	私は、賛成の立場から討論をさせていただきます。 この地方版総合戦略の基本的な考え方の中に、人口減少と地域経済縮小の克服と、それから2番目には、まち・ひと・しごとの創生と好循環を確立する総合戦略ということで、2本の柱をあげております。 いずれにしましても少子・高齢化、人口減少を、どう地域で止めていくかというふうな問題の中で、この地方版総合戦略はあげられております。 やはりこういうふうなゲストハウス、そういうふうな施設等も、これはやっぱり人を呼ぶ、それから人を残す、いろんな意味において手を打っていかなければ、何もできない。また、何も効果がないというふうに私は考えておりますので、このゲストハウスを含めた28年度の補正予算全体に対して賛成をいたします。
議 長	他に、討論はありませんか。 ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第9号「平成28年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第6号)について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第8	

議 長	次に、日程第 8 議案第 10 号「平成 28 年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第 2 号）について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 （質疑なし）
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 （討論なし）
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第 10 号「平成 28 年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第 2 号）について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
議 長	全員賛成です。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第 9	
議 長	次に、日程第 9 議案第 11 号「平成 28 年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第 3 号）について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 （質疑なし）
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 （討論なし）
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第 11 号「平成 28 年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第 3 号）について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
議 長	全員賛成です。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第 10 ~ 日程第 13	
議 長	次に、日程第 10 議案第 12 号「平成 29 年度東峰村一般会計歳入歳出予算について」、日程第 11 議案第 13 号「平成 29 年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について」、日程第 12 議案第 14 号「平成 29 年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について」、日程第 13 議案第 15 号「平成 2



	<p>9年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について」は、予算審査特別委員会に付託をいたしました。</p> <p>予算審査特別委員会委員会報告書をお手元に配布しております。</p> <p>それでは、予算審査特別委員会の委員長の報告をお願いします。</p> <p>9番 長澤貞義議員</p>
9 番	<p>予算審査特別委員会委員長報告をいたします。</p> <p>平成29年東峰村議会第3回定例会、3月9日本会議において予算審査特別委員会に付託を受けました件について、会議規則第76条の規定により、審査結果を報告いたします。</p> <p>付託を受けた案件は、議案第12号「平成29年度東峰村一般会計歳入歳出予算について」、議案第13号「平成29年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について」、議案第14号「平成29年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について」、議案第15号「平成29年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について」、以上の4件でありました。</p> <p>審査期日は、平成29年3月13日、14日及び15日の3日間で、会計ごとに慎重に審査を行いました。</p> <p>審査の結果は、原案どおり可決するものと決定いたしました。</p> <p>予算審査特別委員会の結果については、委員長名で議長宛に文書で報告を済ませていることも併せて報告します。</p> <p>以上、付託を受けました案件について、予算審査特別委員会委員長の報告を終わります</p>
議 長	<p>ただ今、予算審査特別委員会委員長の報告がなされました。</p> <p>議案第12号「平成29年度東峰村一般会計歳入歳出予算について」、議案第13号「平成29年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について」、議案第14号「平成29年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について」、議案第15号「平成29年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について」、一括して採決をします。</p> <p>委員会報告書のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数です。</p> <p>よって、本案は、委員会報告書のとおり可決されました。</p>
日程第14	
議 長	<p>次に、日程第14 閉会中の継続調査申出書を議題といたします。</p> <p>本件につきましては、議会運営委員会、各常任委員会、議会広報特別委員会から、閉会中の継続調査申し出がなされております。</p> <p>これにつきましては、お手元に配布のとおりであります。</p> <p>これを許可いたします。</p>
閉 会	
議 長	<p>以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。</p> <p>村長よりあいさつの申し出があります。</p>

	これを許可いたします。 村長
村長	<p>閉会にあたりまして一言御礼を申し上げます。</p> <p>3月9日より本日まで平成29年第3回東峰村議会定例会を開催し、議員の皆様 の慎重審議をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。</p> <p>平成28年度の補正予算、平成29年度の当初予算、並びに議案審議の中でいた だきました貴重なご意見、ご提案を、今後の行政運営に活かし、誰もが住みたくな るような魅力ある村づくりを目指し邁進していく所存でございます。今後とも議員 各位のご理解とご協力をよろしくお願いを申し上げます。</p> <p>さて、今月11日は、あの痛ましい東日本大震災から6年目を迎えました。死者、 行方不明者が1万8,000人を超え、未だに12万3,000人余りの避難生活 を余儀なくされている方もおられます。</p> <p>本村におきましても土石流災害の危険性が高く、今後の異常気象による豪雨に、 どのような災害が発生するのか非常に危惧するところですが、今後とも安心・安全 な村づくりに邁進していきたいと思っております。</p> <p>また11日には東峰学園中学部15人の卒業生がそれぞれの進路へ旅立ってい きました。また17日には小学部の卒業式が挙行されます。東峰学園を卒業する中 学部の方が前途に希望を持ち、東峰村で育ってよかったと誇りを持って都会の 子に臆することなく邁進することを願うものです。</p> <p>そして4月になりますと、東峰村消防団の入退団式さらには入学式と公式行事が 軒並み予定されております。議員各位におかれましてはお体をご自愛され、さら にご活躍されますようお願いを申し上げます。</p> <p>この定例議会のあいさつといたします。ありがとうございました。</p>
議長	<p>これをもちまして、平成29年第3回東峰村議会定例会の全日程を終了いたしま す。</p> <p style="text-align: right;">(12時15分)</p>